広島県史年表(近世 1)　慶長 6 年(1601)～1780 安永 9 年(1780)

1601 慶長 6 辛丑⑪

3- 旧領主毛利氏，新領主福島氏に対し，先収貢租 2 万石を返還する。翌年 1 月までに米 1 万石，銀 300 貫を返附し,還附合計は 7 万 2000 石にのぼる〔毛利家文庫〕。
3- 福島正則，清洲を発って海路入城〔福島正則家中分限帳・福島大夫殿御事〕。
5-11 福島正則，厳島大明神へ年々米 825 石を寄進する〔野坂文書〕。
8-14 福島正則，村差出により佐西郡玖島村の田畑・屋敷の面積・分米を把握〔玖島・小田文書〕。
9- 11 月にかけて福島正則，領内検地を実施〔近世 1〕。
10-18 代官山中織部・村井次郎兵衛，佐西郡玖島村に「物成定」を通達し，年貢の納所皆済を命じる〔玖島・小田文書〕。
10- 福島正則，高 1000 石につき 1 人の夫役（千石夫）を申しつける〔土肥文庫〕。
10- 福島氏，年貢蔵納めまでの行程費用は，5 里まで百姓負担，5 里以上給人・代官負担とする〔土肥文庫〕。
10- 福島氏，升改めを行い，古升を新升に取り替える〔土肥文庫〕。
10- 福島氏，検地帳に登録された百姓が給人と称し，武家奉公人となることを禁じる〔土肥文庫〕。
10- 福島正則，給知農民に対する給人の私成敗を禁止し，私成敗の事実ある時は農民より正則に直訴するよう申しつける〔土肥文庫〕。
10- 福島氏，給人の田畑手作を厳禁する〔土肥文庫〕。
11-22 福島正則，宮島社家三方へ宮島有浦町地子銀を所務させる〔野坂文書〕。
11- 福島正則，家臣の知行割を行う〔志賀文書〕。
11- 福島氏代官佐西郡原村の野山境界を定める〔廿日市町役場文書〕。
11- 宮島の総屋敷改めにより，職人・商人層の持家，町分に設定される〔近世 1〕。
12- 福島正則, 新安国寺を国泰寺と改号, 臨済宗を曹洞宗に改め, 弟普照を住職とする〔知新集 12〕。
この頃, 伊予石手寺の僧栄鏡, 広島の妙寿寺に入り明星院と改号, 禅宗を真言宗に改める〔知新集 10〕。
この年, 福島氏，広島城の修築を実施〔福島大夫殿御事〕。
この年, 福島正則，子正之を三原城に置き，福島伯耆守を小方に，尾関石見を三吉（三次）に，長尾隼人を東条（東城）に，福島丹波を神辺に，大崎玄蕃を鞆に配置する〔福島太夫殿御事〕。
この年, 福島検地により安北郡綾ヶ谷村の福王寺寺領は，9 石を残して没収される〔芸藩通志 73〕。
この年, 福島正則，屋敷高の全額を収取する「定成」(すくみ取り）を始める〔玖島・小田文書〕。
慶長のはじめ，福島正則，川口宗助を播磨より招き，三原西町に屋敷を給す。酒造を業とす〔三原志稿〕。

1602 慶長 7 壬寅

2- 徳川家康，新本願寺（東本願寺）の創建を光寿に許す。この頃から，安芸南部の多くの真宗寺院，本派本願寺（西本願寺）の系列下にある仏護寺の末寺となる〔近世 1〕。
3- 神辺城代福島丹波，龍泉寺を再建〔同寺過去帳〕。

5- 福島正則，厳島神社蔵平家納経を修復〔蔦蒔絵唐櫃銘〕。
10-26 福島正則，三原宗光寺に寺領 100 石を寄進〔宗光寺文書〕。
10-28 福島正則，国泰寺に寺領 300 石を寄進〔知新集 12〕。
12- 福島正則，安芸・備後国内の「宿次定」を出す〔小方・和田家文書〕。
この年, 豊臣秀吉，神辺と三原の間に今津駅を設ける〔小方・和田家文書〕。
この年, 沼隈郡山南村の菅野十郎兵衛，中指表を製織し，5 人扶持の郷士に取り立てられる〔明治 37 年広島県農事調査書〕。
この年, 福島正則，備後表上品 3100 枚を幕府に献上。以後献上品の鑑別のために 4 人の改役を命じる〔明治 37 年広島県農事調査書〕。

1603 慶長 8 癸卯

5-17 豊田郡高坂村仏通寺，58 人扶持と紙子代合計 78 石を付与される〔豊田郡誌〕。
12-18 福島正則，尾道泉屋一相，笠岡屋又左衛門に備後国蔵入貢米を預け，販売を依託する〔松本家旧蔵文書〕。
この年, 星野越後守・小河若狭守を町奉行として広島東部の西国街道沿い両側の侍屋敷区画を町人町にかえ胡町・東引御堂町をつくる〔知新集〕。
この年, 亀居城の構築開始〔小方・国郡志差出帳〕。
この年より翌年にかけて, 福島氏土免制を採用〔玖島・小田文書〕。

1604 慶長 9 甲辰⑧

1- 2 福島正則，広島の不動院に祈祷料を寄進〔不動院文書〕。
4- 福島正則，広島城下白神社の社殿を再興する〔近世 1〕。
6- 福島正則，江戸に参勤〔当代記〕。
6- 福島正則，領内の刀狩りを厳しく実施〔古今雑録〕。
6- 福島正則，石船 100 艘を来年 3 月までに建造するよう命じ，公役に備える〔備藩国臣古証文〕。
8- 徳川家康，江戸城修築のため，福島ら諸大名に対し，石材と木材の運送を命令〔徳川実紀 1〕。
12- 福島正則，新庄村三滝の多聞院を比治山に移し，5 人扶持切米 10 石を寄進〔知新集 11〕。
この年, 三次の鉄師畑中権右衛門，砂鉄を運ぶため石見国空山に運送路を開く〔加計万乗〕。
この年, 福島正則，広島常駐のキリスト教神父に毛利家臣佐世元嘉旧宅を与える〔1606 年日本耶蘇会報告書〕。
この年, 照林坊，三吉郡五日市に移る〔双三郡三次市史料総覧〕。

1605 慶長 10 乙巳

12- 福島正則，宮島で伐採した材木代として社家，社僧に米 100 石，町中に米 70 石を支払う〔野坂文書〕。
この年, 福島正則，広島教会堂を訪れる〔日本耶蘇会年報〕。
この年, 広島で約 100 名が洗礼を受ける〔芸備キリシタン史料〕。

1606 慶長 11 丙午

3-　幕府,福島正則ら15の西国諸大名を江戸に上らせ,江戸城修築を命令〔朝野旧聞裒藁〕。

1607 慶長12 丁未④

この冬,福島正則，嫡子正之の乱行を見かね，徳川家康に言上のうえ，これを殺す〔慶長見聞録案紙〕。

1608 慶長13 戊申

2-　豊臣秀頼痘瘡を病む，福島正則ら大坂に上り看護に当る〔当代記〕。

4-　故福島正之の妻としていた徳川家康の養女を,家康のはからいでその実父松平元康の許に引取らせる〔徳川実紀1〕。

この年，亀居城完成（11丸からなる）〔小方・国郡志差出帳〕。

1609 慶長14 己酉

7-19 幕府，公定相場で，金1両銀50目，銭4貫文と定める〔徳川禁令考3685〕。

7-29 福島正則,広島城修築のことで家康の不興を買ったのを憚り破却する。島津家久の依頼により大坂借銀の斡旋をする。〔薩藩旧記総集〕

9-　幕府，西国諸大名が500石積み以上の大船を所有することを禁止〔徳川実紀1〕。

11-　福島正則江戸に参勤する〔慶長見聞録案紙〕。

この年,幕府，福島正則ら西国13か国の大名に丹波篠山築城を命令する〔譜牒余録〕。

この年,仏護寺，佐東郡打越村小河内から広島広瀬（寺町）に移される。同時に支配下の諸坊も多く同地に移される〔知新集20〕。

1610 慶長15 庚戌②

3-1　浅野長晟，備中国芦守2万4000石を徳川家康から賜わる〔自得公済美録3〕。

この年,幕府，福島正則ら西国・北国の諸大名に名古屋築城を課す〔当代記〕。

1611 慶長16 辛亥

3-　徳川家康，京都にて福島正則・池田輝政・浅野幸長らの諸大名に対し，内裏造営を命令する〔禁裏御普請帳〕。

3-　福島正則，豊臣秀頼と徳川家康との会見を斡旋〔武家閑談〕。

4-12 幕府，在京諸大名に対し，法令三か条を示し，誓書を提出させる〔徳川実紀1〕。

6-　福島正則大病により，嫡子正勝を江戸に参勤させて襲封のことを乞う(当代記6)。

この年,亀居城，破却される〔小方・国郡志差出帳〕。

この年,佐西郡玖島村の貢租制，秋免に変わる〔近世1〕。

この年,佐伯郡大竹村と周防国関が浜村の間で貝取論争おこる〔郷邑記〕。

この年,藤原惺窩，弟子の堀杏庵を浅野幸長の侍医として推薦する〔芸藩志拾遺〕。

この年,雲谷派の画家原治兵衛直治，法橋に任ぜられる〔近世1〕。

1612 慶長17 壬子⑩

8-11 福島正則，三原町に家改めを行い，水主役家(351軒）として，銀1貫170目を銀納

させる〔三原志稿〕。
10- 福島正則，駿府の徳川家康と江戸の将軍徳川秀忠に参勤〔徳川実紀 1〕。
12- 福島正則ら京都御所築地の公役をつとめる〔慶長年録〕。

1613 慶長 18 癸丑
6-24 福島正則の臣，可児才蔵芸州で没(60)〔芸備先哲伝〕。
9- 岡本伝之丞，奉行として，鞆町祇園宮に舞台を造立〔備陽六郡志・福山志料〕。
10-18 浅野長晟，紀州において浅野幸長の遺領を継ぐ〔徳川実紀 1〕。
この年, 広島教会に癩病院を設ける〔広島カトリック教会史〕。

1614 慶長 19 甲寅
2- 福島正則，宣教師たちを肥前国長崎へ送致し，広島教会を閉鎖する〔パゼ-・日本耶蘇教史〕。
3- 福島正則・黒田長政ら江戸城修築の手伝いを命ぜられ駿府より江戸へ赴く〔徳川実紀 1〕。
9-21 福島正則，人夫を出し尾張国清洲城石垣を修築する〔当代記〕。
10- 1 大坂冬の陣始まる（12 月に終わる）〔駿府記・諸牒余録〕。
10- 8 家康，福島正則を江戸に留め，子息忠勝を大坂攻撃に参加させる〔駿府記〕。
10-11 水野勝成，大坂冬の陣に家康の陣所住吉を守る〔水野記 5〕。
10-13 福島正則，大坂城の秀頼母子へ送る諌書の趣きを家康に届け諒解を求める〔徳川実紀 1〕
11-15 福島忠勝ら大坂に着き，東方青屋口今福に陣取る〔徳川実紀 1〕。
11-晦日, 福島忠勝の役夫により天満の春日井堤を切落させる〔徳川実紀 1〕。
12- 9 福島忠勝らの役夫により森口の堤を築かせる〔徳川実紀 1〕。
12-24 福島正則，大坂城攻撃のため国許から竹木を運び，備金持ち帰らせる〔福島文書〕。
この年, 幕府，大坂冬の陣に先立ち，福島正則に命じて備後国の鍛冶に鉄盾を作らせる〔駿府記〕。
この年, 玖島村に庄屋・組頭制をしく〔玖島・小田文書〕。
この年, 福島氏，のぼり・ふきぬきを新しく取り替えるため，かわや町の革細工職人に調達方を命じ，手間賃を与えるよう指示する〔福島文書〕。

1615 元和 1(7.13) 乙卯⑥
4- 6 大坂夏の陣始まる。江戸在住の福島正則，国許に出兵を促す〔知新集〕。
閏 6-13 幕府，一国一城令を出す〔自得公済美録 8〕。
この年, 朝鮮来聘使，鞆に寄港〔福山市史〕。

1616 元和 2 丙辰
2- 家康不例のため福島正則ら駿府へ見舞う〔徳川実紀 2〕。
6-11 宮島社人ら，他国より米・雑穀などの買入れを禁止される〔野坂文書〕。
10-18 ドミニコ・加藤，転宗を拒否し，磔刑に処せられる〔広島カトリック教会史〕。
10-29～11- 1 イギリス平戸商館リチャルド・コックスの船，鞆に入港し鉄 1 万斤を買い，代銀 2 貫 108 匁を支払う〔リチャルド・コックス日記〕。

12-27 福島正則子息忠勝従5位下侍従となり，備後守と称す〔武家補任〕。

この年, 福島正則，戒善寺に禄100石を寄進〔知新集14〕。

1617 元和3 丁巳

6-21 福島正則，従4位下，参議となる〔徳川実紀2〕。

9- 5 福島正則，芸備両国49万8223石領知の徳川秀忠の知行判物を受ける（福島文書)。

この年, 広島に洪水あり，城郭三の丸まで浸水〔芸陽記〕。

1618 元和4 戊午③

福島時代, 広島城下太田川デルタに竹屋新開・国泰寺新開・水主新開・舟入新開・観音新開など造成される〔近世1〕。

1- 福島正則，慶長14年より元和3年までの宮島四季法会かりや銭10貫30匁を社家三方へ渡す〔野坂文書〕。

11-22～25 イギリス平戸商館リチャルド・コックスの船，鞆に入港，三原酒などを買い求める〔リチャルド・コックス日記〕。

1619 元和5 己未

1-24 福島正則，治水工事に続いて広島城石垣の修築に着手〔福島太夫殿御事〕。

4-25 福島正則，広島城修築箇所の破毀を命ぜられる〔福島大夫殿御事〕。

6- 2 幕府，福島氏が無断で広島城を修築したことを理由に改易し，芸備両国の代わりに津軽4万5000石を与う〔譜牒余録〕。

6-12 幕府，広島城請取の上使にそえて中国・九州・四国の諸大名に動員を命じる〔毛利1163号〕。

6-20 牧野主馬・東条長頼の両名，福島正則・忠勝父子の手書を広島城へ携え，明け渡しを確認させる〔徳川実紀2〕。

7- 2 幕府，福島正則を信濃国川中島4万5000石に転封し，高野井村に蟄居させる〔福島文書〕。

7-18 幕府，浅野長晟を安芸国一円，備後国の内8郡合わせて，42万6000石余に封ずる〔自得公済美録12〕。

7-22 幕府，水野勝成を備後7郡と備中国の一部，10万石に封ずる〔徳川実紀2〕。

7-27 浅野長晟，浅野左衛門佐ら42人を広島城請取りのために先発させる〔自得公済美録12〕。

8- 4 水野勝成，鞆に上陸し，神辺城に入る〔水野様御一代記〕。

8- 8 浅野長晟，広島城へ入る〔自得公済美録12〕。

8-10 浅野長晟，石田重太郎ら12名を諸郡に派遣する〔自得公済美録12〕。

8-10 浅野長晟，芸備両国百姓中に法度を布達する〔自得公済美録12〕。

8-20 浅野長晟，13か条の貢租収納に関する書付を代官に与える〔自得公済美録12〕。

8-22 広島藩，各郡5000～8000石を単位として，代官割りを行う〔近世1〕。

8- 幕府，浅野・水野両氏へ安芸・備後国引渡知行帳を与える〔備陽六郡志〕。

8- 福山藩の村数，203か村〔備陽六郡志〕。

8- 広島藩の村数，699か村〔安芸・備後国御知行帳〕。

9-13 浅野長晟，厳島社・地御前社に御祭料御供料 710 石，府中田所社家役者に社参入用25 石を寄付する旨の墨付を座主棚守左近将監に与え，並に社家供僧内侍田所社家等に扶持

米を給付する旨の墨付を与える〔自得公済美録 12〕。
10-22 広島藩，4 家老へ知行割を行う〔自得公済美録 12〕。
11-13 広島藩，大坂天満の植木小右衛門に早船飛脚の制を申し付ける〔自得公済美録 12〕。
11-26 浅野長晟，浅野知近を成敗する〔自得公済美録 12〕。
12- 浅野長晟，今中内匠助，城伊織を大坂に常駐させる〔自得公済美録 12〕。
この年, 広島藩，廿日市・玖波・可部・深川など領内要所に材木留奉行を置き，木材の流通統制を開始する〔近世 1〕。
この年, 広島藩で種貸(米)の制，始まる〔安芸風土記〕。
この年, 広島藩，年貢銀高が収納年貢の 35.3%〔近世 1〕。
この年, 水野氏，福山城下町建設のため安那郡神辺より大念寺を，沼隈郡神村より洞林寺を城下に移転させる。この頃から，領内より城下に移転の寺院増加〔近世 1・福山市史〕。

1620 元和 6 庚申⑫

1-7 浅野長晟，年頭礼として進呈された仏護寺よりの樽 3 荷 3 種を，仏護寺内の 12 か寺より扇 30 本を受け取る〔知新集 19〕。
1-15 広島藩，八島作右衛門ほか 10 名を大坂蔵元とし，登せ米を割符する〔自得公済美録 13〕。
1-23 広島藩，年貢米の輸送負担の増大を警戒し，銀納あるいは所払いを認める〔自得公済美録 13〕。
1-23 広島藩，領内伝馬人足の徴発について，領主印判による伝馬人足の調達制をしく〔自得公済美録 13〕。
1-23 浅野長晟，参勤につき留守中法度・郡中法度を出す〔自得公済美録 13〕。
1-23 浅野長晟，農民の越訴を禁止する〔自得公済美録 13〕。
2- 3 広島藩，土免制を採用〔自得公済美録 13〕。
3-26 幕府，浅野長晟に対し，小方・東城への侍衆屋敷の普請，三原城破却猶予等を申し渡す〔浅野文庫〕。この春，広島藩，大坂蔵屋敷地買い上げ，普請を開始，9 月に完成する〔自得公済美録 13〕。
4- 8 広島藩，割木・柴・黒炭等の人馬札制を立て，札銀の徴収制度を設ける〔自得公済美録 13〕。
5-28 福山・広島共に大雨洪水，広島城下川水漲溢城楼を破壊。郡中も堤防決壊多数〔自得公済美録 13・備後史談〕。
7-16 広島藩，洪水による城郭破損の修理許可を幕府に願う（8 月 6 日許可）〔自得公済美録 13〕。
7-28 広島藩，藩士に対する知行割を行う〔自得公済美録 13〕。
7-28 浅野忠吉（三原），2000 石を加増され，3 万石となる〔三原志稿〕。
8- 1 浅野長晟，三谿郡仁賀・屋井両村にて 300 石，伊勢大神宮へ寄進する〔芸藩通志〕。
8- 洪水にて損壊した広島廻り堤を普請する〔自得公済美録 13〕。
8- 浅野氏，明星院に寺領 200 石を寄進し，祈祷所とする〔知新集 10〕。
11-11 浅野長晟，領内の寺社領米を定める〔浅野家諸事覚書〕。
12- 6 播磨・備前・備中・安芸・伊予 5 か国の信徒代表 25 名がローマ法皇に書翰を送る〔バルベリニ文書〕。
閏 12-10 広島藩，領内分産鉄額 1 万 3383 貫であることを幕府に報告する〔自得公済美録 13〕。
この年, 広島藩，鹿雉子鳩札運上制定〔自得公済美録 13〕。
この年, 広島町組の水主役銀・葭運上の制，始まる〔広島藩御覚書帖〕。
この年, 広島藩，津和野藩主亀井家へ，廿日市に船屋敷を寄贈する〔自得公済美録 13〕。
この年, 広島藩の大坂登せ米は 1 万石とみえる〔自得公済美録 13〕。

この年, 水野氏，明王院の堂塔を修繕〔福山志料〕。
この年, 広島城下に御泉水(縮景園)造られる〔近世 1〕。
この頃から, 水野氏，三河・大和より寺院を福山城下へ移す〔近世 1〕。

1621 元和 7 辛酉

1- 浅野長晟，中島天神坊に連歌百韻奉納〔知新集 11〕。
5-27 幕府，浅野長晟らに江戸城天守台の普請を課す〔自得公済美録 14〕。
この年, 広島藩，竹運上の制を開始〔自得公済美録 14〕。
この年, 福山藩，数寄屋表など 425 枚を幕府に献上〔公儀御畳表見記録〕。

1622 元和 8 壬戌

6-22 広島藩，広島城廻りの堀で水あびや魚釣を禁止する〔自得公済美録 14〕。
8-15 福山城，野上村常興寺山に完成し，水野勝成入城。城下町の地子及び諸役免除。築城後，まもなく上水道敷設〔備陽六郡志〕。
8- 水野勝成，賢忠寺を建立して，水野家の菩提寺とする〔賢忠寺「藤成公載恩略記」〕。
この年, 広島藩，千石夫の制を改め，一歩米の徴収を始める〔自得公済美録 15〕。
この年, 広島藩，深川筋炭薪船運上の制を開始〔自得公済美録 15〕。
この年, 幕府，畳表 9000 枚を御用表として福山藩より買上げる制度を開始〔沼隈郡誌〕。
この年, 福山藩，畳表を幕府に献上するため 9 か条の定法を制定し，沼隈郡 26 か村に作製を命じる〔沼隈郡誌〕。
この年, 藩儒堀杏庵，尾張侯に招かれ，広島を去る〔芸儒堀家略譜〕。

1623 元和 9 癸亥⑧

2- 浅野長晟，将軍秀忠・同夫人，家光に三原新酒を献上〔自得公済美録 16〕。
10- 浅野長晟，石川丈山を招く〔芸備先哲伝〕。
この年, 山県郡加計村の佐々木家慶長年間にはじまった寺尾銀鉱の採堀を引き継ぐ〔加計万乗〕。
この年, 福山藩，野上新涯を築成〔福山市史〕。
この年, 広島空鞘川渡船（今門渡し)，始まる〔芸藩通志〕。

1624 寛永 1(2.30) 甲子

1- 広島藩，官船数・綱碇貫目改めを行い，官船 129 艘を整える〔自得公済美録 17〕。
2-16 広島藩，キリスト教徒フランシスコ遠山甚太郎を処刑する〔1624 年度イエズス会年報〕。
2-21 浅野長晟，浅野忠長・上田重安・浅野高英らに，留守中法度を出す〔自得公済美録 17〕。
2-21 広島藩，大庄屋制をしく〔自得公済美録 17〕。
2-24 広島藩，大坂城天守閣修復を手伝う〔自得公済美録 17〕。
2-26 広島藩，浦法度 5 か条を申し渡す〔自得公済美録 17〕。
7-13 福島正則，信濃国高井郡高井野村で没(64)〔福島家系譜〕。
12-13 広島に大地震が発生し，城中石垣・多門・楼・塀など崩壊する〔自得公済美録 18〕。
この年, 広島藩，船床銀の制を始める〔自得公済美録 18〕。
この年, 広島藩，朝鮮信使を蒲刈島に接待〔自得公済美録 18〕。

この年, 安南郡比治山・仁保島・矢賀浦の間の干潟を干拓，新開とする〔広島市史 1〕。
この年, 広島藩，安南郡上瀬野村孫兵衛に対し，請山から 100 石の大坂登せ用鍛冶炭を調達するよう命令する〔瀬野・野村家文書〕。
この年, 百島の漁民ゴチ建網を工夫する〔近世 1〕。
この年, 広島町奉行，広島城下地図を作製〔広島市史 1〕。
この年, 水野勝成，亡父母追善のため京都大徳寺境内に瑞源院を建立〔水野記 6〕。

1625 寛永 2 乙丑

4-27 毛利輝元没(73)〔毛利輝元卿伝〕。
この年, 広島中島材木町の娼家を宮島に移す〔知新集 2〕。
9- 広島藩，広島町内で野菜等を行商する者より行商札の税銀を取り立てる（正保元年廃止）〔自得公済美録 18〕。
この年, 広島藩，深川・廿日市の艜船へ納税を命じる〔芸藩志拾遺 3〕。

1626 寛永 3 丙寅④

3-15 広島の道路や広場に，キリシタン制札が立てられる〔1625 年度イエズス会年報〕。
この年, 広島藩，綿座を設け綿運上を徴収〔賀茂郡覚書〕。
この年, 可部筋薪炭積下し，船運上の制，始まる〔自得公済美録 19〕。

1627 寛永 4 丁卯

1-11 広島藩，雇水主賃飯米の制を定める〔自得公済美録 20〕。
2- 2 広島藩，浦方船・加子の取締 5 か条を出す〔自得公済美録 19〕。
8-26 浅野光晟，江戸城にて加冠，松平の姓を受け，松平安芸守を名のる〔自得公済美録 19〕。
この年, 広島藩，各郡より行商鑑札税を上納させる（寛永 10 年廃止）〔芸藩志拾遺〕。

1628 寛永 5 戊辰

5- 8 広島藩，領内の桝を御判の桝に統一する〔自得公済美録 20〕。
9-14 浅野長晟，留守中法度で，キリスト教を禁止する〔自得公済美録 20〕。
9-14 広島藩，太田川流域の鉄穴流しを禁止〔自得公済美録 20〕。
9- 浅野氏，年貢納入について，小帳・免帳の作成を命じ，納目録を出させる〔自得公済美録 20〕。
11-18 幕府，広島藩に対し，江戸城和田倉橋石垣の普請手伝いを命じる〔自得公済美録 20〕。
この年, 広島藩，竹代銀制をしく〔広島藩御覚書帖〕。
この年, 広島藩，佐西郡廿日市・古江に口屋を設け，郡中からの林産物に十分一運上銀を徴収する〔近世 1〕。
この年, 広島藩，安北・佐東・山県 3 郡の川筋薪船の税銀を初めて徴収する〔芸藩志拾遺 3〕。
この年, 広島藩，他国酒の移入を禁じる〔自得公済美録 20〕。

1629 寛永 6 己巳②

1-晦日, 広島藩，京都藩邸にあてるため，京都五条松原通りの屋敷を買上げる〔自得公済

美録 21〕。

5- 佐西郡大竹村と周防国和木村の間で青木毛上論争起こる。以後両村間で種々の争論起こる〔郷邑記〕。

9- 浅野長治，剣術印可の伝書を寺沢半平より受ける〔鳳源君御伝記 1〕。

1630 寛永 7 庚午

1-11 福山藩，銀札通用の基準を定め，銀掛屋菊屋太兵衛を札座として，銀札を発行する〔水野様御一代記〕。

2-28 広島藩，浦方取り締まりに関し，船奉行制札を出す〔自得公済美録 21〕。

6-21 広島藩，公用伝馬人足に関する定書を出し，伝馬人定賃・宿銭・馬草糖藁等調方を規定する〔自得公済美録 21〕。

8-13 浅野長晟，代官心得に関する掟書を出し，年貢小物成納入の諸規則，年貢銀の上納相場決定方法等を指示〔自得公済美録 21〕。

11-21 浅野長晟，船頭・水主の使用等に関する定めを船奉行に申し渡す〔自得公済美録 21〕。

11-21 広島藩，牢番役をかわたの職務と規定し，飯米額を決定する〔自得公済美録 21〕。

11-21 広島藩，大庄屋の領内配置を是正する〔自得公済美録 21〕。

11-23 広島藩，蔵米払方の諸規定を出す〔自得公済美録 21〕。

この年, 広島藩，広島町の米相場に 1 匁を加えて，年貢銀の上納相場とする〔自得公済美録 21〕。

この年, 広島藩，代官の服務規定を定める〔自得公済美録 21〕。

この年, 浅野長晟，白神社の鳥居・玉垣・大門・大手塀等を建立する〔知新集 24〕。

1631 寛永 8 辛未⑩

2- 1 広島藩，他国米の移入を禁止する〔自得公済美録 22〕。

2- 1 広島藩，主要街道の各駅間の駄賃を定める〔自得公済美録 22〕。

2- 1 広島藩，廿日市・草津・玖波・可部・深川 5 か所で材木・板類の寸尺を定める〔自得公済美録 22〕。

5-18 広島藩，津和野藩に対し，廿日市に船屋敷用地を四至明示のうえ貸し渡す〔津和野亀井記〕。

8-14･15 暴風雨・高潮・洪水。広島新開の堤防決壊して城下に浸水。元安橋・猫屋橋・小屋橋・横川橋・猿猴橋・京橋流失。郡中の損毛も甚大〔自得公済美録 24〕。

この年, 広島藩，林野を御建山・御留山の 2 種に分ける〔近世 1〕。

この年, 沼隈郡中山南村光照寺，近江国神崎郡八幡村本行寺の末寺となる〔備陽六郡志〕。

この年, 鍔工其阿弥三代目藤右衛門，三原から広島に移住し，鍔を製作する〔近世 1〕。

1632 寛永 9 壬申

7-22～ 8- 9 水野勝成・勝俊父子，加藤忠広改易後の熊本城在番を命じられ，熊本に滞在する〔水野様御一代記〕。

8- 2 広島藩，広島廻り堤防の取締条目を定める〔広島市史 1〕。

8- 広島藩，河川を開削し，水運の整備を行うため，三篠川筋を踏査させる〔三田村株艜記録〕。

9- 3 浅野長晟，広島城中で没〔自得公済美録 23〕。

9- 幕府，各宗本山に末寺の調査を命じる〔寺院本末記〕。

10-29 浅野光晟，襲封〔玄徳公済美録 3〕。
11- 2 浅野長治，三吉・恵蘇両郡および佐西・高田・豊田・御調・世羅郡のうちより 5 万石を分知され，三吉藩を立てる〔玄徳公済美録 3・鳳源君御伝記 2〕。
12-22 浅野長治，家中掟書発布〔鳳源君御伝記 2〕。
12- 中旬，浅野長治，三吉に入部〔鳳源君御伝記 2〕。
この年, 三吉藩，三吉町に年貢蔵を設け，年貢米を収納する〔近世 1〕。
この年, 沼隈郡鞆の当納屋忠兵衛，走島村の村上太郎兵衛，鯛網・鰆網を始める〔近世 1〕。
この年, 浅野領内田畑の旱害甚大〔玄徳公済美録 3〕。
この年, 周防国柳井出身の野村休夢，宗箇流茶法を開く〔和風会・上田宗箇流茶道〕。

1633 寛永 10 癸酉

1- 2 広島藩，広島町法度・郡中法度・浦法度を出す〔玄徳公済美録 4〕。
1- 4 広島藩，月 1 回在江戸の藩主と国元を結ぶ「廻飛脚」の制度を開始する〔玄徳公済美録 4〕。
1- 6 幕府，初めて中国筋に巡見使の派遣を下命〔徳川実紀 2〕。
1- 6 広島藩，振売札運上の制を廃止する〔玄徳公済美録 4〕。
1- 7 広島藩，西国街道周防国境より尾道までの間に一里塚（36 町ごと）を築かせる〔玄徳公済美録 4〕。
1- 7 広島藩，中国筋巡見使派遣に備え，領内街道・御茶屋を整備するため，道橋奉行・御茶屋作事奉行を任命する〔玄徳公済美録 4〕。
1- 8 広島藩，大坂登せ米に納升を使用する〔玄徳公済美録 4〕。
2- 2 広島藩，領内諸道の道幅を定め，西国街道は 2 間半，石見出雲街道は 7 尺，村伝いの小道は 3 尺とする〔古来変革記〕。
2- 5 広島藩，1000 石以下の家中に対する貸銀の制を触れ出す〔玄徳公済美録 4〕。
2- 6 広島藩，前年旱損後の在方復興のため，改奉行を郡方・浦方に派遣し，実情を調査させる〔玄徳公済美録 4〕。
2-11 広島藩，山県郡鉄穴稼による可愛川川床の上昇に対し川除けの普請を申し付ける〔玄徳公済美録 4〕。
2-17 幕府，軍役規定を定める〔徳川禁令考 198 号〕。
2-27 広島藩，大庄屋を呼び出し，代官・給人に対する不満などを言上させる〔玄徳公済美録 4〕。
2- 広島藩，鷹師・餌差等の心得を定める〔玄徳公済美録 4〕。
3-21 広島藩，苗代仕付見聞のため，奉行らを郡中へ遣す〔玄徳公済美録 4〕。
3-21 広島小姓町に今門ができる〔玄徳公済美録 4〕。
5-11 広島藩，3 家老の広島城下の水丁場を定める〔玄徳公済美録 4〕。
5- 広島藩，広島城下町門の夜戌刻以後の通行を禁止する〔広島市史 1〕。
7-27 浅野光晟，広島の大工・桶屋等の職人に対し，三吉に屋敷を与え，引越しを命じる〔鳳源公御伝記 3〕。
7- 三吉藩，植木助六を船奉行に任じ，豊田郡忠海に居住させる〔鳳源君御伝記 3〕。
8-11 広島藩植木小右衛門家来村田太兵衛以下 26 人のキリシタンが転宗する〔玄徳公済美録 4〕。
9-26 広島藩，江戸城普請につき，将軍へ鉄 1 万貫を献納する〔玄徳公済美録 4〕。
9-27 広島藩，伏見阿波橋内新町に伏見藩邸を設ける〔玄徳公済美録 4〕。
10-24 尾道町，宗旨人別帳を作製する〔尾道・渋谷文書〕。
10-27 広島藩，広島城下の町牢を上流川町へ移転し，成敗場所を材木新開に設置する〔玄徳公済美録 4〕。
12- 畠山義真，三吉藩主に上杉流の軍法極意を伝授し，免許状を授与する〔鳳源君御伝記

3〕。
この年, 広島領内のキリシタン改めを行う〔玄徳公済美録 4〕。
この年, 浅野光晟，村方百姓の紛争処理に給人の関与を禁止する〔玄徳公済美録 4〕。
この年, 広島藩，長崎奉行から領内に伴天連が潜伏するとの照会をうける〔芸備キリシタン史料〕。

1634 寛永 11 甲戌⑦
1-16 広島藩,佐西郡己斐村河畔において,キリシタン5人を火刑に処す〔玄徳公済美録 4〕。
1-21 広島藩，本川筋・平田屋川筋に米留奉行を置く〔玄徳公済美録 5〕。
2- 1 広島藩,植木小右衛門内林田太兵衛をキリスト教徒として処刑する〔玄徳公済美録 4〕。
4-21 三吉藩，蔵屋敷とするため，広島城下西堂橋筋の屋敷と船を本藩より借用する〔鳳源君御伝記 3〕。
5- 2 福山藩，天領の豊後米 5000 石を小笠原信濃守より請取り，城内二の丸米蔵に保管する〔水野記 12〕。
6- 5 浅野光晟，国泰寺に寺領 300 石を寄進〔玄徳公済美録 5〕。
6-20 浅野光晟，算用方に対し，部分的に土免制の併用を申し渡す〔玄徳公済美録 5〕。
7- 2 広島藩，西国街道佐西郡廿日市・井口間が満潮時に通行不能になるため，道普請を命じる〔玄徳公済美録 5〕。
閏 7-16 徳川家光,浅野光晟・水野勝成ら 5 万石以上の諸大名に知行判物（8 月 4 日付）を,浅野長治ら 5 万石以下の者へは朱印状を下賜する〔玄徳公済美録 5〕。
8-11 浅野光晟，厳島社参を手はじめに領内を巡廻する〔玄徳公済美録 5〕。
11-21 広島藩，年貢代銀の上納相場の期日（毎月 1・6 の日）を定め，広島町上米相場の 3 匁上りを基準に上り銀相場を決定する〔古来変革記・青枯集〕。
11- 浅野光晟，堀立庵を儒者として登用し，禄 100 石を給する〔芸儒堀家略譜〕。
この年, 広島藩，端境期に城下から領外への米穀積み出しを禁止する〔近世 1〕。
この年, 広島国泰寺沖手に新開完成〔玄徳公済美録 5〕。
この年, 三吉藩主浅野長治，江戸浅草今戸の人形師森喜三郎を連れて帰る〔近世 1〕。

1635 寛永 12 乙亥
6-21 幕府，参勤交代の制度を定める〔徳川実紀 2〕。
この夏, 広島藩，安北郡深川赤石より狩留家村三田境までの川瀬を開削〔三田村株艜記録〕。
8-23 広島藩，藩主縁組につき，広島・尾道・吉田・廿日市町より御用銀 300 貫を借用〔玄徳公済美録 6〕。
9- 6 幕府，諸国大名に対し，キリシタン宗門改めを命令する〔徳川実紀 2〕。
10-25 幕府使番津田権兵衛，広島藩領内キリシタン宗門改め監督のため，広島に到着する〔徳川実紀 2〕。
10-晦日, 広島藩，キリシタン門徒の穿鑿を命令する〔玄徳公済美録 6〕。
11- 2 広島藩,キリシタン門徒穿鑿のため各郡に対し,改奉行を派遣する〔玄徳公済美録 6〕。
この年，沼隈郡瀬戸池の築造に着工，寛永 14 年ごろ完成〔近世 2〕。

1636 寛永 13 丙子
2- 2 広島藩，福山藩の藩札菊屋札の領内での通用を禁止〔玄徳公済美録 7〕。
2-11 広島藩，松尾甚介に佐東郡久地村での朱土掘出し請負願を許可〔玄徳公済美録 7〕。
2-25 広島藩，家中役懸り,100 石につき 7 歩役と定める〔玄徳公済美録 7〕。

3-　石川丈山，広島を去り京都詩仙堂に閑居する〔玄徳公済美録 7〕。
4-10 広島藩，藩船の船印を白地に黒の三つ引きと定める〔玄徳公済美録 7〕。
4-19 キリシタン信徒宗清を己斐河原にて釣殺に処する〔玄徳公済美録 7〕。
5-12 広島藩，宮島市立ち前に長崎よりの売物を広島町で買うことを禁止〔玄徳公済美録 7〕。
6- 1 広島藩，寛永通宝の発行をうけ，各伝馬所の駄賃銭を定める〔玄徳公済美録 7〕。
7-23 広島廻り新開の地詰を行う〔玄徳公済美録 7〕。
8- 2 広島藩，難破船の処置につき触れ出す〔事蹟緒鑑 26〕。
この年, 紀州塩津浦の平右衛門,佐伯郡阿多田島に掛引網漁法を伝える〔大野・渡辺家文書〕。

1637 寛永 14 丁丑③

2- 8 広島藩，江戸城天守台石垣普請手伝に着手〔玄徳公済美録 7〕。
6- 5 安北郡可部町年寄・馬頭・馬方，荷物輸送で高駄賃を徴収した咎により処罰をうける〔玄徳公済美録 8〕。
10- 9 島原の乱起こる〔徳川実紀 3〕。
11- 8 広島藩，島原の乱に際し，豊後府内と江戸を結ぶ継舟御用等を仰付られる〔玄徳公済美録 8〕。
12- 2 広島藩，可部・深川の村里に鯉鮒運上を課す〔玄徳公済美録 8〕。

1638 寛永 15 戊寅

1-20 広島藩，砲術家奥弥兵衛・同仙兵衛，砲兵を率いて島原に従軍〔玄徳公済美録 8〕。
2- 8 水野勝成・勝俊・勝貞父子，藩士 430 騎・雑兵都合 6344 人を引き連れ，島原へ向けて福山を出発する(2-24 島原到着)〔水野記 7〕。
2-28 島原城陥落し，島原の乱鎮圧〔島原記〕。
3-15 広島藩，家中の軍役・軍法を定める〔玄徳公済美録 9〕。
10-　広島藩，領内蔵入地の地詰を行う〔郡中国郡志〕。
11-12 広島藩，納桝 1 石を町桝 1 石 2 斗 5 升と定める〔玄徳公済美録 9〕。
この年, 広島藩，浦辺島方より，鰯網運上を徴収〔芸藩志拾遺 3〕。
この年, 広島藩,再度広島町振売札運上を徴収する(寛永 20 年より廃止)〔自得公済美録 18〕。
この年, 広島藩，林野支配の役所として，広島城下白島に運上場を設け，川上より積み下す葛籠・藤山折敷等から十歩一税を徴収〔芸藩志拾遺 3・6〕。
この年, 旱損にて広島領内に死牛多く，牛代米を貸し下げる〔玄徳公済美録 9〕。
この年, 沼隈郡本郷銅山の金山寺，品治郡宮内村へ移転する〔近世 1〕。
この年, 堀杏庵，浅野長晟の事蹟を記した「神道碑」の文を選す〔近世 1〕。

1639 寛永 16 己卯⑪

1-　広島藩，諸職人賃飯米・水役を定める〔玄徳公済美録 10〕。
2-23 広島藩，武家奉公人中間・小者・草履取の給金を定める〔事蹟緒鑑 48〕。
2-　広島藩，家中給知割替を行い，概し免を定め 5 歩の借知を申し渡す。借知の初め〔玄徳公済美録 10〕。
3-　水野勝成，領内に命じて「寺旧事」を書き出させる〔近世 1〕。
8-25 広島藩，他国のほだ柴買船より運上銀を徴収する〔玄徳公済美録 10〕。
10-26 福山藩，天領の備中米 5000 石を城内二の丸の米蔵に保管〔水野家記〕。
閏 11-16 水野勝成致仕し，家督を勝俊に譲る〔寛政重修諸家譜〕。

この年, 広島藩，広島町の馬追札を交付し，札運上を徴収する〔芸藩志拾遺 3〕。
この年, 福山藩，鞆町奉行を置く〔備陽六郡志〕。
この年, 福山藩，城下と芦田郡府中市村に木綿運上所を設ける〔近世 1〕。
この年, 広島藩，櫛戸・大野・玖波に口屋・十歩一所を設け，諸村より出る薪類などの十分一税を徴収する〔芸藩志拾遺 3〕。
この年, 高田郡南部 16 か村の出夫を動員し,秋山村までの舟路を開く〔近世の高田郡三田村〕。
この年, 呉町・瀬戸町，鰯網運上銀を見取運上として上納する〔近世 1〕。
この年, 田畑旱損甚しく，広島藩の租米 1 万 3000 余石減，農家の畜牛過半死失〔玄徳公済美録 10〕。
この年, 浅野光晟,広島中島天神町満松院天満宮に三十六歌仙の扁額を寄進する〔知新集 11〕。
この年, 水野勝成，祈願所として，護摩堂を建立寄進する〔福山市史〕。

1640 寛永 17 庚辰

1-12 広島藩，侍衆を耕作改奉行として，郡中へ派遣する〔玄徳公済美録 11〕。
1-12 広島藩で牛疫流行〔玄徳公済美録 11〕。
7-20 小幡勘兵衛景憲浅野長治に甲州流の兵法免状を与える〔鳳源君御伝記 3〕。
8- 1 広島藩，家中に対し，倹約令を発布する〔玄徳公済美録 11〕。
12- 8 福山藩，日損・役牛死亡の状況にかんがみ，給人・百姓の実態調査を命じる〔小場家文書〕。
この年, 広島藩，宗門改役をおく〔芸備キリシタン史料年表〕。
この年, 広島藩の命をうけ，賀茂郡十文字へ判野勘之丞が奉行として来村，本百姓 39 人も入植して開墾に従事する〔近世 1〕。
この年, 広島藩，領内町改めを行う〔学己集〕。
この年, 福山城下六斎市の場所，大手門前から新しい神島町へ移転〔神島町畳表旧記〕。

1641 寛永 18 辛巳

4-15 広島藩，浅野高英を家老に列し，奴可郡東城へ配置，以後 3 家老となる〔玄徳公済美録 12〕。
8- 1 福山藩，舟入番所（川口番所）を設ける〔小場家文書〕。
8- 福山藩，城下の新橋（木綿橋）を今町筋に架設する〔小場家文書〕。
9- 広島藩，往還の者の町宿を広島西土手町に定める〔玄徳公済美録 12〕。
11- 4 宝蔵院流鎗術師二代目禅栄坊律師胤舜，広島に来て，浅野光晟に同流の鎗術を披露する〔玄徳公済美録 12〕。
11-24 水野勝俊，備中国松山城在番（翌年 8 月まで）〔結城・水野家系譜〕。
この年, 深津郡木之端村座床から深津村王子端までを築堤〔備陽六郡志〕。
この年, 福山藩，吉津橋を吉津惣門へ架ける〔小場家文書〕。
この年, 鞆奉行荻野新右衛門重富,「鞆記」を脱稿〔近世 2〕。

1642 寛永 19 壬午⑨

3～ 4 百姓作食，種米に難渋する者多く，餓死者少なからず，凶作は正保元年まで続く〔玄徳公済美録 10・13・14・15〕。
5-24 小幡勘兵衛景憲,「甲陽軍鑑」の秘伝を三吉藩主長治に伝授する〔近世 1〕。
5-26 幕府，在々での酒造を禁止する〔徳川禁令考〕。

7- 広島藩，倹約に励み耕作に精出すべきとの幕令を領内に布達する〔玄徳公済美録 13〕。
8-22 広島藩，大庄屋の任命を停止し，扶持人に取り立てた子息を召放つ〔玄徳公済美録 13〕。
8- 広島藩，広島へ流入する川の上流にて，鉄を掘ることを禁止する〔玄徳公済美録 13〕。
8- 広島藩，村入用の年間決算および算用目録の提出を命じる〔玄徳公済美録 13〕。
閏 9-27 福山藩，蔵入・給地ともに種米・種麦を貸付け，利息 3 割を加えて収納させるよう命じる〔小場家文書〕。
11-1 広島藩，天王寺屋三右衛門・倉橋屋与一右衛門・淡路屋喜右衛門に大坂蔵元を命じる〔玄徳公済美録 13〕。
11-20 堀杏庵江戸で病没（58）〔芸備先哲伝〕。
この年, 広島藩，江戸城二の丸普請につき，藩鉄 3000 貫を献上する〔玄徳公済美録 12〕。
この年, 広島藩で厘米の制始まる〔芸藩志拾遺 3〕。
この年, 福山藩，父尾銀山(芦品郡新市町)の試堀を再開する〔小場家文書〕。
この年, 福山藩，地方知行制を俸禄制に切り換える〔近世 1〕。
この年, 深津郡春日池の築造に着工，翌年完成〔近世 1〕。
この年, 浅野光晟，広島白神社を修理する〔知新集 24〕。

1643 寛永 20 癸未

5-26 広島藩，朝鮮信使の東上を蒲刈島で接待する〔玄徳公済美録 14〕。
5-27 朝鮮信使，鞆に着船する〔徳川実紀 3〕。
6-1 幕府，広島藩に対し，広島水主町家持八郎右衛門・同人聟がキリシタンである由訴人があった旨伝える〔玄徳公済美録 14〕。
8-13 広島藩，将軍へ献上の以前に西条柿を他国に出すことを禁じる〔玄徳公済美録 14〕。
9-15 広島藩，朝鮮信使の帰途を蒲刈島に迎え，上之関まで送る〔玄徳公済美録 14〕。
この秋, 福山藩，はじめて大廻りの船を用いて，江戸へ米穀を運ぶ〔小場家文書〕。
10-16 水野勝成，神谷治部を奉行として，服部大池の築造に着手する〔芦品郡志〕。
12-晦日, 水野勝重，領内各地で銀山探鉱調査を命じる〔小場家文書〕。
この年, 広島藩，他国酒の移入を禁止〔竹原市史 1〕。
この年, 福山藩，備中国ささが山から江戸藩邸用材を伐り出す〔小場家文書〕。
この年, 三次近辺に伝染病発生し，牛ほぼ全滅す〔尾引・横路家文書〕。
この年, 福山城下の元橋，深津町筋の新御門の前に移設される〔近世 1〕。
寛永年中, 仁保島村淵崎の吉和屋平次郎，篊建養蠣法を始める〔広島県の水産〕。

1644 正保 1(12.16) 甲申

3-1 広島藩，広島町より海田・草津・可部までの駄賃銭を改訂する〔玄徳公済美録 15〕。
5-5 三吉藩主浅野長治，家中心得についての書付を出す〔鳳源君御伝記 4〕。
5-17 福山藩，「裏判之定」を出す〔小場家文書〕。
5-21 福山藩，ならし地詰を命じる〔小場家文書〕。
5-21 福山藩，新田堤普請の夫役徴発について覚書を発し，諸百姓普請夫に加え，福山・鞆・笠岡町人并隠居分百姓の雇傭を命じる〔小場家文書〕。
7-7 広島藩，藩士の持船数改めを行う〔玄徳公済美録 15〕。
11-29 水野勝重，神谷治部・小場兵左衛門に対し，年貢の取立を厳重に期すよう申し付ける〔小場家文書〕。
この年, 広島藩，凶作飢饉の百姓に，救麦・稗を遣す〔玄徳公済美録 15〕。
この年, 広島藩，新規に酒屋を始めることを禁止〔松井家史〕。

この年, 賀茂郡竹原下市村に町年寄 3 人が任命され，在町制が認められる〔竹原市史〕。

1645 正保 2 乙酉⑤

1-9 水野勝重，越前国へ紙漉者 2 人を派遣し，奉書漉きの技術習得をはからせる〔小場家文書〕。

1-20 広島藩，幕府より国絵図・郷帳の差し出しを命ぜられる〔玄徳公済美録 16〕。

この春, 広島明星院前の古川を埋め立て新開地とし，古川村と称する〔玄徳公済美録 16〕。

5-24 広島藩，馬廻り鳥養三太夫・本郷村庄屋藤右衛門，キリシタン宗門の疑いにより江戸送りにする〔玄徳公済美録 16〕。

10- 服部大池完成〔芦品郡志〕。

この年, 福山藩，深津郡能島村に春日池の造成に着手〔小場家文書〕。

この年, 広島藩，はじめて目安箱を各郡に設置〔芸藩褋誌・芸備事蹟考〕。

この年, 福山城下，東部の木の端新開・引野新開など数百町歩を干拓〔福山市史〕。

1646 正保 3 丙戌

2- 賀茂郡下市村，大新開の開発工事を始める（翌年完成）〔竹原下市一邑志〕。

5-15 広島藩，宮島の渡部次郎右衛門，キリシタン宗門の疑いにより江戸送りにする〔玄徳公済美録 17〕。

8-17 広島藩，東照宮勧請につき，幕府の許可を得る〔玄徳公済美録 17〕。

この年, 広島藩，領内給知村に地詰を実施〔諸村地詰帳〕。

この年, 広島藩，紙方を設置し，生産を奨励〔芸藩志拾遺〕。

この年, 広島藩，家中の馬数・船数を改める〔玄徳公済美録 17〕。

この年, 広島藩，切支丹奉行を設ける〔芸藩輯要〕。

この年, 恵蘇郡上原村の国兼池，溜池として完成〔近世 1〕。

この年, 安北郡の狩留家船，広島直送を認められる〔近世 1〕。

1647 正保 4 丁亥

3-9 幕府，広島藩に対し，浅野忠長家来渡部善左衛門・広島細工町町人六右衛門，キリシタン宗門との訴を根拠として調査を命じる〔玄徳公済美録 18〕。

3- 広島藩，家中役懸りに八歩役を定める〔玄徳公済美録 18〕。

8-22 幕府，12 月までに江戸の町人北村彦右衛門を備後畳表座とし，18 万枚余を買う〔明治 37 年広島県農事調査〕。

正保年中, 広島藩，御調郡の農民を福山領沼隈郡山南村に派遣し，藺草栽培法・製莚技術を修得させる〔近世 1〕。

1648 慶安 1(2.15) 戊子①

6-26 福山藩，江戸城西丸普請を手伝う〔水野家系譜〕。

6-晦日, 三吉藩，石見国浜田城在番〔玄徳公済美録 19〕。

7-16 広島藩，城下尾長山に東照権現の神体遷宮を行う〔玄徳公済美録 17・19〕。

この年, 広島藩，「御領分所々御立山帖」を作成〔加計町史〕。

この年, 広島藩，算用奉行を勘定奉行に改称〔玄徳公済美録 7〕。

この年, 広島藩，尾道・三原にて煙草運上を徴収〔芸藩志拾遺 3〕。

この年, 福山藩，伊予国西条城の普請を手伝う〔福山市史〕。

この年, 水野勝成，鞆祇園社の沼名前神社を再建〔沼隈郡誌〕。

この年, 水野勝成，備後一の宮吉備津神社を造営〔一宮重興記〕。

1649 慶安 2 己丑

2- 5 広島藩領内に大地震。侍屋敷，町家の被害多大〔玄徳公済美録 20〕。

2-16 広島藩，給知村総入れ替えを行う〔玄徳公済美録 20〕。

2- 竹原塩田を起工する〔竹原塩田誌〕。

3- 4 広島藩，郡中かわたの職務として，番非人役を付与し，在方治安維持の役目を受けもたせる〔玄徳公済美録 20〕。

3- 4 広島藩，郡中に対し，五人組の編成を申し付ける〔玄徳公済美録 20〕。

3- 4 広島藩，主要街道の道普請を近隣の村方へ申し付け，厘米を免除する〔玄徳公済美録 20〕。

3-11 広島藩，御調郡三原・尾道，豊田郡木浜，賀茂郡竹原，三津の 5 か所に米蔵を設け浦辺蔵奉行を置く〔玄徳公済美録 20〕。

4- 5 広島藩，町方に対し，五人組の編成を申し付け，五人組規約を申し渡す〔玄徳公済美録 20〕。

4-23 広島藩，浦方に対し，五人組の編成を申し付ける〔玄徳公済美録 20〕。

9- 福山藩，幕府より福山城石垣修復を許可される〔結城・水野家文書〕。

この年, 広島藩，年貢米納所規定を定める〔玄徳公済美録 20〕。

1650 慶安 3 庚寅⑩

2- 1 広島藩，郡廻りを郡廻奉行(郡奉行)と改称〔芸藩輯要〕。

5-11 上田宗箇没(88)〔玄徳公済美録 21〕。

5-15 広島藩，蒲刈定灯を設ける〔玄徳公済美録 21〕。

8-23 広島藩，郡廻り・代官・村廻りらに服務規律を申し渡す〔玄徳公済美録 21〕。

9-17 広島藩，東照宮勧請後，はじめて祭礼を執行する〔玄徳公済美録 21〕。

11-23 広島藩，山奉行の服務規律を申し渡す〔玄徳公済美録 21〕。

この年, 広島藩，良木の育生が可能な所を調査し，御建山に編入する方針をたてる〔芸藩志拾遺 8〕。

この年, 広島藩，騎馬弓筒隊を編成する〔芸藩志拾遺 13〕。

この年, 竹原塩浜 31 軒（慶安古浜）を築調する〔竹原下市一邑志〕。

この年, 広島藩，佐東郡八木村渡艜銀の徴収を開始する〔芸藩志拾遺 3〕。

この年, 高田郡から鉄山札が徴収される〔玄徳公済美録 21〕。

1651 慶安 4 辛卯

3-15 水野勝成没(88)〔水野記〕。

4- 俳人野々口立圃，福山に招かれ句会に参加する〔草戸記〕。

10- 広島藩，諸郡米の質を吟味し，上中下の等級を付ける〔玄徳公済美録 22〕。

11- 6 広島藩，佐西郡吉和村の銀山調査のため，戸嶋安左衛門・龍神弥五右衛門を派遣する〔玄徳公済美録 22〕。

この年, 広島藩，土免法を採用する〔玄徳公済美録 21〕。

この年, 三上郡庄原村の上野池，溜池として完成〔近世 1〕。

1652 承応 1(9.18) 壬辰

1-6 浅野光晟，勝田五左衛門に対し，日置流弓術左近右衛門派の修業を命じ，加賀藩士吉田左近右衛門のもとへ派遣する〔玄徳公済美録 23〕。

5-10 広島・福山大雨にて洪水。郡中の田畑水損甚し〔玄徳公済美録 23〕。

7-23 広島藩，建山改めをする〔玄徳公済美録 23〕。

9-4 広島藩，初めて騎馬弓を設置する〔玄徳公済美録 23〕。

9-9 広島藩，他国者・女人・乞食・非人の出入りを禁じる〔玄徳公済美録 23〕。

10- 広島藩，領内蔓延の疫病退治のため施薬に努め，薬調合の医師に銀子を下賜する〔玄徳公済美録 23〕。

この年, 広島山崎新開・竹島新開・岩島新開・亀島新開成る〔承応絵図〕。

この年, 福山藩，畳表機役高の制を廃止し，市場で取り引きされる畳表 1 丸について 1 匁 3 分宛徴収し，機役銀に充当する制に改める〔水野記〕。

この年, 竹原塩田，新たに新浜 67 軒増築される〔竹原市史〕。

1653 承応 2 癸巳⑥

2-7 茶道家野村休夢没〔芸備先哲伝〕。

3- 広島藩，城中・城下火災の際の処置方法について触れ出す〔玄徳公済美録 24〕。

4-10 広島藩，庄屋・百姓が五節句の礼として，城下奉行人・下代へ贈物をすることを厳禁する〔玄徳公済美録 24〕。

8-1 広島藩，蒲刈に繋船を常備し，船頭・水主への扶持切米支給のため，浦辺島方繋船米を徴する制度を始める〔玄徳公済美録 24〕。

8-5～6 暴風雨・洪水。広島の被害甚しく白島町ならびに城下各所の堤防決壊，諸郡川成損毛高 1 万 2000 石余に及ぶ〔玄徳公済美録 24〕。

8-11 広島藩，城下・新開・郡中の洪水罹災民に対し，救恤米銀を貸与する〔玄徳公済美録 24〕。

11-26 幕府，広島藩に対し，牢舎中のキリシタン 16 人の処置について老中奉書を下し，11 人は斬罪，5 人は身元引受人に渡すよう指示する〔玄徳公済美録 24〕。

12-16 広島藩，キリシタン 7 人を処刑する〔玄徳公済美録 24〕。

12-16 広島銅蟲細工の元祖，佐々木伝兵衛没〔芸備先哲伝〕。

この年, 広島藩，仁保島・矢賀村より石灰運上を徴収〔玄徳公済美録 24〕。

1654 承応 3 甲午

6-17 広島城下大工町より出火し，比治山町・茅屋町に延焼，民家 300 軒余焼失する〔玄徳公済美録 25〕。

6- 広島藩，防水対策のため洪水時における御家中の水丁場割りを定める〔玄徳公済美録 25〕。

6- 広島藩，領内旱魃〔玄徳公済美録 25〕。

7-18～20 福山藩領内大雨にて洪水発生し，領内の損毛は 1 万石に及ぶ〔日本凶荒史考〕。

7-20 広島藩領，安芸国豊田郡，備後国甲奴・奴可・三上・三谿の諸郡において洪水が発生し，田畠水損，流家牛馬の溺死等の被害が発生する〔玄徳公済美録 25〕。

7-20 三吉領内にて洪水発生し，侍屋敷に浸水する〔玄徳公済美録 25〕。

10-8 広島城下各町の切絵図作成される〔広島各町承応切絵図〕。

この年, 広島藩，賀茂郡下市村にて，塩浜年貢を徴収〔竹原下市一邑志〕。

この年, 広島藩，賀茂郡大情島を牧場として馬 10 頭を放牧〔阿賀・国郡志書出帖〕。

この年, 福山藩，本庄重政を登用〔福山市史〕。

1655 明暦 1(4.13) 乙未

2-21 水野勝俊，江戸桜田邸で没（58）〔水野家系譜〕。

5-29 水野勝貞襲封〔水野家系譜〕。

10-13 広島藩，喧嘩口論取り締まりにつき，仕置条々を定める〔事蹟緒鑑 54〕。

この年, 広島藩，紺屋焼灰・鍛冶炭・吉舎炭・割鉄並に爐灰・艜船等諸税銀の徴収を山奉行の管轄とする〔芸藩志拾遺 3〕。

この年, 広島藩，宮島より伐採する薪の運上銀を徴収する〔芸藩志拾遺 3〕。

この年, 広島藩，長崎商人中尾長三郎を貿易品関係の御用聞町人に指定する〔近世 1〕。

この年, 広島藩，七軒多門へ塩硝蔵を建設する〔玄徳公済美録 26〕。

この年, 三吉藩，広島藩の許可を得て艜船 15 艘を新造し，三吉・吉田間の水運の強化を図る〔庄原・板倉家「万覚書」〕。

この年, 福山藩，福山城下の東側の侍屋敷を西町の方へ移し，跡地を胡町と名付ける〔福山語伝記〕。

1656 明暦 2 丙申④

6-18 割鉄鍛冶屋手子・大工の取り締まりに関する条目を発布する〔加計・隅屋文庫〕。

この秋, 福山藩，鞆町中の他国雑穀物買入れを解禁する〔結城・吉田家文書〕。

この秋, 福山藩，他国酒の領内移入を厳禁する〔結城・吉田家文書〕。

この年, 本庄重政，沼隈郡柳津新田を築く〔承天寺鐘銘〕。

この年, 川船に対する船改め，毛木・下四日市・可部・深川・三田・秋山諸村で実施する〔近世 1〕

この年, 広島藩，城内三ノ丸に京都蓮花王院三十三間堂を模して，堂を建立する〔玄徳公済美録 27〕。

1657 明暦 3 丁酉

1-11 広島藩，諸職人賃銀定書を規定〔芸藩志拾遺〕。

この春，福山藩，大庄屋を廃止する〔結城・吉田家文書〕。

2- 5 広島研屋町出火。革屋町，播磨屋町，平田屋町，新川場町，西魚屋町，鉄砲屋町焼失。侍屋敷 25 軒，町家 233 軒，寺 3 か寺焼失〔玄徳公済美録 28〕。

7- 1 広島藩，中山駅に対して，自他領の商人鉄荷を改めるよう申し付ける〔中山・円光寺文書 2〕。

12-28 広島藩，大坂中之島町蔵屋敷を購入〔玄徳公済美録 28〕。

この年, 広島藩，竹原塩浜入用の薪を問屋扱いとし，運上銀を課す〔竹原下市・国郡志書出帳〕。

この年, 福山藩，畳表の抜売りを防止するため沼隈郡浦辺に船 56 艘を付け置き，広島領境山波に番所を設置する〔結城・吉田家文書〕。

この年, 福山藩，領内百姓使役の際の手続を定め，耕作・津出し時の使役を禁止する〔結城・吉田家文書〕。

この年, 福山藩，キリシタン宗門改めのため，春秋 2 回領民より誓紙を取る方策を講じる〔結

城・吉田家文書〕。

明暦年中, 三原浅野家の庭園万象園作庭される〔近世 1〕。

1658 万治 1(7.23) 戊戌⑫

1- 三吉藩主浅野長治，領内農工商へ対して，教導書付を示す〔鳳源君御伝記 5〕。

8-22 福山藩，備後表の品質を保ち領外市場を確保するため，畳表の寸尺に不正のある商事を禁止する〔西中条・妹尾家文書〕。

9-20 浅野長治，江戸勅使饗応役となる〔鳳源君御伝記 5〕。

閏 12- 三吉藩，芝高輪に下屋敷を拝領する〔鳳源君御伝記 5〕。

この年, 広島藩，大坂の江戸堀蔵屋敷を売り払う〔玄徳公済美録 29〕。

1659 万治 2 己亥

3- 7 鞆保命酒屋中村家，鞆奉行の許可を得，焼酎製名酒の製造販売を始める〔鞆・中村家日記〕。

5-19 広島城下周辺洪水により堤防決壊する〔玄徳公済美録 30〕。

5-21～23 広島領内在々所々において大水の被害続出し，井手・川除・堤・道・橋損壊する〔玄徳公済美録 30〕。

この年, 野上屋吉兵衛，広島城下油屋町通り筋大水道へ石垣を築き，石蓋を設けて埋水道となる〔知新集 6〕。

この年, 広島藩，領内酒造の取り締まりを行う〔近世 1〕。

1660 万治 3 庚子

2- 宮田忠左衛門，浅野長治に林田左門より伝えられた剣術の極意を伝授する〔鳳源君御伝記 5〕。

この春, 本庄重政，沼隈郡松永新開の開発に着手する〔承天寺鐘銘〕。

この夏, 広島藩代官，村中百姓の嘆願を聞き入れ，加計村の新たな町割と市立を許可する〔加計万乗〕。

この年, 広島藩，養蚕・製糸・絹織物業の振興をはかる〔寛永年中旧記書抜〕。

この年, 広島大洲新開築成〔知新集 7〕。

この年, 安南郡蟹屋新開築成〔知新集 7〕。

この年, 賀茂郡下市村多井新開築成〔竹原下市一邑志〕。

この年, 三吉藩，恵蘇郡川北村・三日市村両庄屋よりの請願を聞き届け，西城川の通船に必要な川掘りを行う〔庄原・板倉家「万覚帳」〕。

この年, 広島藩家老浅野高英，東城町全焼につき，復旧のために京銀 20 貫を借銀する〔事蹟緒鑑 8〕。

万治年中, 本浦の長三郎・御茶屋半三郎ら，えびら海苔の製造を始める〔仁保村誌〕。

万治年中, 広島藩，佐伯郡海老塩田を御手浜として開発する〔近世 1〕。

1661 寛文 1(4.25) 辛丑⑧

1-11 広島藩，諸職人賃銀定めを規定し，在方の諸職人より水役銀を徴収する〔玄徳公済美録 32〕。

1- 広島藩，尾道町より畳表運上銀を徴収する〔玄徳公済美録 32〕。

3-22 浅野光晟，留守中法度を発し，政務の家老寄合・月番制ならびに家中振舞の厳禁等に

ついて触れ出す〔玄徳公済美録 32〕。

7-26 広島藩，安芸郡海田市新開造成事業に着手する〔玄徳公済美録 32〕。

この年, 三吉藩主浅野長治，恵蘇郡川北村に太神宮を勧請する〔芸藩通志〕。

この年, 野々口立圃，福山を離れる〔近世 1〕。

1662 寛文 2 壬寅

1- 広島藩，尾道町で煙草運上銀を徴収〔尾道市史 4〕。
3- 安芸郡府中村に入道才雨池完成〔府中村諸樋諸橋仕出帳〕。
6-28 奴可・三上両郡，仁保嶋沖新開工事に延べ 6 万 2800 人，銀 35 貫を動員支出する〔庄原・板倉家「万旧記」〕。
9- 6 広島藩，上方より無断で奉公人を召抱え差下すことを禁止する〔玄徳公済美録 33〕。
10-29 福山藩主水野勝貞没〔水野家系譜〕。
10- 広島領郡中に大地震〔芸州府中荘誌〕。
この年, 安南郡仁保島新開完成〔玄徳公済美録 33〕。
この年, 浜田城主松平康映，佐伯郡草津村に繋船所を設置(宝暦 9 年まで)〔草津・国郡志書出帳〕。
この年, 福山藩，松永塩田 51 軒，39 町余を開発する〔郷中覚書〕。
この年, 高田郡土師村の中農忠左衛門，土師用水の開鑿に取りかかり，同 5 年春に完成〔近世 1〕。
この年, 広島藩，戸口調査，家人牛馬改めを実施〔玄徳公済美録 42〕。
この年, 沼隈郡草深村に寄留していた庄兵衛が帆引網を発明する〔近世 1〕。
この年, 浅野綱晟の命により，林鵞峰『本朝人鑑』を編集し序を書く〔近世 1〕。
この年, 剣術信抜流永山大学，広島に来て弟子をとる〔近世 1〕。

1663 寛文 3 癸卯

1- 三吉藩，江戸藩邸上屋敷を新築〔鳳源君御伝記 5〕。
2- 3 水野勝種，3 歳で襲封〔寛政重修諸家譜〕。
2-23 幕府，福山目付として使番拓植正直，書院番河野通定を派遣〔水野様御一代記〕。
3- 将軍家綱，福山藩主幼少のため，国元仕置に関して書付を下附する〔水野家系譜〕。
4- 広島藩，広島町中法度 17 か条を出す〔玄徳公済美録 34〕。
4- 広島城下の旅人一夜宿は西土手町に限り営業を許す〔事蹟緒鑑 31〕。
5- 広島藩儒黒川道祐，藩命により「芸備国郡志」2 巻を編纂〔芸備国郡志序〕。
10- 広島藩，賀茂郡下市村竹原御蔵所に新蔵を増設〔竹原市史〕。
この年, 福山藩，戸口調査を行い，町方は家持・借屋，在郷は本役と間脇・下人の別をもって把握する〔近世 1〕。
この年, 三吉藩，忠海へ船入堀を築調する〔近世 1〕。
この年, 広島藩世子綱晟，新山八景を選定する〔家園別荘景勝集〕。

1664 寛文 4 甲辰⑤

2-29 賀茂郡代官・竹原塩田の開基者，鈴木重仍没（56）〔芸備先哲伝〕。
2- 福山藩，近年鯛不漁のため，領内でのこち網漁を禁じる〔備中真鍋島の史料〕。
3-19 幕府，国郡郷村高辻帳の提出を諸大名に命じる〔玄徳公済美録 53〕。
3-26 幕府，福山目付に使番内藤新五郎正方・書院番荒尾平八郎久成を派遣〔水野様御一代

記〕。
7-13 広島藩，絹・布・木綿の規格を定める〔事蹟緒鑑 31〕。
11- 福山藩，軍用方大頭役勤向きの心得条目を定める〔水野勝則三代譜〕。
この年, 広島藩，幕命により，領内の郡名を佐西→佐伯・佐東→沼田・安南→安芸・安北→高宮・三吉→三次と古に復す〔玄徳公済美録 35〕。
この年, 福山藩,開発地と荒地の起高 1 万 8400 石を幕府に報告〔備後国福山領郷村高辻帳〕。
この年, 広島藩，新田高 1 万 7280 石余，改出高 3 万 4308 石余を幕府に報告〔広島藩御覚書帖〕。
この年, 広島藩，年貢米の納入方法として差次払いを採用する〔加計・室屋万覚書帳〕。
この年, 賀茂郡郷原村と広村との間に山論起こる〔宝永四年賀茂郡郷原村差出帳〕。

1665 寛文 5 乙巳

1- 広島藩，宗門改めを行う〔玄徳公済美録 35〕。
2- 福山藩，宗門改めを行う〔専明寺文書〕。
7- 幕府，諸宗寺院法度及び諸社禰宜神主法度を出す〔徳川禁令考 2545･2574〕。
10-28 広島藩，町人の衣類・調度・冠婚葬祭等の節約をすすめる触書を出す〔玄徳公済美録 36〕。
11- 広島藩，郡奉行・町奉行に対し，寺社統制に関する書付を渡す〔近世 1〕。
12-24 広島藩，賀茂郡西条に郡中の社家・社人を集めて説明し，寺社を帳面に書きあげる〔竹原市史〕。
この年, 広島藩，養蚕・機織業を奨励〔寛永中旧記抜書〕。
この年, 福山藩，各村に釣頭を設けて，村入用の経理粛正をはかる〔三和・木津和家「当郷伝記略」〕。
この年, 尾長村暁忍寺を国前寺と改名。広島藩主夫人前田氏の菩提所とする〔玄徳公済美録 36〕。

1666 寛文 6 丙午

9-16 越前国永平寺，広島国泰寺に僧録状を与える〔知新集 12〕。
9-16～17 東照宮 50 年大祭挙行〔広島市史 1〕。
この年, 本庄重政，深津郡に手城新涯・鳥羽屋新涯を造成〔福山市史〕。
この年, 三次藩，丹波国宮津城在番〔近世 1〕。
この年, 水野勝長，上総国市原郡で 500 石を給せられ旗本に列する〔福山市史〕。
この年, 野々浜新開が完成する〔福山志料〕。
この年, 松永湾の入会漁場，沿岸の 10 か村に返還される〔近世 1〕。
この年, 福山吉津の妙政寺，現在地に再興〔福山市史〕。

1667 寛文 7 丁未②

閏 2-28 幕府，諸国に巡見使を派遣するが，福山藩にはすでに目付を派遣しているため除く〔徳川実紀 4〕。
5- 4 広島藩，駄賃銭の 2 割増を令す〔玄徳公済美録 38〕。
7-22 中国筋陸地巡見使 3 名，周防国より広島領内に入る。8 月 1 日まで領内巡見〔玄徳公済美録 38〕。
8-17 中国筋浦辺巡見使 2 名，周防国より厳島に着く。8 月 22 日まで領分浦々巡見〔玄徳

公済美録 38〕。
8-22 幕府の浦々巡見使，鞆にて浦方庄屋を尋問する〔水野様御一代記〕。
9-28 佐伯郡大野村百姓庄左衛門，玖波村御蔵所の欠米取立を江戸へ越訴しようとして大坂で捕わる〔大野町誌〕。
この年， 福山藩，松永に綿運上所を設ける〔土肥家文書〕。
この年， 松永塩浜完成〔承天寺鐘銘〕。
この年， 松永塩田，塩戸税として銀 100 枚を福山藩に献上〔随幻覚書〕。
この年， 広島藩，佐伯郡水内下村に川艜船株を認可〔近世 1〕。
この年， 恵蘇郡南村八幡宮，各村の庄屋・組頭が寄合をもって祭礼の次第を決定する〔近世 1〕。

1668 寛文 8 戊申

2- 広島藩，町中の諸問屋諸商人らに各所持の米穀，酒，油を改めて，毎月藩府へ報告することを命じる〔事蹟緒鑑 31〕。
3- 賀茂郡代官，本百姓・脇百姓の身分内序列を厳しく申し付ける〔郷・有田家文書〕。
3- 広島藩，扶持町人・御用達町人に帯刀を許す〔事蹟緒鑑 3〕。
4-21 広島藩，貨物の移出入に津止めを行わないことを幕府に報告する〔玄徳公済美録 39〕。
5-15 広島藩，犬猫の放し飼いを禁じる〔玄徳公済美録 39〕。
9-19 広島藩，領内の桝を京絃掛桝に統一することを命じる〔玄徳公済美録 39〕。
この年， 佐伯郡大竹村と周防国瀬田村の流木論争起こる〔岩国市史〕。

1669 寛文 9 己酉⑩

2-12 広島大黒町出火。大工町，比治山町，茅野町に延焼。民家 136 軒焼失〔玄徳公済美録 40〕。
2- 広島藩，国役として山城国淀川口および大坂川口疎水の普請銀を納める〔玄徳公済美録 40〕。
2- 安芸郡に疫病広まる〔玄徳公済美録 40〕。
3- 広島藩，家中給知の入替えを行う〔玄徳公済美録 40〕。
8-22 広島紙屋町出火。横町，白神一丁目，同二丁目，同三丁目，塩屋町，島屋町等 10 町へ延焼。町家 230 軒焼失〔天心公済美録 9〕。
9- 俳人野々口立圃没(71)〔芸備先哲伝〕。
12- 三次藩，この月以前に銀札を発行〔鳳源君御伝記 7〕。
この年， 広島藩，煙草の耕作を禁じ，煙草運上銀を廃止〔芸藩褋誌〕。
この年， 広島藩，山県太田川艜船株 48 艘を認可〔坪野・竹内家文書〕。
この年， 本庄重政，深津郡野上新涯の沖に多治米新涯を完成〔福山市史〕。
この年， 福山藩，郡中にも酒運上を徴収〔近世 1〕。
この年， 福山藩，米屋中運上を徴収〔近世 1〕。
この年， 福山藩，笠岡特産の茶に茶屋運上を賦課する〔近世 1〕。

1670 寛文 10 庚戌

5- 広島城下で米穀払底〔天心公済美録 41〕。
6～7 広島領上浦・下浦の漁場争論，内済となる。以後両浦間の争論しばしば起こる〔大野・渡辺家文書〕。

8-15 広島藩，家中に倹約令を出す〔玄徳公済美録 41〕。
この年, 広島藩，竹原の大俵問屋を米屋・小田屋・阿波屋の 3 軒に定める〔竹原市史〕。
この年, 広島藩，生口古浜塩田 30 軒，19 町 3 反 7 畝 4 歩の開発を始め，天和 3 年完成する〔広島県塩業史〕。
この年, 広島藩，領内林野の改めを実施する〔近世 1〕。
この年, 姫谷焼の陶工市右衛門没〔近世 1〕。
この頃, 広島藩，船座を設け，倉橋島造船業を保護する〔近世 1〕。
この年以降, 福山藩，水呑・野上・本庄 3 か村に新開地を造成する〔近世 1〕。

1671 寛文 11 辛亥
1-11 広島藩，諸職人賃銀を改定し，水役は銀納に改める〔玄徳公済美録 42〕。
8- 広島藩，蒲刈に繋船奉行を置き，繋船米の制を整備〔玄徳公済美録 42〕。
この年, 広島藩，公定酒値段を定める〔玄徳公済美録 42〕。
この年, 福山藩，鉱山の悪水により被害を受けた田の年貢を減免する〔本郷・佐藤家文書〕。
この年, 郡中，山県郡地方の宗旨判形はじまる〔加計町史〕。
この年, 深津郡木之庄村に宮座定書作られる〔木之庄・岡本家文書〕。
この年, 広島藩，町奉公人の出替日を 3 月 5 日に定める〔広島市史 2〕。

1672 寛文 12 壬子⑥
4-18 浅野光晟致仕。嗣子綱晟襲封〔天心公済美録 12〕。
5-23 石川丈山没(90)〔芸備先哲伝〕。
7～12 広島領内の牛多く死す〔天心公済美録 12〕。
8- 広島中町に御役者多門を設ける〔天心公済美録 12〕。
この年, 広島城下の楠屋次左衛門，天下送り役となる〔堀川町覚書〕。
この年, 河村瑞賢，西廻り航路を開設〔福山市史〕。
この年, 広島藩，蒲刈繋船所の水主役を正式に代米納とする〔竹原市史〕。
この年, 広島藩，大坂積み登せ米の運送を船手方から蔵奉行支配に変更〔竹原市史〕。
この年, 広島藩，紙の抜売買を禁止し，紙荷の取扱い方，見取紙（買上げ紙）の運搬に関する法度を定める〔近世 1〕。
この年, 広島町酒株仲間（96 軒）を結成〔近世 1〕。
この年, 芦田郡府中村の山田無文，京都で『備後表』を刊行〔福山市史〕。
この年から, 豊田郡生口島，南生口の御寺村 1 軒，北生口の林村 3 軒，高根島 1 軒の入浜塩田が築調される〔近世 1〕。
寛文年中, 広島藩，対馬屋治兵衛を「貸物取之小頭」に任命する〔近世 1〕。
寛文年中, 呉町・瀬戸町で鰯船曳網漁法を導入する〔近世 1〕。
寛文年中, 広島城下元安川の左岸六丁目村から対岸へ船渡しが行われる〔近世 1〕。

1673 延宝 1(9.21) 癸丑
1- 2 浅野綱晟，江戸桜田屋敷で没(37)〔天心公済美録 12〕。
2-25 浅野綱長，襲封〔顕妙公済美録 2〕。
5-14～22 雨降り続き洪水。広島城下の被害甚大，死者多数〔顕妙公済美録 2〕。
12-23 広島藩，郡奉行・普請奉行，広島廻りの堤防を共同管理する〔小島家文書〕。
この年, 広島白神社組 3 丁目三原屋三郎左衛門，醸造の酒を幕府に献上し，慣例となる〔広

島市史 2〕。
この年, 広島藩, 竹原塩浜の諸取立を浜下代にかわり塩浜庄屋にまかせる〔竹原下市一邑志〕。
この年, 福山藩，酒造株制定〔鞆・中村家日記〕。
この年, 広島藩，掛模相の額を毎年定額とする〔近世 1〕。
この年, 広島藩，軍役を制定する〔近世 1〕。
この年, 三原の楢崎正員上京し，山崎闇斎を訪ねる〔近世 1〕。

1674 延宝 2 甲寅
4- 6 浅野綱長，堺・木挽両町の狂言師 26 人を招き，興行させる〔顕妙公済美録 3〕。
5-28 広島領内洪水。田畑損毛 4 万 3580 石余にのぼる〔顕妙公済美録 3〕。
6-14～26 広島領内洪水。郡中田畑損毛 2485 石余〔顕妙公済美録 3〕。
8-16 備後地方大洪水，大水福山城内に入りこむ〔日本凶荒史考〕。
8-17 広島大暴風雨。城下ほとんど浸水。郡中田畑損毛 3 万 9080 石余。流失全壊家屋 7527 軒，損家 1208 軒，死者 65 人〔顕妙公済美録 3〕。竹原塩浜，大風雨により，堤防決壊〔竹原塩田誌〕。
秋～翌春, 広島藩，城下・郡中の夏風水害に対して，たびたび救恤米銀を貸与する〔顕妙公済美録 3〕。
9-27 広島町中より御用銀 515 貫目を差し出す〔顕妙公済美録 3〕。
11- 6 広島藩，質取引につき触書を出す〔顕妙公済美録 3〕。
11-25 広島藩，御紙蔵を設置〔顕妙公済美録 3〕。
この年, 浅野綱長，林鵞峰に座右の心得書「警述」を依頼〔近世 1〕。

1675 延宝 3 乙卯④
1-19 三次藩主浅野長治没〔三次・赤穂御系図〕。
2-27 去秋以来の飢饉により, 広島城下に非人小屋を設け救恤にあたる〔顕妙公済美録 3〕。
3-23 浅野長照，三次藩主襲封〔三次・赤穂御系図〕。
3- 広島藩，非人改めを実施〔顕妙公済美録 3〕。
4- 2 三上郡庄原町残らず全焼する〔庄原雑録〕。
4-15 広島藩，家臣給知をすべて代官支配とする。また，家中に対して物成 4 つ 5 歩渡しとする〔顕妙公済美録 4〕。
6-15 三次藩，年々の免下り対策に，郡代の不足銀取立策を強行〔騰雲君御伝記 3〕。
10- 7 広島藩，城下東西の新開で犬猫狩りを行う〔顕妙公済美録 4〕。
11- 広島藩，広島町の質物等の取引につき触書を出す〔近世 1〕。
この年, 福山藩，領内船数改め，835 艘〔水野様御一代記〕。
この年, 広島藩，御家中および広島町・新開の水丁場割りを行う〔事蹟緒鑑 52〕。

1676 延宝 4 丙辰
2-15 本荘重政没(71)〔芸備先哲伝〕。
4-14 広島城下の天下送り役，草津屋次左衛門が継ぐ〔顕妙公済美録 5〕。
5-6～7 広島領内洪水。道橋堤の破損多大。田畑損毛 3 万 7000 石余。流出全壊家屋 1122 軒，死者 7 人〔顕妙公済美録 5〕。
5-19 沼田郡川筋普請始まる〔事蹟緒鑑 31〕。
5-27 広島藩，広島町新開の盗賊制止のため，町方付歩行 9 人を昼夜巡廻させる〔顕妙公済

美録 5〕。
7-　幕府，福山城石垣修理を許可〔結城・水野家文書〕。
8- 1 広島藩，浦法度を布達〔顕妙公済美録 5〕。
この年, 広島藩，城下周辺の郡中において，高 100 石につき 3 本ずつ西条柿の接木を行わせる〔顕妙公済美録 5〕。
この年, 広島藩，城下白島の口屋番所において，艜船荷物の運上を徴収〔芸藩志拾遺 3〕。
この年, 広島藩の村入用，高 100 石につき米 5 斗ずつの村割に定める〔有田・片山家文書〕。
この年, 広島藩,飯室・毛木舟,年貢津出し米のみ河戸浜で中継ぎの外,広島直送を許す〔近世 1〕。

1677 延宝 5 丁巳⑫
1-11 浅野綱長，操師および丹波大夫・和泉大夫を招き，浄瑠璃を聞く〔顕妙公済美録 6〕。
6-　浅野綱長，領内西部・北部を巡視〔芸備年表〕。
10-　広島藩，幕命により京都御所築地工費を献上〔顕妙公済美録 6〕。
11- 4 浅野綱長，領内東部を巡視〔芸備年表〕。
11-10 前三次藩主浅野長治の礼法・軍学の師範，神尾弌直没〔芸備先哲伝〕。
12-25 広島藩，町方居住の武家奉公人・拝領家に町役を免除する〔顕妙公済美録 6〕。
この年, 広島藩，質物受引につき定法を申し渡し，利息を 1 歩半以下とする〔賀茂郡覚書〕。
この年, 御調郡向島西村の富浜古浜新開完成〔富浜始り以来万覚帳〕。
この年, 山県郡有田村惣百姓，前年の村入用の使途不明を訴え，庄屋・組頭の不正露顕，入牢に処せられる〔有田・片山家文書〕。
この年, 浅野綱長，津村宗哲を儒員に登用する〔近世 1〕。

1678 延宝 6 戊午
2-15 広島藩剣術師範(一刀流)間宮五郎右衛門久也没〔芸備先哲伝〕。
4-　山県郡加計村市，10 日間牛馬市を開設する〔近世 1〕。
7- 7 浅野光晟，御泊鷹野につき三上郡庄原町に到着，9 日に出立〔庄原雑録〕。
12-　福山藩，検地実施につき検地奉行心得条目を下達〔結城・吉田家文書〕。
この年, 広島藩，煙草栽培を再許する〔顕妙公済美録 7〕。
この年, 宇治の佐平，山県郡殿賀村に来て製茶法を伝える〔明治 24 年広島県農事調査書〕。
この年, 浅野光晟，京都の儒医梅園立意を侍講に登用する〔近世 1〕。

1679 延宝 7 己未
閏 2-18 広島藩，難破船取扱いの浦触を出す〔事蹟緒鑑 29〕。
6-11 水野勝種，襲封後初めて帰国を許され，8 月 26 日に福山入城〔福山市史〕。
7-10 18 日,21 日と引続き広島領内暴風雨･洪水,道橋堤防の破損多く,田畑損毛 5640 石余,流出全壊家屋 2804 軒，死者 16 人〔顕妙公済美録 8〕。
8-　水野勝種，軍用方支配の勤向きを下達〔水野勝則三代譜〕。
8-　佐伯郡地御前浦，能美島高田浦となさび島漁場をめぐり，争論〔廿日市町役場文書〕。
10-　広島郡中凶作。広島町，新開ともに飢饉。米銀等を救恤する〔顕妙公済美録 8〕。
この年, 広島船入沖新開，江波新開築成〔顕妙公済美録 8〕。
この年, 広島藩，大坂留守居役に野村善兵衛，名代に白子町志わく屋宗眼をおく〔近世 1〕。
この年, 三次藩，大坂留守居役に石寺治郎左衛門，名代に天王寺屋三郎兵衛をおく〔懐中難波すずめ〕。

この年, 福山藩，大坂留守居役に広田覚右衛門，名代に立花屋清二郎をおく〔懐中難波すずめ〕。

この冬, 広島町および郡中に疫病広まる〔顕妙公済美録 8〕。

1680 延宝 8 庚申⑧

2-28 水野勝種，領内廻郡〔福山市史〕。
3-15 広島藩，京都呉服所辻藤兵衛に三原・尾道の煙草運上銀取立を許す〔顕妙公済美録 9〕。
9- 幕府，諸国の酒造高の半減を命じる〔結城・水野家文書〕。
11- 風雨のため田畑不作・翌春にかけて飢饉〔顕妙公済美録 9〕。
11- 厳島神社の能舞台，楽屋等造立される〔顕妙公済美録 9〕。

この年, 広島藩，中嶋天神町の志和久屋吉兵衛に船年寄役を命じる〔近世 1〕。
この年, 広島藩，御買鉄の制を定め，領内産の鉄の買上げをはかる。山県郡の鉄師，これに反対し，自由売を求める嘆願書を出す〔加計・室屋文書〕。
延宝年中, 草津村小西屋五郎八，海面を区画し，簎建て養殖をはじめる〔近世 1〕。
延宝年中, 鞆の遠見番所に時を告げる鐘が造られる〔福山市史〕。

1681 天和 1(9.29) 辛酉

2- 広島藩，堂社を調査する〔加計町史〕。
5- 広島藩，蔵米の支給について，従来の土手払いをやめ，蔵奉行より渡すことに改める〔事蹟緒鑑 58〕。
9- 幕府，当年損毛のため酒造高の半減を命じる〔結城・水野家文書〕。
10- 広島領内，天候不順のため凶作〔顕妙公済美録 10〕。
12-16 広島藩，江戸参勤の供人数定を申し渡す〔事蹟緒鑑 55〕。

この年, 幕府，福山御城米の大坂・江戸回漕の取扱いを定める〔結城・水野家文書〕。
この年, 福山藩，正保元年に実施を命じていた村々地詰めを終了する〔近世 1〕。
この年, 広島藩，御買鉄の制を廃止する〔近世 1〕。
この年, 竹原浜から宗巴屋五左衛門ら 7 名，松永に移って塩田経営に従う〔竹原・吉井家公用覚書〕。
この年, 広島藩，山県郡酒屋の米買次や酒販売所の設置を制限する〔近世 1〕。
この年, 寺本立軒，「磯宮縁起」を著わす〔竹原市史 1〕。

1682 天和 2 壬戌

2- 福山藩，米銀貸借の利息等に関する規定を申し渡す〔木之庄・岡本家「米銀貸借之覚」〕。
5- 広島藩，百姓らが代官・下代の裏判で借銀米する事を禁止〔顕妙公済美録 11〕。
8-6 浅野長澄，長照に養われて継嗣となる〔芸藩輯要〕。
8-25～26 三上郡庄原町残らず全焼〔庄原雑録〕。
8- 三次浅野家の牢人河原勘左衛門，福山藩「郷村役人心得」を著す〔備陽六郡志〕。
9- 植田艮背，広島に来る〔芸備碑文書〕。

この年, 幕府，福山城主水野勝成と浜田城主松平周防守に大森銀山の手当を命じ，非常の際の援助を申し付ける〔近世 1〕。
この年, 福山藩，神石郡東油木村で痛み百姓の調査を実施し，米・麦・銀を貸し下げる〔福山市史〕。
この年, 広島藩，御買鉄の制を復活する〔近世 1〕。

この年以降, 福山藩，献上表にさらに書院表 200 畳を加える〔水野様御一代記〕。

1683 天和 3 癸亥⑤

3-12 広島藩，諸商人・職人ら一味の申し合わせによる価格の釣り上げを禁止〔事蹟緒鑑 42〕。
6- 広島藩，御家中・百姓・町人らの服装に関する規制を強化する〔顕妙公済美録 12〕。
7-20 従来芥川屋十兵衛の独占していた広島領内鉄販売を自由売りにする〔顕妙公済美録 12〕。
8- 幕府，酒造高制度を緩和し，延宝 7 年の酒造高を許す〔結城・水野家文書〕。
10- 幕府，昨年来豊年につき各領主に米穀の備蓄を勧める〔結城・水野家文書〕。
この年, 広島藩，大坂登せ米の支配を蔵奉行から船奉行に改める〔竹原下市覚書〕。
この年, 安芸郡熊野村の中溝大池完成〔熊野誌〕。
この年, 福山城下の両社八幡宮造営，落成祝賀に能狂言を興行する〔福山市史〕。
延宝 3 年からこの年までに, 生口島，北生口の林・中野・沢・鹿田原・佐木島の向田野浦に 25 軒塩田ができる〔近世 1〕。

1684 貞享 1(2.21) 甲子

1-11 御調郡小原村庄屋，本郷村庄屋の銅山採掘停止願中止により，尾道代官へ小原村銅山採掘願を提出〔本郷・佐藤家文書〕。
1- 福山藩，城下へ来る他所の牢人・芸者等，一宿の外は必ず宗門改めを行うことを令す〔結城・吉田家文書〕。
2-30 広島白島村一本木町中火廻りを廃止し，4 か所の小屋諸道具を運上作事方へもどす〔顕妙公済美録 13〕。
3-10 広島藩，山法度を令す〔竹原下市覚書〕。
4- 福山藩，畳表の流通に関する規定を表奉行に申し渡す〔西中条・妹尾家文書〕。
5- 1 広島藩，印地打・のぼり・かぶと等を禁止〔顕妙公済美録 13〕。
6- 水野勝慶，欠落百姓の召返しを郡中へ命じる〔結城・吉田家文書〕。
6- 福山藩，領内林野の管理を山奉行に命じる〔結城・吉田家文書〕。
7- 1 広島藩，那波屋三右衛門に京都呉服所を命じる〔顕妙公済美録 13〕。
7- 福山藩，雉子以外の鳥類の捕獲を禁止〔結城・吉田家文書〕。
7- 福山藩，往来旅人の看病を郡中に命じる〔木之庄・岡本家文書〕。
12-10 地震。民家破損多く，死人あり〔芸備年表〕。
この年, 広島藩，新田高 1403 石余，改出高 1069 石余を幕府に届出〔広島藩御覚書帖〕。

1685 貞享 2 乙丑

3 - 福山藩，鞆津目付役に備後表・藺苗の抜け売監視を命じる〔水野記 9〕。
5- 鞆津酒造家，中村吉兵衛の鞆保命酒屋の酒帘撤廃要求書を出す〔鞆・中村家日記〕。
6-19 広島藩，城下の豚を似の島他の浦島に放豚〔顕妙公済美録 14〕。
この秋, 福山藩，鞆の中村家を御用名酒屋に指定〔鞆・中村家日記〕。
12-10 広島大地震，家屋の倒壊多数〔顕妙公済美録 14〕。
この年, 広島藩，三田村小割木通船の広島直送を認める〔近世 1〕。

1686 貞享 3 丙寅③

1-16 広島藩，町人らの乗物使用を制限し，女子の衣類に関する取り締まりを強化〔顕妙公済美録 15〕。
3- 2 恵蘇郡下村百姓 31 名，庄屋排斥を要求し，同郡市村・門田村・川北村庄屋に出訴する。この村方騒動 10 月まで続く〔尾引・横路家文書〕。
3- 三原西町の市立日は月 3 日，東町は月 4 日とする〔三原志稿〕。
3- 広島東引御堂町（新町組大年寄）伊予屋助三郎，汐留に成功し，安芸郡府中村鹿籠新開の築調に着手〔知新集 3〕。
5- 5 府中市出火，町家 280 軒類焼〔万旧記〕。
6- 1 福山藩，松永湾を再び請負の漁場とする〔松永町誌〕。
6-18 広島藩，家中藩士の弟子で，学問あるいは出家のために京都に在住する者の名前を調査〔顕妙公済美録 15〕。
6- 三次藩，家中の人員整理を断行〔騰雲君御伝記 5〕。

1687 貞享 4 丁卯
1-28 幕府，生類憐愍令を出す(以後度々令す)〔徳川実紀 5〕。
4-25 三次藩，札座御定法を発布し，領内の銀札遣いの徹底を図る〔天柱君御伝記 1〕。
7- 6 広島藩，藩主城下町内道筋通行の節の町人男女の心得を示す〔顕妙公済美録 16〕。
9- 9 三備芸諸州大水〔備後史談〕。
この年, 隅屋，広島戸河内村横川の藩営鑪 1，鍛冶屋 2 の払下げを受け経営を始める〔加計万乗〕。
この年, 賀茂郡大芝漁場，鯛網始まる〔明治 19 年広島県漁場慣行届〕。
この年, 佐伯郡小栗林村と浅原村の山論起こる。以後両村間の争論しばしば起こる〔小栗林村文書〕。
貞享年中, 竹原塩が大量に甲府に移入される〔竹原市史〕。

1688 元禄 1(9.30) 戊辰
3- 6 広島藩，鉄砲改奉行を設ける〔顕妙公済美録 17〕。
3- 6 広島藩，家名・のれん・かんばん・衣類の紋などに鶴の字を禁じた幕令を町中に布達する〔顕妙公済美録 17〕。
3- 御調郡栗原村沖の塩浜新開完成〔富浜始り以来万覚帳〕。
6- 広島藩，囚獄のことにつき改善を申し渡す〔事蹟緒鑑 48〕。
10- 賀茂郡広村の干拓認められる〔広町地誌〕。
この年, 広島藩，郡中市町に自身番規則を定める〔広島市史〕。
この年, 広島藩，豊田・賀茂・安芸 3 郡から郡夫を動員して，竹原下市村本川堀浚えを実施〔竹原下市一邑志〕。
この年, 山県郡太田筋，1 か年で 15 万丸の腰林割木を城下に積下す〔香草・井上家文書〕。
この年, 山県郡加計村津浪の入野屋某，大隅国から煙草の種子をもち帰って栽培を始める〔加計町史〕。
この年, 広島藩，空鞘町の高瀬屋長三郎，船の荷積場所を定めて制限を加える〔坪野・竹内

家文書〕。
この年, 本郷・小原両銅山の操業中止〔本郷・佐藤家文書〕。

1689 元禄 2 己巳①
5-18 長雨・洪水，広島領の郡中田畑損毛多し〔顕妙公済美録 18〕。
5- 安芸国中諸郡村々にて鉄砲改めを行う〔小方・和田家文書〕。
8- 賀茂郡広村広東川に面した築調工事，領内 12 郡から大量の夫役を動員する〔安政三年庄山田村役要記〕。
8-29 広島藩，他国米売買に関する取り締まりの触書を出す〔顕妙公済美録 18〕。
8- 賀茂郡広村広東川の汐留め，地割りを行い入植者を募る〔近世 1〕。
9- 尾道の薬師堂浜を船着き場拡張のため埋め立てる〔尾道市史 3〕。
この年, 貝原益軒「厳島勝景図并記事」を著わす〔近世 1〕。

1690 元禄 3 庚午
2- 中旬，賀茂郡仁方村塩浜新開着工，3 月中に竣工〔呉市史〕。
3- 尾道町，西荒神堂浜を埋め立てる〔尾道市史 2〕。
3- 浅野綱長，植田艮背を城中に謁見〔芸備先哲伝〕。
9- 広島藩，貞享 4～元禄 2 年の 3 か年の太田川水系諸村の船稼ぎを調査〔加計町史〕。
11-24 広島藩，味木立軒を藩儒に登用する〔事蹟緒鑑 20〕。
12- 浅野綱長，江戸大成殿に銅虫水盤を献備する〔広島市史 2〕。
この年, 山県郡見入ヶ崎から辻ノ河原までと,田原野から松崎までの新井手堀の開鑿成就〔加計万乗〕。
この年, 広島藩，竹原蔵米大坂移送の際の欠米返済規定を定める〔竹原下市覚書〕。
この年, 尾道久保町南裏から宮崎裏まで築調（完成は元禄 11 年 3 月下旬）〔尾道市史 3〕。
この年, 油木村惣兵衛，初めて千割鍛冶屋の民営を許可される〔近世 1〕。

1691 元禄 4 辛未⑧
2-20 ケンプェル御手洗港に碇船〔ケンプェル江戸参府紀行〕。
3- 4 長雨，洪水のため広島領田畑損毛 1737 石 1 斗，全壊家屋 161 軒〔顕妙公済美録 20〕
5-20 広島藩，国前寺の不受不施派たることを禁じる〔知新集 16〕。
7-10 18 日，21 日と引続き暴風雨・洪水。広島領の田畑損毛 6639 石余。流失全壊家屋 2645 軒，死者 16 人〔顕妙公済美録 20〕。
10- 広島藩，太田川筋船改めを行い，船株を設定。山県郡株舟 54 艘（7 か村）に決まる〔坪野・竹内家文書〕。
11- 黒川道祐病没〔芸備先哲伝〕。
12- 福山藩，畳表の値段を定める〔中山南・桑田家文書〕。

この年, 水野勝慶，国元仕置条目を出す〔水野記 9〕。
この年, 広島藩，年貢米の俵を 3 斗俵に定める〔竹原下市覚書〕。
この年, 御調郡向島西村の富浜新浜完成〔富浜始り以来万覚帳〕。
この年, 豊田郡久芳で製鉄を行う〔三田・永井家文書〕。
この年, 水野勝種，佐藤直方を侍講として招致〔佐藤先生年略譜〕。
この年, 安芸郡押込村と苗代村との間に山論起こる〔呉市史 2〕。

1692 元禄 5 壬申

3- 5 厳島三月祭礼の市立を再興〔顕妙公済美録 21〕。
3- 9 広島藩，鴻池善右衛門に蔵元役江戸為替御用を命じ，鴻池了信を大坂借銀方御用とする〔顕妙公済美録 21〕。
3- 佐藤直方，福山藩より 50 人扶持を与えられる〔佐藤先生年略譜〕。
4-28 広島藩，国泰寺村に弓射場を設ける〔知新集 7〕。
6-15 広島藩，防火防水の制を定める〔広島市史 2〕。
8- 福山藩，福山城の番方を勤める馬廻役に対し，合札を改め常札を与える〔結城・吉田家文書〕。
この年, 水野勝種，家中法度を出す〔水野記 12〕。
この年, 浅野綱長，宇治の茶師片岡道仁を召し，比治山に道仁茶屋を新築〔知新集 7〕。

1693 元禄 6 癸酉

1- 山県郡奥筋で大雪の被害大〔顕妙公済美録 22〕。
2- 寺本立軒，「竹原下市一邑志」を著す〔竹原下市一邑志〕。
3- 佐藤直方，福山藩の儒員を辞する〔佐藤先生年略譜〕。
4-23 浅野光晟，広島城内で没〔顕妙公済美録 22〕。
9- 野上屋吉左衛門，佐伯郡己斐村に水車を用いた製油工場を設け，藩主これを観覧する〔広島市史 2〕。
12-22 浅野光晟夫人，賀茂郡国近村阿弥陀寺を安芸郡新山村に移し，英心山日通寺と改称することを幕府より許される〔事蹟緒鑑〕。
この年, 広島町人あかさや九右衛門，広島領小原鉱山の経営を願い出る〔本郷・佐藤家文書〕。
この年, 沼隈郡本郷村の鉱山中止〔本郷・佐藤家文書〕。

1694 元禄 7 甲戌⑤

5-26 阿賀浦漁民，廿日市沖・宮島沖の網漁に関し地御前浦漁民と争い，入会い漁業を認めるよう広島藩へ訴える〔大野・渡辺家文書〕。
7- 中旬，三次の俳諧撰集『俳諧衢足』，京都で刊行〔双三郡三次市史料総覧 2〕。
この年, 広島稲荷町に稲荷神社を勧請する〔知新集 3〕。

この年, 佐伯郡津田村の神官広兼氏，寺子屋を開く〔近世 1〕。

1695 元禄 8 乙亥

4-28 広島藩，衣食住等に関し，町・郡中に節倹を令す〔顕妙公済美録 24〕。

5- 1 賀茂郡竹原下市村町人 65 名，磯宮に三十六歌仙の額を奉納〔竹原下市覚書〕。

10- 3 佐伯郡廿日市町，倹約令に定めた郡中風俗の規制緩和を願い出る〔小方・和田家文書〕。

11- 1 広島藩，300 石以下目付までの役付きの士に足知を給す〔顕妙公済美録 24〕。

11- 1 広島藩，家中救済策として利無銀の返済を免じる〔事蹟緒鑑 58〕。

12-15 広島藩，天下送りの業務規定を定める〔大野・岡崎家文書〕。

この年, 廿日市の鋳物師山田貞栄，宿送り役をつとめる〔近世 1〕。

この年, 広島藩，奉公人出替期を 3 月 5 日，9 月 10 日に改訂する〔広島市史 2〕。

この年, 山県郡丁川筋の通船路疎通〔加計万乗〕。

1696 元禄 9 丙子

3- 7 広島藩，宗旨鉄砲改奉行をおく〔芸藩志 133〕。

5- 福山藩，酒値段定めを出す〔鞆・中村家日記〕。

5- 万年長十郎「百姓心得百弐拾二ヶ条」を述べる〔備陽六郡志〕。

6- 9 三原の儒者楢崎正員没(77)〔芸備先哲伝〕。

7-13 広島藩，家中の知行物成の内 5 歩借知を申し渡す〔顕妙公済美録 25〕。

7-27 元禄 7 年以来の佐伯郡地御前浦と安芸郡阿賀浦の漁場争論，阿賀浦の網は下浦へ入れないことで解決〔廿日市町役場文書〕。

10- 広島藩，辻次郎右衛門・同次郎三郎を京大坂借銀方並江戸為替御用とする〔顕妙公済美録 25〕。

12- 佐伯・山県・奴可郡に大雪の害あり〔顕妙公済美録 25〕。

この年, 広島堺町の油池を埋め立てて水道を設ける〔知新集 6〕。

この年, 広島藩，元安川畔に鉄座を置き，鉄の藩専売を実施〔三次方御鉄山業旧記〕。

この年, 福山藩，煙草運上銀 31 貫 928 匁を徴収〔福山市史〕。

この年, 広島藩，領内の廻船船頭が自らの才覚で銀子を貸借し，荷物を積み入れることを禁じる〔竹原下市覚書〕。

この年, 福山藩，沼隈郡草深村磯新開の樋門を唐樋門に付替える〔近世 1〕。

この年, 広島出身の宮崎安貞，「農業全書」10 巻を著わす〔農業全書〕。

この年, 藤井直好，「算術志元録」を著わす〔芸備先哲伝〕。

この年, 松原一清，詩集『出思稿』2 冊を出版〔近世 1〕。

元禄 4 年よりこの年まで, 賀茂郡仁方村に 10 町 2 反の塩田が築調される〔呉市史 1〕。

1697 元禄 10 丁丑②

1- 尾道の荒神堂浜西隣りから東土堂浜にかけて新浜築調〔尾道市史 2〕。
2- 福山藩，麦収穫までの端境期に他所雑穀の移入を許す〔鞆・中村家日記〕。
2- 広島藩，酒改めを行う〔竹原下市覚書〕。
2- 城下白神組一丁目小島常也，「厳島道芝記」を著わす（元禄 15 年板行）〔知新集 4〕。
閏 2- 4 広島藩・福山藩，幕府より国絵図・郷帳の提出を命ぜられる〔顕妙公済美録 26〕。
閏 2-11 山県郡加計市町全焼〔加計万乗〕。
3- 京都商人，御調郡小原銅山の採掘願を出す〔本郷・佐藤家文書〕。
4-28 広島藩，家中・町人・百姓に対し，倹約令を出す〔顕妙公済美録 24〕。
5- 大坂三次屋半兵衛，三原かりや九兵衛，広島領小原鉱山の経営を願い出るが沼隈郡本郷・今津両村反対〔本郷・佐藤家文書〕。
6- 3 広島藩，金銀貨の改鋳により，古金銀貨の通用は翌年 3 月までと触れ出す(同 11 年 2 月 25 日，古金銀と新金銀貨の引替を 1 年間延長)〔顕妙公済美録 26〕。
7- 佐伯郡地御前村百姓，宮内村建山へ入り，木こりをするにより，両村争論に及ぶ〔大野・渡辺家文書〕。
8- 3 水野勝種，美作国津山城の請取りを命ぜられる〔結城・水野家系譜〕。
8-14 浅野綱長，幕府より美作国津山城在番を命ぜられる〔顕妙公済美録 26〕。
8-23 水野勝種没〔水野記 11〕。
9-18 詩歌を印行して広島郷 33 番札所が認められる〔広島観音三十三所と霊場〕。
10-22 水野松之丞，1 歳で福山藩を襲封し，名を勝岑と改める〔徳川実紀 6〕。
11-14 広島藩，酒運上取立ての幕令あるにより(10 月)，領内の酒値段を 5 割増に定める〔顕妙公済美録 26〕。
11- 広島藩，城下で売買される扱苧・荒苧に運上銀を課す〔近世 2〕。
11- 福山藩，城下 8 か郷の諸役を免除する〔木之庄・岡本家文書〕。
12-22 幕府，福山目付を派遣する〔水野記 11〕。
12- 福山藩，酒改めにつき酒売買を停止〔鞆・中村家日記〕。
この年, 広島藩，村役人・酒造人のうちに改役を申しつけ，酒造運上銀を開始〔加計万乗〕。
この年, 広島革屋町伏見屋七兵衛，堀川町松屋新九郎の両名，綿座を設けて実綿・繰綿の改めを行い，運上銀を差し出す〔顕妙公済美録 26〕。
この年, 広島町煎茶掛り銀を始め，片岡道二に与える(宝永 6 年に停止)〔吉長公御代記 5〕。
この年, 鞆町鍛冶屋，鞆町碇役として運上銀を上納〔水野記 12〕。
この年, 福山藩，領民に御用銀を課す〔近世 1〕。
この年, 鞆町の他国酒の移入売買が許可される〔福山市史〕。
この年, 佐分利流 2 代佐分利源五左衛門重堅，岡山で没〔近世 1〕。

1698 元禄 11 戊寅

1-13 幕府の使番岡部庄左衛門・小姓組本田新五兵衛両目付，福山へ着く〔水野記 11〕。

1-　三次藩，広島藩の保証で大坂の大文字屋から借金をする〔近世 1〕。
2- 3 福山藩，他所酒の買入れを禁じる〔鞆・中村家日記〕。
2-　幕府，領内に金・銀・銅山がある諸大名に対し，採掘を命じる〔顕妙公済美録 27〕。
3-12 広島藩，植田艮背を藩儒に登用〔事蹟緒鑑 20〕。
3-　尾道の薬師堂浜の東を築調〔尾道市史 2〕。
3-　広島藩，領民の祝儀寄合でみだりに酒を出さぬよう布達する〔顕妙公済美録 26〕。
4- 5 福山目付岡部庄左衛門・小姓組本田新五兵衛，領内の巡視を行う〔水野記 11〕。
5- 5 水野勝岑没〔水野記 11〕。
5-16 芭蕉の高弟各務支考，竹原に立ち寄る〔梟日記〕。
5-晦日，水野家跡目なきにより封地 10 万石没収，将軍家，水野家の家名継続のため，勝長に 1 万石を賜う〔水野記 12〕。
6- 5 幕府，青山幸督に福山城の上使，松平定陳・浅野忠澄に同城請取を命じる〔徳川実紀 6〕。
7-28 岡部・本多両人と交代の福山目付溝口源兵衛・中根宗右衛門，福山へ着く〔水野記 12〕。
7-　福山目付(溝口・中根)，水野氏改易に際し，領内仕置を布達する〔水野記 12〕。
8- 9 山木与惣左衛門・曲渕市郎右衛門・宍倉与兵衛の 3 人，代官として福山に着任〔鞆・中村家日記〕。
8-12 幕府上使以下，福山城に入城し，翌日福山藩家臣に福山城召し上げの条目を布達，30 日迄に城下を引払うよう命じる〔水野記 12〕。
8-26 福山代官，水野家牢人で福山領への居住希望者は保証人の請合い証文を提出するよう命じる〔木之庄・岡本家文書〕。
8-　福山代官，領域支配のため三吉村に陣屋を置く〔西備名区 27〕。
9- 3 福山代官，酒値段を平均 1 升につき銀 8 分，運上金を 5 割に決め，他国酒の売買等も禁じる〔鞆・中村家日記〕。
9-11 広島藩，上野東叡山廟殿の普請を手伝う〔顕妙公済美録 27〕。
9-13 福山代官，領内支配のため廻村を触れる〔木之庄・岡本家文書〕。
9-中旬，旧福山藩，兵粮米の引渡し，諸帳面の引継ぎを終了〔水野記 12〕。
10-11 竹原下市村の町年寄・庄屋，竹原蔵米の大坂輸送船調達の藩命を再度断る〔竹原下市覚書〕。
この年，幕府，旧福山藩の銀札を回収し，正金銀と兌換する〔小場家文書〕。
この年，広島藩，尾道町から他国へ積出す繰綿・実綿・扱苧・荒苧に運上銀を賦課〔広島藩御覚書帖〕。
この年，福山領の御用表は表見役人による検査のほか，間尺改めの名目で福山神島町の表問屋浜口屋が間銭を徴収〔中山南・桑田家問銭帳〕。
この年，広島藩，江戸夫役は現地調達とし，領内農民の代銀上納制に改める〔芸藩志拾遺 3〕
この年，安芸郡牛田村で村入用の割賦・徴収をめぐって，一村騒立ちが起こる〔久地・植田

家文書〕。

1699 元禄 12 己卯⑨

1-23 幕府，岡山藩に旧福山領検地を命じる〔池田家文書〕。

1-27 岡山藩，福山領検地条目を出す〔池田家文書〕。

2- 9 岡山藩，福山領検地諸役人の構成を発表(総数 2412 人)〔池田家文書〕。

4- 7 広島藩，上野普請手伝につき，5 か年間借知 1 ッ 5 歩を申し渡す〔顕妙公済美録 28〕。

4-13 福山代官，領内の検地案内にあたる 9 郡庄屋・百姓から誓詞をとる〔池田家文書〕。

4-17 広島藩，無利の木綿所持改めを実施〔竹原下市覚書〕。

4-18 福山代官，検地実施につき，旧藩領村々に畝並帳・名物類書付の提出を命じる〔木之庄・岡本家文書〕。

4-20 三次藩主浅野長澄，京都浪人松波勘十郎を招聘〔天柱君御伝記 4〕。

この春, 広島領郡中に飢人多く，世羅・三谿両郡麦作皆損，藩庫より救米を支給〔顕妙公済美録 28〕。

5- 3 三次藩，財政難から藩政改革を実施する旨，郡代・代官に通達〔天柱君御伝記 4〕。

5- 4 福山代官，岡山藩検地役人廻村のため，村々に人足・人馬等用意の命令を廻達〔木之庄・岡本家文書〕。

5- 6 岡山藩，福山領検地役人福山在勤中の作法心得を定める〔池田家文書〕。

5-16 広島藩，町中法度を改正する〔玄徳公済美録 34〕。

5-18 福山代官，村々に畝並帳の提出を促し，沼隈郡は藺作中のため，検地からの藺田除外を命じる〔木之庄・岡本家文書〕。

5-27 岡山藩，6 尺 1 寸竿で深津郡川口村より旧藩領検地を始める〔池田家文書〕。

6- 1 福山代官，検地実施につき村方心得を出す〔木之庄・岡本家文書〕。

6-26 広島藩,自昌院の願いにより日通寺を天台宗から日蓮宗越後国本成寺の末寺に改宗するよう幕府へ願う(同 7 月 9 日許可)〔顕妙公済美録 27〕。

7-21 この日より,岡山派遣の上坂蔵人•津田佐源太および福山代官山木与惣右衛門ら,島々を検地して回る〔池田家文書〕。

8- 7 広島藩，給知村の代官支配をやめ，知行所戻しを行う〔顕妙公済美録 28〕。

8- 岡山藩,旧福山領の検地竿先組を 10 組増加し,9 郡 243 か村を丈量し,9 月末に終了,10 月上旬には山藪・寺社改めも終了〔近世 1〕。

9-23 幕府，広島・三次両藩に備後国絵図の提出を命じる〔顕妙公済美録 26〕。

9- 広島藩，三上・奴可両郡の貸米銀返済を免除する〔庄原・板倉家「万旧記」〕。

9- 広島藩，広島川口 6 か所に番所を設け，広島より積み出す米穀・紙・鉄改めに関する条目を定める〔顕妙公済美録 28〕。

12- 5 岡山藩，検地下帳の作成を終え，幕府に検地成就を届け出る〔池田家文書〕。

12- 9 今津・本郷両村庄屋，大坂三次屋半兵衛出願の御調郡小原銅山の採掘に反対する〔本

郷・佐藤家文書〕。

12-22 幕府，岡山藩へ福山検地高 15 万石余に決定を通知〔福山市史〕。

12-25 広島藩，武家奉公人の賃銀を公定する〔顕妙公済美録 28〕。

12- 幕府，検地後の代官支配を芦田・深津・品治・沼隈・安那 5 郡の三吉陣屋，安那・甲奴・神石 3 郡の上下陣屋，及び小田・後月 2 郡の笠岡陣屋に分轄する〔備陽六郡志〕。

12- 福山検地後，沼隈・深津両郡のうち 27 か村をさいて分郡を新設する〔備陽六郡志〕。

この年, 広島藩，城下移入の油に運上銀を課す(宝永 6 年停止)〔吉長公御代記 5〕。

この年, 広島藩，塩浜年貢を運上銀に改める〔広島藩御覚書帖〕。

この年, 広島藩，養蚕・機織を奨励する〔寛永中旧記抜書〕。

この年, 広島藩，他国産の穀物・干魚等の購入を入札制とし，改役人をおいて運上銀をとる〔元禄 12 年他国穀物等入札之節改役被仰付二付請書〕。

この年, 広島藩，鉄山内への商人の立入りを禁止する〔加計万乗〕。

この年, 広島藩,酒造高制限につき 2 分の 1 から 5 分の 1 の減石令を布達(宝永 5 年まで)〔近世 1〕。

1700 元禄 13 庚辰

1-11 松平忠雅，山形から備後 10 万石に転封を命ぜられる〔徳川実紀 6〕。

5～6 広島藩，御調郡西野村宮沖新開の東堤築造に夫役 5500 人を動員〔御調郡誌〕。

6-12 岡山藩，福山領検地帳の引渡しを終わる(福山検地終了)〔池田家文書〕。

6-24 御調郡西野村宮沖新開，汐留めされる〔西野・国郡志書出帳〕。

7- 三次藩,草津牡蠣仲間を 18 組と定め,条目を申し渡す〔草津・小川家「養蠣由来書」〕。

7- 三次藩，三次・吉田間就航の藩営川船 15 艘を三次町年寄堺屋庄左衛門以下 15 名に下げ渡す〔庄原・板倉家「万覚書」〕。

8- 4～7 岡山藩，岡山に旧福山領 9 郡百姓 1396 人と鞆町 21 人を呼び寄せ，検地帳に捺印させる〔池田家文書〕。

10- 4 福山藩，牢人の領内居住及び，領内で旅人の病気介抱，病死牛馬の埋葬，諸勧進，乞食の入村禁止などの触書を出す〔水呑村御法度書写〕。

10- 福山藩，鞆町の酒屋改めを行い，他所酒移入を従来通り禁止する〔鞆・中村家日記〕。

11-16 福山藩，古金銀と新金銀の両替を促す〔水呑村御法度書写〕。

11- 福山藩，百姓の着衣に木綿以外を用いることを禁止する〔水呑村御法度書写〕。

11- 福山藩，年貢皆済前に借銀・借米の支払を禁止する〔水呑村御法度書写〕。

11- 福山藩，郡中村々に対して，無判形者の人馬徴発に応じないよう通達〔水呑村御法度書写〕。

11- 福山藩，村役人が公役を利用し，百姓から余得を貪ることを禁止する〔水呑村御法度書写〕。

この年, 佐伯郡古江村新開完成〔古江・国郡志書出帳〕。

この年, 広島藩家老上田家，佐伯郡小方村に紙座を設置し，紙楮に見取紙の制をしく〔小方・和田家旧記書抜〕。
この年, 三原東町の裏に畝数9町9反余の塩田を築造する〔三原志稿〕。
この年, 松平忠雅，福山入封にともない，幕府の御用表見役所を福山より笠岡に移転する。この年より，元文元年まで御用表は沼隈郡常石村敷名より笠岡まで船で廻送し，同所で上納させる〔中山南・桑田家文書〕。

1701 元禄 14 辛巳

1-21 広島藩，城下における他国者改めを厳しくする〔堀川町御触帳〕。
1- 広島藩，博奕同前の仕組による頼母子を停止〔顕妙公済美録 30〕。
2- 4 広島藩，城外曲輪・石垣の修理につき幕府の許可を得る〔事蹟緒鑑 27〕。
3-14 浅野長矩，江戸城において吉良上野介義央を刃傷，翌 15 日切腹〔顕妙公済美録 30〕。
4-23 広島藩，幕府へ安芸国絵図・郷帳を提出〔顕妙公済美録 26〕。
この春, 三次藩，松波勘十郎の主導で領内特産の鉄・紙に専売制を実施し，鉄・紙生産者に支払う銀札を濫発〔比和・久光家「家伝之筆記」〕。
7- 4 広島藩・三次藩，備後国絵図・郷帳を完成し，幕府へ提出〔天柱君御伝記 3〕。
9-27 広島藩，宗門改めの際，仏護寺塔頭 12 坊の連印を廃して，本坊の代表請負制に改める〔顕妙公済美録 30〕。
10- 4 広島仏護寺 12 坊中 3 寺，広島藩の宗門改め改正を拒否し，仏護寺 12 坊の紛議始まる〔顕妙公済美録 30〕。
10-28 広島藩，他国移入米の商売を停止〔堀川町御触帳〕。
10- 三次藩，草津牡蠣仲間大坂商事に関する条目を定める〔草津・小川家「養蠣由来書」〕。
10- 三次藩，流通の銀札を米に引当て悉く回収せんとし，大混乱が起こる〔比和・久光家「家伝之筆記」〕。
11- 広島城内三の丸屋敷完成につき，城内で能の興行催される〔顕妙公済美録 30〕。
12-15 京都興正寺，使僧として同寺内正恩寺を仏護寺に派遣する〔顕妙公済美録 30〕。
この冬, 三次藩，加判札を発行する〔比和・久光家「家伝之筆記」〕。
この年, 福山城下町で宿老の入札による町年寄制始まる〔福山市史〕。
この年, 広島藩，三次・恵蘇・奴可・三上 4 郡の鉄山役高のうちたたら役を廃し，吹役・鉄穴役のみにする〔広島藩御覚書帖〕。

1702 元禄 15 壬午⑧

5-28 広島藩，元禄 10 年分の酒屋数・酒造米高を幕府に報告〔顕妙公済美録 31〕。
6- 三次藩，藩政改革に失敗した松波勘十郎を罷免〔比和・久光家家伝之筆記〕。
7-28 大風雨により郡中の田畑・家屋・船舶等の被害多く，また，三原城の破損あり〔顕妙公済美録 31〕。

8-21 浅野長矩の弟大学長広，広島預けとなり到着(宝永 6 年赦免)〔顕妙公済美録 30〕。
8-27～30 広島・福山領共に暴風雨・洪水，広島城下堤防決壊 30 か所，郡中田畑損毛 5 万 8960 石 9 斗余，流失全壊家屋 5374 軒，死者 13 人〔顕妙公済美録 31〕。
閏 8- 7 広島藩，領分からの穀類移出を停止〔顕妙公済美録 31〕。
10- 福山藩，将軍綱吉による「生類憐みの令」の励行を触れる〔木之庄・岡本家文書〕。
11-11 福山領内 16 か村，藩に対し，従来免除されていた諸役・諸掛りの一般並み賦課命令の撤回を求める〔木之庄・岡本家文書〕。
11-25 家老上田家，佐伯郡で紙の専売制実施に必要な前貸仕入銀を京都商人辻次郎右衛門から借り入れる〔上田家文書〕。
この年, 広島藩，銀札発行を幕府に届出る。(宝永元年 8 月実施)〔芸藩志拾遺 5〕。
この年, 広島藩，広島十日市での抜紙を機に領内の紙漉人を村ごとに登録し，毎年その人数・抜紙の有無を吟味する〔加計・室屋文書〕。
この年, 松平忠雅，福山城へ入る〔福山市史〕。

1703 元禄 16 癸未
2-10 広島藩，大坂御用廻船の運賃銀を増額する〔顕妙公済美録 32〕。
この春, 広島領内郡中窮乏し，城下に乞食する者多く，藩庫から救恤米を支給する〔顕妙公済美録 32〕。
8-22 仏護寺および明教寺，寺院を放棄することを広島藩に申し出る〔顕妙公済美録 30〕。
12-14 広島藩，仏護寺に毎年米 200 俵を施与することとし，明教寺にも寺を維持すべきことを諭す〔顕妙公済美録 30〕。
12-17 広島藩，来年より銀札通用を令し，勘定奉行に紙幣製造の設計を命じる〔顕妙公済美録 31〕。
12-19 広島藩，今門屋敷を紙漉場とし，山県郡から紙漉百姓多数を呼び寄せ銀札紙の製造を開始する〔顕妙公済美録 31〕。
12-21 広島藩，仏護寺 12 坊のうち，8 住職の領分追放を申し渡す〔顕妙公済美録 30〕。
この年, 賀茂郡下市村米屋五郎三郎と三原屋武右衛門,新造した千石船の請印を願い出る〔竹原下市覚書〕。
この年, 竹原の俳諧連中,『俳諧百歌仙』を刊行〔竹原市史 1〕。
元禄年中, 佐伯郡古江の一里塚新開・同伊予屋新開開発〔古江・国郡志書出帳〕。
元禄年中, 松永湾で地引網・手操網・唐網などの漁法が行われる〔松永町誌〕。
元禄年中, 三次と恵蘇郡門田村間の通船止む〔庄原・板倉家「万覚書」〕。

1704 宝永 1(3.13) 甲申
1-15 広島藩，郡奉行両名の支配郡を 2 分轄する〔顕妙公済美録 33〕
1-21 広島藩，寺田臨川を侍講に登用する〔事蹟緒鑑 20〕。

1-　福山藩，林野に関する厳しい触書を出す〔木之庄・岡本家文書〕。
2- 6 広島藩，広島町・新開における質屋商事に関する触書を出す〔顕妙公済美録 33〕。
2-21 広島藩，京都商人辻次郎右衛門，城下商人三原屋清三郎・天満屋次兵衛を銀札元とし，幕府公認の掛屋 1 軒・銭屋 3 軒を指定〔顕妙公済美録 33〕。
5-13 京都興正寺，12 坊の帰寺について参勤中の藩主に懇請する〔顕妙公済美録 30〕。
7- 5 暴風雨・洪水，広島領内田畑損毛 4625 石 7 斗余，流失全壊家屋 55 軒，死者 12 人〔顕，妙公済美録 33〕。
7-28 広島藩，村入用の統一基準を設け，諸経費をその基準以下に押えるよう強制し，村役人の夫役免除(足子引高)規定を制定する〔吉川・竹内家文書〕。
8-　広島藩，9 月 14 日より銀札遣いを実施する触書を出す〔顕妙公済美録 31〕。
9- 5 広島藩，革屋町銀札場で，5 種の銀札を発行〔顕妙公済美録 31〕。
この年, 安芸郡倉橋仁兵衛・新右衛門ら，御調郡小原鉱山の経営を願い出る〔本郷・佐藤家文書〕。
この年, 山県郡加計村香草上野屋，製蠟業を始める〔加計・上野屋文書〕。
この年, 賀茂郡寺家村六郎右衛門，安芸八日講を設ける〔寺家・柏尾家文書〕。

1705　宝永 2　乙酉④
5-29 広島藩，他国米・酒の移入を禁止〔竹原下市覚書〕。
6- 1 大雨・洪水により安芸郡大川筋等破損，芸北での米の収穫少量〔顕妙公済美録 34〕。
8-20 広島藩，船持に対し，大坂での蔵米積み上げ後，水主の上陸禁止と，他所者の船頭・水主は請人を立てて雇うべき旨申し渡す〔竹原下市覚書〕。
8-27 広島藩，尾道町に銀札場を設置〔尾道・十四日町年誌〕。
8-28 広島藩，他領で行われている掛頼母子に加わることを禁じる〔尾道・十四日町年誌〕。
8-　広島藩，銀札通用につき領分内の金銀正貨の通用を禁止〔顕妙公済美録 31〕。
9- 3 広島藩，納戸御用を京都町人那波屋九郎左衛門・辻藤兵衛へ半分ずつ申し付ける〔事蹟緒鑑 28〕。
9-28 広島藩，郡方蔵入給知ともに高 100 石につき銀 250 匁の高役銀提出を命じる〔顕妙公済美録 34〕。
12-　備後・備中の天領代官，3 分の 1 銀納の相場を備後米 1 石，備中大豆 1 石に付き銀 83 匁と定める〔備中真鍋島の史料〕。
この年, 山県郡高下郷の新井手疎通〔加計万乗〕。
この年, 各務支考，竹原来遊〔竹原市史 1〕。

1706　宝永 3　丙戌
3-18 広島藩，仏護寺に毎年相続米 200 俵を給し，広島町・新開から法施燈明銭を，領内各郡から鉢米を出させる〔知新集 20〕。

11-　賀茂郡下市村米屋の千石船，尾道蔵米 790 石を積んだまま東明石で遭難〔御船手様江書付上ヶ申扣書〕。
この年, 広島藩，紙蔵を広島三川町に設け，紙楮の藩専売を実施〔芸藩志拾遺 6〕。
この年, 御調郡重井村長右衛門新開完成〔重井町史年表〕。

1707 宝永 4 丁亥
4-27 竹原塩浜取り締まりのため大寄合申し渡しが出される〔竹原塩田誌〕。
8- 3 広島藩，村入用徴収を免除して藩給とし，代わりに上納米制を開始〔顕妙公済美録 36〕。
8-19 広島・福山領共暴風雨・洪水・高潮，広島領内田畑損毛 2163 石 8 斗余〔顕妙公済美録 36〕。
9- 4 三次藩，江戸浜御殿の普請を手伝う〔天柱君御伝記 5〕。
10- 4 数度大地震，広島城中損壊あり，広島領内全壊家屋 78 軒，半壊家屋 68 軒〔顕妙公済美録 36〕。
10-13 幕府，藩札通用の停止を命じる〔芸藩志拾遺 5〕。
10-26 広島藩，銀札の通用を停止する〔顕妙公済美録 36〕。
11-28 広島藩，銀札通用停止により，札場において通用銀札の 4 割を正貨に兌換することを令す〔顕妙公済美録 36〕。
12-29 大坂大火の際の功により，草津牡蠣株仲間の大坂川中での牡蠣船独占営業を許される〔草津・小川家「草津村牡蠣商売由来」〕。
この年, 広島藩，大坂鴻池善右衛門に大坂売米口銭として新銀 2 分と掛屋料として銀 50 枚を与える〔顕妙公済美録 36〕。
この年, 広島麻疹流行する〔近世 1〕。

1708 宝永 5 戊子①
1- 8 世羅・三谿郡の百姓広島へ出訴，さらに山県・佐伯・高田・高宮の諸郡に波及し，差上米制の撤回を要求し数千人が出訴〔田利・藤川家文書〕。
閏 1-13 広島藩，差上米制度を撤回〔顕妙公済美録 36〕。
閏 1-　広島藩，飢饉により飢食米を郡中に支給〔顕妙公済美録 37〕。
2-11 浅野綱長広島城中で没〔顕妙公済美録 37〕。
3-26 浅野吉長襲封〔吉長公御代記 4〕。
6-22 福山地方大洪水〔日本凶荒史考〕。
7-11 広島新開で炬火を 100 か所におき，害虫を駆除〔吉長公御代記 4〕。
8- 7 広島藩，全領内で他国米の購入を禁止〔竹原市史〕。
8-25 浅野吉長，堀南湖・堀景山にそれぞれ禄 200 石を与える〔芸備堀家略譜〕。
8-　他国米川口入津の禁止により，飯米に難儀する竹原塩浜と町中，他国米買入御赦免の

歎願を出して許される〔竹原塩田誌〕。
この年, 賀茂郡下市村米屋の 22 端帆船，米沢米 700 石を運送途中，佐渡の亀ヶ脇で難破〔御船手様江書付上ヶ申扣書〕。
この年, 似雲，宮島の僧怒信について得度する〔近世 1〕。

1709 宝永 6 己丑

3- 3 幕府，酒運上を廃止〔事蹟緒鑑 31・51〕。
4-12 江戸滞在の浅野吉長，襲封後，初めて帰国を許される〔吉長公御代記 5〕。
4-23 福山藩，禁裡造営の普請を手伝う〔徳川実紀 7〕。
6- 広島藩，甲州流軍学を採用し，軍制を改革〔芸藩志拾遺 12〕。
7- 7 広島藩，職制改革を実施し，家老を実務から離し，加判役を年寄として人材を抜擢する〔吉長公御代記 5〕。
7-15 福山藩，他国酒の売買を禁止〔鞆・中村家日記〕。
7-29 賀茂郡下市村新町出火，126 軒焼失〔竹原下市覚書〕。
8- 広島藩，広島町民の係争を町奉行の専断とする〔事蹟緒鑑 31〕。
9-21 広島藩，江戸詰め･定江戸･他国勤めの藩士に対し，京銀貸下げの制を定める〔事蹟緒鑑 51〕。
10-15 広島藩，藩主初入国の祝儀として蔵入明知方百姓から上納米を差し出すを賞し，これを郡用銀に積み立て凶作に備えさせる〔吉長公御代記 5〕。
10- 広島藩，広島町・新開拝領家取扱方の規定を定める〔吉長公御代記 5〕。
12-28 広島藩，鴻池善右衛門に合力米 300 俵を与える〔事蹟緒鑑 37〕。
この年, 広島藩，家臣所有の船舶を廃棄処分する〔近世 1〕。
この年, 似雲，上京する〔近世 1〕。

1710 宝永 7 庚寅⑧

2- 広島藩，城下の治安に関し，家中を戒める〔吉長公御代記 6〕。
3-16 広島藩，江戸吹上代官町の普請御用を命ぜられる〔吉長公御代記 6〕。
3-25 西城町全焼す〔万旧記〕。
4- 広島藩，江戸城吹上代官所普請手伝で，郡中の高 100 石に銀 300 匁宛，町方の小間 1 間に銀 3 匁宛を課す〔吉長公御代記 6〕。
7-20 幕府巡見使，防州より広島領分に入国，8 月 8 日まで領内巡見〔吉長公御代記 6〕。
閏 8-15 松平忠雅，伊勢桑名へ転封，阿部正邦，宇都宮より福山へ入封〔徳川実紀 7〕。
閏 8- 福山藩，商売用の升の改めを実施し，改めを受けていない升の使用を禁止〔木之庄・岡本家文書〕。
10-21 阿部正邦，国元の三浦左膳に福山城請取りについて指示する〔福山・木村家「阿部正邦書状」〕。

12-　鞆の中村家，薬酒造りの独占専売権をあらためて福山藩に公認される〔鞆・中村家日記〕。
この年, 広島藩，綿座を綿改所に改める〔顕妙公済美録 26〕。
この年, 奴可･三上両郡の民間鉄山の出来鉄,広島藩に買上げられる〔三次方御鉄山業旧記〕。
この年, 三上･奴可両郡で夫役銀割をめぐって両郡頭庄屋間に公事出入あり〔庄原･板倉家｢万覚書｣〕。
この年, 多田源左衛門，剣術・居合・柔術指南として 30 人扶持で広島藩に召抱えられる〔近世 1〕。
この頃, 松永湾沿岸の藤江村などで農間に帆木綿を織る〔藤江村差出帳〕。

1711 正徳 1(4.25) 辛卯
1-11 福山藩，建山への入山，野山立木の無断伐採を禁止し，木之庄村請書を提出する〔木之庄・岡本家文書〕。
1-13 鞆関町出火，大火となる〔鞆・中村家日記〕。
3-28 松平氏から阿部氏へ，福山城引渡しが完了する〔木之庄・岡本家文書〕。
3-29 阿部氏，朝鮮信使の鞆津寄港に，公役として馳走役を命ぜられる〔阿部家伝〕。
3-　福山藩，前代の未進分年貢を免除する代わりに村高 100 石につき夫役 1 人・馬 1 疋の賦課役を行う〔木之庄・岡本家文書〕。
4- 7 福山藩，幕府より石見銀山の悪徒に備えるよう命ぜられる〔阿部家伝〕。
6-17 広島紙屋町釣燈屋市兵衛，厳島神社に管弦船の雨具を寄進する〔知新集 4〕。
7- 7 広島藩，持弓筒の者を持足軽，大番預りを大番足軽，小姓預りを小姓足軽と改称〔芸藩志拾遺 13〕。
7-22 阿部正邦，福山入城〔鞆・中村家日記〕。
8-　賀茂郡下市村米屋の 20 端帆船，能登半島の皆月浦で沈没〔竹原市史〕。
9- 2 福山藩，朝鮮信使寄港につき，鞆町役人に会所詰めを命じる〔鞆・中村家日記〕。
9- 7 朝鮮信使蒲刈島着船，広島藩家老以下接待〔吉長公御代記 7〕。
9- 9 朝鮮信使鞆福禅寺に止宿，一行の李邦彦，鞆の風景を賞美し「日東第一形勝」の扁額を書く〔備陽六郡志〕。
9-　福山藩郡奉行，村々へ支配方針を示した 35 か条の条目を下す〔下御領・横山家｢御条目写｣〕。
9-　福山藩，沼隈郡村々に，畳表を福山城下で丸数改めを受けるよう命じる〔沼隈郡誌〕。
10- 5 広島藩，郡代の名称を郡奉行に統一する〔吉長公御代記 7〕。
10-12 広島藩，蔵元鴻池善右衛門に掛屋を兼任させる〔事蹟緒鑑後 37〕。
10-　山県郡の鉄師，鉄価下落により鉄座廃止を藩に出願〔加計万乗〕。
11-　山県郡の鉄師，御用銀 400 貫目の調達に応じる〔加計万乗〕。
12-25 本郷・今津両村庄屋，小原銅山の鉱石を向島で吹焼することを条件にした広島藩の

採掘妥協案を拒否する〔本郷・佐藤家文書〕。
12-　広島藩，山県郡のみに鉄座の廃止と在来鉄師による株仲間の結成を認可し，鑪 2 か所，割鉄鍛冶屋 24 軒，釘地鍛冶屋 5 軒と限定する〔近世 1〕。
この年，福山藩，宝永元年より 7 か年の取米平均により年貢の収納を命じる〔福山市史〕。

1712　正徳 2　壬辰
1-29 広島藩，郡奉行下に代官制を廃止し，新たに郡代，所務役人 40 人，頭庄屋 81 人を任命し郡制改革を行う（正徳の御新格）〔吉長公御代記 8〕。
1-　三次藩，御新格とよばれる郡制改革の実施を布告〔近世 1〕。
2-　広島藩，領内 12 郡 14 か所に目安箱を設置〔吉長公御代記 8〕。
3- 1 広島藩，広島 6 つの川口に川口番を置く〔事蹟緒鑑後 27〕。
3-11 広島藩，幕府から禁裏御所普請の手伝を命ぜられる〔吉長公御代記 8〕。
5-27 雨降り続き広島城下洪水となる〔吉長公御代記 8〕。
6- 1 広島藩，寺院支配を町方支配に移管する〔広島市史 2〕。
6- 2 福山地方大洪水〔備後史談〕。
7- 2 福山地方洪水〔備後史談〕。
8-　福山藩，難破した諸廻船より船荷物の強奪を禁止する〔福山文学〕。
10- 5 三次藩，藩内に目安箱を設置する〔天柱君御伝記 6〕。
10- 8 佐伯郡玖波村大火 270 軒焼失〔旧記書抜〕。
10-　三次藩，領内の三次・恵蘇郡鉄山を接収し藩営鉄山とする〔三次方御鉄山業旧記〕。
12-　広島藩，郡制改革にともない広島町組，新開に地概を実施し，以後蔵入地・給地にも及ぼすことを示達する〔近世 1〕。
この年，福山藩，免を宝永 7 年より 1 歩上り，翌年にはさらに 1 歩上りとする〔各年下御領村免状〕。
この年，太田川筋にて鱒網始まる〔加計万乗〕。
この年，広島藩，霧島十五郎・厳巻善太夫・巻の戸喜伝など力士を召抱え，鉄砲屋町の角力長屋に住まわせる〔近世 1〕。

1713　正徳 3　癸巳⑤
1-19 福山藩，領分内の縁組等は相対次第と布達〔鞆・中村家日記〕。
1-26 広島藩，新開の地概を行う〔吉長公御代記 9〕。
1-　恵蘇郡高野山組他 13 か村百姓，鉄専売制に反対し幕領三次陣屋へ強訴する〔比和・久光家「家伝之筆記」〕。
2-　御調郡中庄村の油屋新開完成〔芸藩通志〕。
5- 2 福山藩，村入用に関する詳細な規定を定める〔木之庄・岡本家文書〕。
5-15 広島藩，広島城下新開の大須賀村・明星院村・江波新開・段原村・比治村・山崎新開

に地詰を行う〔知新集 7・8〕。
閏 5-20 米穀高値につき鞆の保命酒，1 升の値段 3 匁 2 分となる〔鞆・中村家日記〕。
閏 5- 広島藩，足知の称を役料と改める〔事蹟緒鑑 56・58〕。
6-15 浅野吉長，年寄役の心得 20 か条を出す〔吉長公御代記 9〕。
6-25 広島藩，高宮郡深川米蔵を廃止する。なお，深川蔵へ納入の村々は，広島矢倉下へ納入する〔吉長公御代記 9〕。
6-25 三上郡広島御蔵納所方格式を改定する〔三上郡御蔵納所方格式御改之帖〕。
6- 広島藩，蔵米渡しの格式を改める〔事蹟緒鑑 38〕。
7- 佐伯郡上平良村惣百姓，年貢免率の上昇を理由に，村役人に対し年貢免状の受取りを拒否し返上を迫る〔廿日市・光井家文書〕。
10- 9 広島藩，小人目付を設置する〔事蹟緒鑑 22〕。
この年, 広島藩，御登せ米支配所を設けて大坂廻米を町人請合制とする〔広島藩御覚書帖〕。
この年, 安芸郡鹿籠新開の地詰実施〔府中・国郡志書出帳〕。
この年, 福山藩，引一毛引物(裏作に課す貢租)の徴収を始める〔備後史談〕。
この年, 豊田郡大崎上島の中野村，元野浜・中浜・片浜の 3 軒の塩田が開かれる〔中野・国郡志書出帳〕。
この年, 広島藩，豊田郡御手洗町年寄役を設置する〔御手洗町覚書帳〕。
この年, 堀南湖「縮景園記」を著わす〔縮景園記〕。
この年, 広島領内麻虫はびこり，麻苧の損毛多し〔年代記〕。

1714 正徳 4 甲午
1-21 広島藩,江戸参勤に召し連れる奉公人不足につき,広島町から 200 人差し出させる〔吉長公御代記 10〕。
2-18 広島藩，町年寄に単羽織着用を許可〔事蹟緒鑑 32〕。
2- 広島藩，船頭・水主らの唐物抜荷取扱いを戒める〔樋口家文書〕。
2- 広島藩，武具奉行を置く〔芸藩志拾遺 14〕。
3- 5 広島藩，家中に系図伝記を差し出させる〔吉長公御代記 10〕。
3- 三上郡庄原村の上野池，底樋を改良し石樋とする〔庄原雑録〕。
4-15 広島藩，上野寛永寺の火防役を命ぜられる〔吉長公御代記 10〕。
この春, 島嶼部に時疫が流行する〔吉長公御代記 10〕。
7-16 広島藩，幕命により異国船抜荷取り締まりの高札を立てる〔吉長公御代記 10〕。
8- 8 広島地方，暴風雨，洪水〔吉長公御代記 10〕。
9-12 広島藩，牛田塩硝蔵の比治山移築を決める〔吉長公御代記 10〕。
9- 福山藩,沼隈郡・分郡の年貢米を船積にて昼夜とも納入することを認める〔福山文学〕。
9- 広島藩，山役所を置く〔事蹟緒鑑 56〕。
10-15 広島藩，年寄加役の制を定める〔吉長公御代記 10〕。

10-　三次藩，川船輸送運上銀450目を徴して堺屋庄左衛門に下げ渡す〔双三郡三次市史料総覧1〕。
11-　広島藩，唐物抜荷の密告を奨励〔樋口家文書〕。
11-　京都町奉行，宮島町の長崎問屋長崎屋新右衛門らが肥前屋与兵衛より唐織端物類を買求め，岩国町人へ転売した事件を抜荷の疑で取調べる〔事蹟緒鑑50〕。
この年，福山藩，郡目付を新設〔福山市史〕。
この年，安芸郡本灘・出汐・経免・堀越新開の地詰実施〔府中・国郡志書出帳〕。
この年，三次藩，奴可郡油木村木村惣兵衛の多額の借金を肩代わりし，以後，同郡7か所の山を藩支配とする〔三次方御鉄山業旧記〕。
この年，浅野吉長，棒火矢術の嶋本徳右衛門を150石で召抱える〔近世1〕。

1715　正徳5　乙未
1-24 賀茂郡下市村新町・榎町火事(焼家数115軒，竈数95軒)〔竹原下市覚書〕。
1-27 阿部正邦没(58)〔阿部家伝〕。
2-24～ 3- 4 賀茂郡下市村新開の地詰実施〔竹原下市覚書〕。
3-12 阿部正福襲封〔寛政重修諸家譜〕。
4- 5 広島領分内に時疫流行〔吉長公御代記11〕。
5- 6～22 加計岩戸神楽京都で興行する〔加計町史〕。
5-　広島藩，職人改めを行い作事所焼印札を交付し，条目を出す〔芸藩褋誌〕。
6-24 広島藩，孟子講釈の定日を立てて講師を植田良背に命じ，近習・児小姓に聴講させることとする(講釈開始は7月5日)〔吉長公御代記〕。
6-　広島藩，尾長村に弓鉄砲射場を設ける〔知新集7〕。
7-　広島藩，可部町に地詰を実施し，可部御茶屋を免除地にする〔可部町地詰帳〕。
9-17 広島尾長東照宮100年祭を行う〔知新集9〕。
10-21 広島藩，尾道町奉行を置く〔吉長公御代記11〕。
10-　福山藩，領内寒造り酒造高を制限し，翌年2月から売出させる〔木之庄・岡本家文書〕。
10-　広島藩，川口番所へ出入船舶の取扱いに関する条目を出す〔吉長公御代記11〕。
11- 1 広島藩，家中に対し京銀貸付の返済を免除する〔事蹟緒鑑51〕。
12- 4 広島藩，郡支配役・山奉行・破損奉行をやめ，その管掌事項を勘定奉行の年番勤務とする〔吉長公御代記11〕。
12-22 広島藩，運上場役所を山方役所，運上場を材木場と改称する〔吉長公御代記11〕。
この年，広島藩，安芸郡海田市新開の地詰をやり直す〔海田市地詰帳〕。
この年，広島藩，竹原塩田の勤番所を廃止し，失却銀として銀1貫目を徴収する(享保7年新銀発行により半減)〔竹原下市・国郡志書出帳〕。
この年，浅野吉長，植田良背に禄200石を与える〔事蹟緒鑑〕。
この年，槍術佐分利流3代平蔵重種，三原浅野家に招かれ，新知150石を与えられる〔佐分

利家文書〕。

1716 享保 1(6.22) 丙申②

1- 広島藩，百姓の城下への一揆徒党なきよう説諭する〔吉長公御代記 12〕。

2-18 広島藩，所務役人・頭庄屋らに郡中支配の心得を申し渡す〔吉長公御代記 12〕。

閏 2-10 広島藩，多門・家中屋敷の修繕等に関する規定を出す〔吉長公御代記 12〕。

閏 2- 広島藩，山方役所を廃し，事務を郡役所と材木場に分ける〔吉長公御代記 12〕。

4- 賀茂郡下市村米屋の 22 端帆船, 出羽栗島沖で遭難, 乗組員 14 名全員死亡〔竹原市史〕。

6- 9 広島藩，林大学頭弟子天津源之進を儒者に登用〔事蹟緒鑑 20〕。

6- 広島藩，作事所から諸職人取り締まりの条目を出す〔知新集 5〕。

7-13 広島藩，伏見京橋町屋敷を伏見藩邸にする〔事蹟緒鑑 37〕。

7-23 広島藩，広島町・新開の日雇賃銀を定める〔吉長公御代記 12〕。

8- 8 広島藩，村役人が藩の貸物・支給物と百姓からの取立物との差引勘定することを堅く禁じる〔下草井・和気家文書〕。

9- 6 広島藩，近習頭の職名を用人と改める〔事蹟緒鑑 36〕。

9- 8 広島藩，広島城下酒屋の請願を入れ，他国酒の売買を禁じる〔吉長公御代記 12〕。

この年, 広島藩，定免制を採用する〔広島藩御覚書帖〕。

この年, 広島藩，塩浜運上銀を塩年貢銀と改称〔広島藩御覚書帖〕。

この年, 広島藩，賀茂・豊田・御調の 3 郡に塩浜薪運上を賦課する〔芸備藩事蹟録〕。

この年, 広島藩，宝永年間に続いて，ふたたび山帳を領内各村から差し出させる〔賀茂郡辻山帳〕。

この年, 広島藩，山方御用聞の支配料を改正〔瀬野・野村家文書〕。

この年, 他国販売の木綿，安芸郡 3500 貫，佐伯郡 900 俵，同じく布木綿，安芸郡 150 束〔学己集〕。

この年, 広島藩，宿駅人馬御定賃銭 2 割増とする〔新修広島市史 3〕。

この年, 広島藩，三次藩牢人棒火矢術師三木一之進を 30 人扶持で召抱える。嶋本徳右衛門，簗山嘉平に伝授する〔近世 1〕。

この年, 広島城下の新町組の酒屋仲間 12 軒, 天神講を結成する〔京橋・松井家「酒屋定法帳」〕。

この年, 肥前国五島列島の宇久島で鞆の漁師捕鯨作業中突風にあい 79 人の死者が出る〔福山市史〕。

この年から, 山県郡鉄株仲間，出来鉄の完全な自由販売を許される〔近世 1〕。

この頃, 志太野坡，福山を訪れる〔近世 1〕。

1717 享保 2 丁酉

1-19 広島藩，紙蔵・材木場からの紙・材木支給日を定める〔事蹟緒鑑 56〕。

2-11 奥平昌春，丹後国宮津から豊前中津に転封，なお備後国にも 3 郡 36 か村 2 万石余を拝領〔寛政重修諸家譜〕。

4-19 広島藩，用達所を設け，年寄・用人らの詰所とする〔吉長公御代記 13〕。
5- 福山藩，新田畑検地実施〔新田畑縄帳〕。
6-10 広島藩，家中諸士に系図の提出を再命する〔吉長公御代記 13〕。
この夏, 三次藩，50 日日照が続く〔天柱君御伝記 7〕。
この夏, 福山藩，旱魃〔近世 1〕。
8- 6～28 浅野吉長，佐伯・山県・高宮の 3 郡を廻郡〔吉長公御代記 13〕。
8～9 三次藩領に降雨が続き凶作〔天柱君御伝記 37〕。
8-24 広島藩，郡中および山陽道筋の破損した一里塚の修復，国境杭木の整備，郡中番所の移転を指示する〔吉長公御代記 13〕。
8-28 福山藩，年貢米の俵拵えを念入りにするよう命じる〔木之庄・岡本家文書〕。
9-27 広島藩,城中講釈の定日を毎月 5･25 日と定め,藩士の出席を促す〔吉長公御代記 13〕。
11-中旬, 品治郡宮内村の農民，福山藩に年貢減免等を内容とする嘆願状を提出する〔福山領分百姓願之事〕。
12- 5 芦田・品治両郡の農民，天王川原へ集合し，一揆の相談をする。12 月 7 日城下をめざす一揆農民約 6000 人，深津郡千田村横尾に集結する〔近世 1〕。
12-14 福山藩，一揆側に御救米 2000 石を貸与すると回答する〔近世 1〕。
12-20 福山領内，芦田・品治両郡以外の諸郡農民，福山城下に出て越訴する計画をたて，27 日に願書を提出する〔近世 1〕。
この年, 広島藩，扱苧・荒苧の運上銀は他国移出分に限り徴収することにする〔吉長公御代記 13〕。
この年, 福山藩，藺札を所持する者のみに藺草売買を許可する藺札制を実施〔木之庄・岡本家文書〕。
この年, 広島藩，家中貸銀をすべて藩にふり替える〔事蹟緒鑑 29〕。
この年, 安芸郡船越村の植木家，京都の真継家から鋳物師の許状を受ける〔近世 2〕。
この年, 広島藩，はじめてがらがら橋畔に御茶所を設け，旅人の休憩所とする〔広島市史 2〕。
この年, 福山城下ではじめて富籤を興行〔福山語伝記〕。
この年, 幕府の巡見使に，広島領内の名物に仁保嶋海苔を報告〔広島藩御覚書帖〕。
この年, 広島藩，力士巖巻善太郎・相島十五郎にそれぞれ 50 両 5 人扶持を与える〔近世 2〕。

1718 享保 3 戊戌⑩

1- 5 福山藩，品治・芦田両郡以外の農民が前年 12 月 27 日に提出した願書を受理する〔福山領分百姓願之事〕。
1-12 福山藩，年貢等宥免の 15 か条の覚を農民に示す〔近世 1〕。
1-14 福山藩，一揆勃発の責任者として郡奉行 3 人，代官 3 人を罷免する〔近世 1〕。
1-26 福山藩，一揆百姓を宥免して，再発を戒める説諭書を出す〔木之庄・岡本家文書〕。
1-27 恵蘇郡山之内組農民 1500 人三次藩に越訴するため，上村山王社に集結。28 日一揆勢 2800 人となり，翌 29 日総勢 5，6 千人が三次藩陣屋の対岸上里村におしよせる〔天柱君御伝記 7〕。
2- 1 三次藩，一揆農民と交渉開始する〔天柱君御伝記 7〕。
2- 1～ 5 三次藩，一揆農民に食料として米 130 石支給する〔天柱君御伝記 7〕。
2- 3 三次藩,郡奉行吉田孫兵衛の罷免など一揆農民の諸要求を承認する〔天柱君御伝記 7〕。
2- 4 三次藩，山之内組諸村の一揆農民，代表者を残し帰村する〔天柱君御伝記 7〕。
2- 8 三次藩，一揆に参加した全農民を解散させる〔天柱君御伝記 7〕。
3-12 広島藩，三上郡本村に百姓一揆起こり，郡一円から奴可郡に及ぶ。3 月 18 日，世羅・三谿両郡にも波及する〔吉長公御代記 14〕。
3-22 広島藩，所務役人・頭庄屋の罷免と郡役所廃止を布達し，一揆の鎮静をはかる〔吉長

公御代記 14〕。

3-24 広島藩，広島町の鍋屋甚右衛門・栗田屋忠右衛門の両名を諸郡百姓の願書を携帯する飛脚の請込宿に指定する〔有田・片山家文書〕。

3-25 広島藩の一揆さらに御調・甲奴・豊田・賀茂・安芸・高田・山県・佐伯・沼田・高宮各郡に及ぶ〔吉長公御代記 14〕。

3-26 広島藩，馬廻りの侍士を各郡 2 人ずつ派遣して事態の収拾をはかる〔吉長公御代記 14〕。

3- 三次藩，恵蘇郡一揆農民の要求に対する回答を郡奉行から布達する〔天柱君御伝記 7〕。

4- 6 広島藩の家老上田家，一揆不参加の給知村々に対し，褒美米を下付する〔小方・和田家文書〕。

4- 広島藩，一揆側の要求を容れた 18 か条の御宥状を出し，定免制を廃して土免制に復し，種米利息の 1 割宥免，厘米の減免をはかる〔吉長公御代記 14〕。

4- 広島藩，厘米を地方は 7 厘，浦方は 1 厘懸りとする〔芸藩志拾遺 3〕。

5-19 広島藩，12 月までに一揆の首謀者を逮捕し，処刑する。死刑 49 名，入牢等 129 名，欠落 94 名〔吉長公御代記 14〕。

6-12 広島藩，代官制に復す〔吉長公御代記 14〕。

6-25 浅野吉長，代官に 12 か条の地方支配条目を申し渡し，勘定奉行は所務方・勘定方についての 24 か条を代官に指示する〔吉長公御代記 14〕。

6-28 広島藩，郡代を廻郡させ，一揆の非を述べ農業に出精するよう百姓を督励する〔吉長公御代記 14〕。

6- 広島藩に各郡元と広島の間に月 6 回（吉舎・甲山などの遠隔地は 3 回）の定期飛脚を設ける〔吉長公御代記 14〕。

6- 広島藩，一揆の損害（村方役人家財打ちこわし等）を郡割で償わせる〔廿日市町役場文書〕。

8- 4 三次藩主浅野長澄没〔天柱君御伝記 7〕。

8- 広島藩，夫役引高を西国街道のほか三次・石州および吉舎・甲山・尾道筋の往還筋でも定める〔田利・藤川家覚書〕。

8- 広島藩，領内に出郡する家中に旅籠・伝馬等の無駄な使用を戒め，村方には旅籠代・伝馬代等をあらかじめ手形に取って 2 月ごとに請求するよう下達する〔田利・藤川家覚書〕。

10- 2 浅野長経，三次藩を襲封する〔鳳章君御代記 1〕。

10-26 広島藩，郡廻りの職制を復す〔吉長公御代記 14〕。

閏 10- 9 広島藩，家中の町銀借用に関し，勘定吟味役・代官らの押証文の制始める〔吉長公御代記 14〕。

11- 阿部正福，伊藤仁斎の次男梅宇を招く〔芸備先哲伝〕。

12- 8 三次藩，一揆の中心人物 7 人を逮捕し，9 日に獄門の刑に処す〔比和・久光家「家伝之筆記」〕。

12- 佐伯郡宮内村・廿日市庄屋等沿岸部村々の村役人，奥筋からの一揆百姓を沿岸部村々

で差留めることを申合わせた口上書を提出する〔大野・新田家文書〕。
この年, 中津藩，備後飛領の新開検地を行う〔三和・木津和家「当郷伝記略」〕。
この年, 「竹原町総絵図」できる〔竹原町総絵図〕。
この年, 浅野吉長，中村庄左衛門に宮島の能太夫を申しつける〔近世 2〕。
この年以降, 奴可・三上両郡の鉄山に，藩営と民営が併存する〔近世 1〕。

1719 享保 4 己亥

1-26 広島藩,浦島における他国諸廻船の商事取り締まりを厳しくする〔三庄・宮地家文書〕。
2-15 阿部正福，朝鮮信使の大坂接待役を命ぜられる〔阿部家伝「拾遺草案」〕。
4- 8 広島藩，朝鮮信使来朝につき浦島へ船・水主の調達を命じる〔竹原下市覚書〕。
4-23 三次藩主浅野長経没〔吉長公御代記 15〕。
5-11 三次藩断絶し，所領 5 万石を広島藩へ還付する〔吉長公御代記 15〕。
8-10 広島藩，綿改所による繰綿・実綿の統制を厳しくする〔堀川町御触帳〕。
8-10 広島藩，広島新開の年貢納入に関する条目を定める〔堀川町御触帳〕。
8-15 儒学者佐藤直方江戸で没(70)〔芸備先哲伝〕。
8-22 広島藩，武家屋敷ならびに社寺において三笠付・博奕などを禁止する〔吉長公御代記 15〕。
8-27 広島藩，朝鮮信使蒲刈島着船につき接待する〔吉長公御代記 15〕。
9- 広島藩，焼印桝の自由売を禁じ綿改所の専売とする〔堀川町御触帳〕。
9- 堀景山，広島藩儒となる〔芸備堀家略譜〕。
10- 1 広島藩，日雇賃銀を改め増額する〔堀川町御触帳〕。
10-25 浅野長寔，三次 5 万石分封を許される〔吉長公御代記 15〕。
10-26 広島藩，厳島・御手洗・倉橋島に歩行組の抜荷改役を置く〔吉長公御代記 15〕。
11-27 広島城天守閣の下に水溜を掘る〔吉長公御代記 15〕。
この年, 広島藩の上げ米，1 つ成〔近世 1〕。
この年, 奴可郡に民営の釘地鍛冶屋の設置を認める〔近世 1〕。
この年, 広島藩，鉄山格式を布令する〔近世 1〕。
この年, 三次藩，三次米蔵を設置する〔近世 1〕。
この年, 広島藩，寺田臨川に命じて「諸士系譜」を撰述させる〔近世 1〕。

1720 享保 5 庚子

2-18 広島藩，藩士が故なく改名することを禁止する〔吉長公御代記 16〕。
3-17 広島藩，安芸郡海田市の市で，売残り品を突頼母子の方法で処理することを止めさせる〔熊野・中原家文書〕。
3-23 広島藩，郡中人家牛馬改めを命じる〔事蹟緒鑑 33〕。
4-14 宮島商人松屋善右衛門・唐物類抜荷取調のため大坂へ送られる〔吉長公御代記 16〕。

5-21 三次藩主浅野長寔没〔吉長公御代記 16〕。
6-21 三次藩，藩主早世し再び所領 5 万石を広島藩に還付する〔吉長公御代記 15〕。
6-27 広島藩，浦島の村役人に抜荷の取り締まりを命じる〔事蹟緒鑑 33〕。
12- 3 広島藩，三次・恵蘇郡中の山札改めを行う〔事蹟緒鑑 33〕。
この年, 福山藩，城下町の地子銭・諸役を免除〔福山市史〕。
この年, 高田郡吉田町の御茶屋廃止される〔近世 1〕。

1721 享保 6 辛丑⑦
閏 7-13～15 暴風雨・洪水，広島領内田畑損毛 1 万 7690 石 6 斗余，流失全壊家屋 1517 軒，死者 44 人〔吉長公御代記 17〕。
8- 佐伯郡地御前村浜町の五人組,連帯責任で村内での失せ物の摘発にあたることを請合う〔廿日市・渡辺家文書〕。
10-29 浅野吉長，家中風俗の乱れを戒める直書を出す〔吉長公御代記 17〕。
12- 8 広島藩，藩士が不用の抱屋敷をもつことを禁止〔吉長公御代記 17〕。
12-21 広島藩，御用屋敷定例集会日を定め，壁書を出す〔吉長公御代記 17〕。
この年, 広島藩，白神組一丁目富士屋喜兵衛に唐物改方を命じる〔広島市史 2〕。
この年, 広島藩，紙蔵の蔵元，鴻池利兵衛がつとめる〔広島藩御覚書帖〕。
この年, 広島藩，紙蔵で公用の半紙等を淡茜色に着色させる〔芸藩志拾遺 6〕。
この年, 広島藩，広島町・新開の凶作救恤のため，細民に綿繰機を貸与して賃繰を行わせる〔吉長公御代記 17〕。
この年, 浅野吉長，北条流軍学師家岩室伝蔵に家伝の兵書を提出させる〔近世 1〕。

1722 享保 7 壬寅
1-20 上平良村惣百姓，元禄 13 年平良村分割による下平良村との間に年貢負担の不均衡を是正するよう訴える〔廿日市・光井家文書〕。
1- 広島藩，去秋の凶作により困窮の村方へ救恤米銀を下す〔吉長公御代記 18〕。
1～ 2 広島藩山方役人，上田家知行所の山方支配をめぐって上田家と差縺れるも，結局上田家の直支配のままとなる〔小方・和田家「旧記書抜」〕。
2- 広島藩，郡代を廃し郡奉行をおく〔吉長公御代記 18〕。
2- 広島藩，郡方仕置を郡奉行へ指令する〔吉長公御代記 18〕。
2- 広島藩，各駅所に，幕府御用・藩用の通行にさいし，所定の伝馬人足を支障なく揃えることを下命する〔吉長公御代記 18〕。
2- 広島藩，旧三次藩領の通船請合制を廃止する〔事蹟緒鑑 27〕。
4- 福山藩，鞆町での地謡の稽古や船遊を許可する〔鞆・中村家日記〕。
6- 9 広島町・新開の木綿に虫害あるため京都吉田家を迎えて除虫祈祷を行う〔吉長公御代記 18〕。

8-10 大坂の医師鈴木宗寿，膏薬・歯磨の売拡めに来広〔広島市史 2〕。
この秋, 広島城天守閣を修復〔事蹟緒鑑〕。
この秋, 広島郡中に霜害，損毛少なからず〔吉長公御代記 18〕。
12-18 広島藩,『芸備国郡志』2 巻を幕府に献上する〔吉長公御代記 18〕。
12-26 福山大火，焼失家屋 1000 軒を越す〔備後史談〕。
この年, 広島藩，藩有林保護のため山奉行の巡視を復活する〔芸藩志拾遺 7〕。
この年, 竹原塩浜貢租を半減し，薪運上を浜方請負とする〔竹原塩田誌〕。

1723 享保 8 癸卯

2- 4 上田家, 給地村々に倹約令を発し, 定格以外の拝借銀等を認めないこととする〔小方・和田家「旧記書抜」〕。
2- 福山藩, 村方の庄屋村方入用軽減のため出福の際, 駕籠馬の使用を禁止〔備陽六郡志〕。
2- 福山藩，村方の年貢納入に関する帳面を小入帳に統一させる〔備陽六郡志〕。
3- 福山藩，村役人の綱紀粛正を通達する〔備陽六郡志〕。
5-19 浅野吉長，儒者寺田臨川・植田艮背・植田伊助に月並講釈を行わせ聴講することとする〔事蹟緒鑑 20〕。
6- 5 広島藩，押証文による家中の町借銀を知行物成・切米の 5 割に制限する〔吉長公御代記 19〕。
7-12 広島藩，広島町･新開窮民救済のため綿繰りを行わせることに尽力した町役人らを褒賞する〔吉長公御代記 19〕。
7- 福山藩，他領よりの入米を禁じ，違反者の仕置を定める〔備陽六郡志〕。
8-15 広島藩，尾長村東照宮付近に殺生禁断の令を出す〔広島市史 2〕。
8- 福山藩，郡中の役目除高を定める，また持高 10 石以下について分地制限令，30 才までの結婚年齢制限令を出す〔備陽六郡志〕。
8- 福山藩，賦課方法を石高割に一定する〔近世 1〕。
10-18 広島藩，居物・故実などの芸術家を歩行組に編入する〔吉長公御代記 19〕。
12- 福山藩，鞆町での他所酒の販売を制限する〔鞆・中村家日記〕。
この年, 福山藩, 村方入用軽減のため, 村方の奉加寄進を抑止するよう触れる〔備陽六郡志〕。
この年, 広島藩，五人組心得書を触れる〔竹原市史〕。
この年, 広島藩，目安箱を城下 3 か所，郡中 14 か所に設ける〔近世 1〕。
この年, 福山藩，農民の諸要求を定物成が減少したことを理由に拒絶する〔近世 1〕。
この年, 広島船入村西堤防下を新開し中開と名付ける〔知新集 8〕。
この年, 広島藩の｢諸士系譜｣完成〔享保 3 年戊戌覚書日記〕。
この年, 茶道の三谷宗鎮，浅野吉長に召しかかえられる〔近世 1〕。

1724 享保 9 甲辰④

4-　広島地方，疱瘡流行〔吉長公御代記 20〕。

6-　安芸郡庄山田村の二河下井手起工，7 月下旬竣工〔荘山田村上下堰碑〕。

7-13 広島藩，男女情死者の処分方を定める〔芸藩志拾遺 21〕。

7-16 広島西堂川下流の鷹野橋を土橋に定める〔事蹟緒鑑 32〕。

7-　旱損，広島領内田畑損毛 4 万 2809 石余〔吉長公御代記 20〕。

8-14 広島・福山領共に暴風雨・洪水・高潮，広島領内田畑損壊 933 町歩，全壊家屋 55 軒，死者 1 人〔吉長公御代記 20〕。

この年, 御調郡重井村の前沖新開完成〔因島市史〕。

この年, 広島藩，賀茂郡の三津・竹原御蔵所に御蔵を新設〔竹原市史〕。

この年, 御手洗町茶屋株を免許される〔御手洗町・文化 2 年「格別覚書帖」〕。

この年, 広島藩，築山嘉平の願いにより江波に丁打場を設けて棒火矢の演習を開始する〔近世 1〕。

1725 享保 10 乙巳

4-15 三津蔵米の大坂移送の際の欠米は時の上り銀相場で支払うこととする〔竹原下市覚書〕。

4-20 広島藩儒味木立軒没（76）〔広島市史 2〕。

4-　竹原の惣浜師連名で勤番所の再興を藩に願出る〔竹原塩田誌〕。

7- 3 浅野吉長，大部な郡方仕置条々を出す〔吉長公御代記 21〕。

7-13 広島藩，白島に稽古屋敷を設置し，藩士およびその子弟に武術を受講させる〔芸藩志拾遺 16〕。

8-　佐伯郡地御前村，用水設備費，凶年の備えに「お中山」を利用することを藩に申請する〔大野・渡辺家文書〕。

9-　福山藩，城下桶屋町に絹布・櫃長物の座を設ける〔阿部家文書〕。

11- 4 広島藩，白島稽古屋敷に講学所を設ける〔事蹟緒鑑 20〕。

12-　広島城下綿改所に綿屋が会合し，相場立てを始める〔芸藩志拾遺〕。

この年, 広島藩，船改め実施，藩船 208 艘，民船 4833 艘〔吉長公御代記 21〕。

この年, 広島藩，領内各村から山帳を提出させ山改めを実施する〔加計・隅屋文書〕。

この年, 三次・恵蘇両郡産の紙，蔵元鴻池利兵衛の支配に代わる〔広島藩御覚書帖〕。

この年, 三次・恵蘇両郡産の鉄，蔵元海部屋善次の支配に代わる〔広島藩御覚書帖〕。

この年, 広島藩材木奉行を新設する〔日本林制史資料〕。

この年, 広島藩，豊田郡御手洗町に，唐物抜荷改め番所を新設する〔近世 1〕。

この年, 賀茂郡下市村田中町・栄町・享保町に自身番が設けられる〔竹原下市覚書〕。

この年, 真鍋島の船や網，鞆漁師に差し押さえられ争論を起こす〔備中真鍋島の史料〕。

1726 享保 11 丙午

6-29 広島藩，天守閣北角の櫓・石垣の修理を幕府に届け出る〔事蹟緒鑑〕。
9-11 三上郡村々,不益の筋多きにつき鉄穴流し反対の願書を差し出す〔庄原・田辺家文書〕。
10-19 広島藩，町・郡中に御用銀の差し出しを命じる〔吉長公御代記 22〕。
10- 広島藩，家中船持の者の船模相始まる〔吉長公御代記 22〕。
10- 広島藩，天守閣の修復を行う〔事蹟緒鑑〕。
11-25 広島藩，家中に厳しく倹約を令す〔吉長公御代記 22〕。
11-26 広島藩，町・郡中に倹約を令し，とくに町方商事の取り締まりを厳しくする〔吉長公御代記 22〕。
11- 広島藩，かわたに対する身分規制を厳しくする〔吉長公御代記 22〕。
この冬, 広島藩，広島町中から献上の年頭・歳暮・五節句の祝儀を 300 疋に減ず〔広島市史 2〕。
この年, 信濃国松本の浪人甲州流軍学師小幡勘左衛門・孫次右衛門父子各 100 人扶持で広島藩に招かれる〔近世 1〕。

1727 享保 12 丁未①
1-28 広島藩，家中の「諸士系図」を厳島神社に奉納〔広島市史 2〕。
2-26 広島藩，植木奉行を新置し，山方の事務分掌を材木場・郡廻り・代官・植木奉行に申し渡す〔吉長公御代記 23〕。
5- 広島藩，奉公人の公定給銀を改める〔事蹟緒鑑 27〕。
8- 8 広島藩，大坂登せ米の町人請合積みをやめ，御蔵方の直支配とする〔吉長公御代記 23〕。
12-28 広島藩，相撲関取厳巻善太夫が年頭式日に登城し，賀礼を行うことを許す〔広島市史 2〕。
この年, 広島藩，惣山守を廃止する〔近世 1〕。
この年, 加計組 6 か村で藩用材 1 万 9550 本，同組 4 か村で藩用炭 1 万 700 俵を調達する〔加計・室屋文書〕。
この年, 三次御鉄方が開設される〔近世 1〕。
この年, 広島藩，蔵米と商荷物混載の禁止を撤廃する〔竹原下市覚書〕。
この年, 安芸・佐伯・賀茂・豊田・御調郡に旱損あり〔吉長公御代記 23〕。
この年, 植田良背，致仕する〔近世 1〕。

1728 享保 13 戊申
1-22 広島藩，家中知行割りを行う〔吉長公御代記 24〕。
2- 1 浅野吉長，19 か条の軍事掟を家中に出す〔吉長公御代記 24〕。
3- 浅野吉長の命により，新川場町正清院を再建〔知新集 2〕。
4- 広島藩，郡中に厳しく倹約を令す〔鶴亭日記 26〕。

6-18 広島城北に龍巻起こり，東部に及ぶ〔吉長公御代記 24〕。
7- 広島藩，浦島の水主役を改め，安芸郡 21 浦島の船手方改役家 1375 軒，外に諸役御免 32 軒をきめる〔江田島・久枝家「万覚帳」〕。
9- 4 広島藩，地神経読誦の瞽僧の取り締まりを行う〔広島市史 2〕。
10-19 広島藩，領分内に御用銀の差し出しを命じる〔吉長公御代記 24〕。
12-12 広島藩，相撲長屋を廃止する〔事蹟緒鑑 32〕。
12-29 旧三次家中の妻子召使の風俗を戒める〔事蹟緒鑑〕。
この年, 広島藩士山名義方の『雲巖略集』，大坂で出版される〔近世 1〕。
この年, 浅野吉長，江戸に諸芸稽古場を設ける〔近世 1〕。
この年, 芥河貞佐，広島広瀬組の大年寄芥河家に入家〔知新集 6〕。

1729 享保 14 己酉⑨
1- 福山藩，養子縁組のために，改宗あるいは寺替えを希望する檀越に，旦那寺が妨害することを強く戒める〔鞆・中村家日記〕。
2-24 広島藩，他国米売買の取り締まりを厳しくする〔吉長公御代記 25〕。
3- 2 広島一本木鼻出火，松原・白島延焼，侍屋敷 103 軒，歩行以下の家 200 軒，寺 2，町家 46 軒焼失〔吉長公御代記 25〕。この火事の後，火災の城中に及ぶことを防ぐため城濠側の歩行多門の撤去，後松原の侍屋敷の移転を行い，馬場兼避災地を設ける。また白島一本木の多門を廃し，替地を平塚堤防下・矢賀新開・段原村に与える〔知新集 3・7〕。
3- 広島藩，尾道商売の繁栄をはかるため尾道町取り締まりを緩和する〔吉長公御代記 25〕。
4- 6 交趾国より送られた象広島を通過，藩主吉長これを見る〔吉長公御代記 25〕。
7- 1 広島藩，甲州流軍学師牧野道謙没(72)〔芸備先哲伝〕。
7- 広島に疱瘡・麻疹流行，領内に広まり享保 16 年春に及ぶ〔事蹟緒鑑 28〕。
8-26 広島藩，藩士子弟の宮島遊女買いを禁止〔吉長公御代記 25〕。
10-21 広島比治山町より出火 800 戸焼失〔吉長公御代記 25〕。
この年, 竹原大石浦に網市が開かれる〔近世 1〕。

1730 享保 15 庚戌
3-12 広島藩，天守閣の修復開始〔事蹟緒鑑〕。
5- 5 広島城天守閣の修復完了〔事蹟緒鑑〕。
5- 浅野吉長，三次藩再興を幕府に願い出て青山内証分家の成立を許される〔吉長公御代記 26〕。
6- 幕府，藩札を発行したことのある藩に再度発行を許す〔近世 1〕。
9-15 幕府の藩札通用解禁により，広島藩，銀札発行許可を受ける〔吉長公御代記 26〕。
10-10 三次三勝寺より出火，五日市上市全焼す〔万旧記〕。

11-12 広島藩，麻疹流行により御医師・町医に治療させる〔吉長公御代記 26〕。
11- 広島藩，銀札通用を開始する〔吉長公御代記 26〕。
11- 広島西白島・銀山町・中島慈仙寺前 3 か所に火見櫓を設ける〔事蹟緒鑑 31〕。
12-15 広島藩，銀札通用により城下における正金銀貨の使用を停止〔芸藩志拾遺 5〕。
この年, 安芸郡荘山田村の下井手，上流からの取水を広島藩へ願い出る〔近世 1〕。
この頃, 福山藩，幕府の許可を受けて銀札を発行する〔福山市史〕。

1731 享保 16 辛亥
1- 広島藩，郡中で正貨と藩札の併用を禁じる〔芸藩志拾遺 5〕。
1- 広島藩，御建山・御留山で違法行為あれば，本人だけでなく長百姓・五人組まで処分することを布達する〔上原村諸扣〕。
4-25 広島藩，領分内に御用銀を申し付ける〔事蹟緒鑑〕。
4- 広島藩，押証文による町借の整理を強行する〔堀川町覚書〕。
6- 福山藩，銀札通用にあたって，領内一円の正金銀使用を禁止する〔鞆・中村家日記〕。
7-16 広島藩，家中に 1 つ成借知，5 歩上げ米を命じる〔吉長公御代記 27〕。
7- 広島藩，町人のがさつなる風俗を戒める〔堀川町覚書〕。
8- 安芸郡荘山田村の下井手，上井手に通水可能となる〔近世 1〕。
9- 3 広島藩,長晟 100 回忌法会を国泰寺で挙行し，領内に大赦を行う〔事蹟緒鑑 53〕。
9-26 三次家中系図厳島へ奉納する〔事蹟緒鑑〕。
9- 宮島で市立ちの際，京都の歌舞伎役者山下又太郎来演〔宮島歌舞伎年代記〕。
この年, 鞆町，正金銀使用許可を福山藩に嘆願する〔鞆・中村家日記〕。
この年, 福山藩，新田畑の地詰を実施する〔近世 1〕。

1732 享保 17 壬子⑤
2- 5 高田郡有留村百姓 50 人ばかり城下へ出訴，翌朝村役人体のものを連れ帰る〔吉長公御代記 28〕。
5- 広島城天守閣の修復を行う〔事蹟緒鑑〕。
7-16 広島藩，領内の田地虫害のため厳島神社で祈祷を行わせ，御札太麻を領内に配布する〔吉長公御代記 28〕。
7-20 広島藩，代官に領内の毛立ちの様子を見分させる〔吉長公御代記 28〕。
7- うんか大発生，広島領の田畑損毛 31 万 4028 石余に及び，翌春まで飢人 32 万 4255 人，餓死者 8644 人。福山領の田畑損毛 5 万 2917 石に達し，翌春までの飢人 2 万 830 人，餓死者 731 人に及ぶ〔近世 1〕。
8- 幕府，西国虫害につき勘定方より見分役人を派遣する〔箱田・細川家文書〕。
9-26 佐伯郡廿日市にて出火，家数 75 軒焼失〔事蹟緒鑑 44〕。
9- 広島藩，広島の豪商 13 人に才覚銀御用を命じ，大坂で藩債を募らせる〔知新集〕。

9-　幕府，西国の虫害甚大により，東国の米を大坂のみでなく西国一般に輸送することを認める〔徳川実紀 8〕。
11-22 広島藩，飢饉救済のため郡中に救援米を支給する〔吉長公御代記 28〕。
11-24 広島藩，家中に対し，屋敷の町人貸与を禁じる〔吉長公御代記 28〕。
12- 3 広島藩，米穀不自由につき町人らの囲米を戒める〔事蹟緒鑑 31〕。
この冬, 浦辺島方で疱瘡流行，広島町・新開にも広まる〔吉長公御代記 28〕。
この年, 広島藩，酒造りを 3 分 1 造りに制限する〔三原西町酒造高書付〕。

1733 享保 18 癸丑
1- 2 広島城下火災，町家 220 軒焼失〔吉長公御代記〕。
1-16 広島藩，銀札の引替を当分停止する〔吉長公御代記 29〕。
1-17 竹原下市に銀札騒動起こる〔竹原下市覚書〕。
1-25 広島藩，手金銀銭ならびに銀札の併行通用を認める。町中動揺して札場に押しかける〔吉長公御代記 29〕。
1-　広島藩，城下町・郡中の難渋者に救済策を講ず〔吉長公御代記 28〕。
1-　広島藩，物価がにわかに 2 倍に上昇する〔芸藩志拾遺 5〕。
2-12 広島藩，銀札引替えが滞りなく行われることとなり，正金銀通用を停止する〔吉長公御代記 29〕。
3-28 広島藩，参勤帰国の費用調達に窮し，町方・郡中に御用銀を課す〔吉長公御代記 29〕。
5- 8 広島藩，町郡中飢人救米 3 万 3470 石，家中扶持米不足の者への貸米 1 万 2000 石余，計 4 万 5470 石余放出する〔吉長公御代記 28〕
6-17 広島茅屋町に出火，比治山町・京橋町・吉田町延焼，町家 990 竈焼失〔事蹟緒鑑 31〕。
6-21 広島藩，窮民救済策として広島諸川の浚渫を行う〔事蹟緒鑑 31〕。
7- 1 広島比治山町ほか 3 町の稲荷神社を火災の守護神として祭祀する〔知新集 3〕。
7- 6 広島藩，給知を一円代官支配とし，知行物成は蔵米渡しとする〔吉長公御代記 29〕。
8-11 未上刻大地震，広島領内奥郡に被害多し〔広島市史 2〕。
8-16 広島藩，米差紙雑穀綿並びに相場物売買仲買株 70 人を申し付ける〔広島市史 2〕。
9-15 広島藩，凶作につき知行免 2 つ 5 歩を申し渡す〔吉長公御代記 29〕。
11-　広島藩，林野の管理を代官支配から山奉行支配に改める〔吉長公御代記 29〕。
12-12 広島藩，諸役所請定銀の制を始める〔吉長公御代記 29〕。
この頃までに, 「水野記」19 巻・付録 3 巻完成する〔近世 2〕。
この年, 福山藩，災害対策として領内富裕層に御用銀を賦課し，また領内貯蔵米をすべて買い上げる〔藤江・古志家「家譜永代録〕。
この年, 豊田郡北方村用倉山に広島藩営の鑪完成，割鉄生産を開始〔竹原市史〕。
この年, 広島藩，他国酒入津の禁令を出す〔竹原下市覚書〕。
この年, 大坂南瓦屋町松屋又右衛門・江戸本町二丁目飯野屋太兵衛・勢州幸名今一宮町市岡

伝兵衛，新庄・本郷村銅山の経営を願い出る〔本郷・佐藤家文書〕。
この年, 三谿郡三良坂市全焼する〔近世 1〕。

1734 享保 19 甲寅
1- 広島藩，郡廻りの勤務心得を令す〔吉長公御代記 30〕。
2- 4 福山笠岡町出火，1089 軒焼失〔鞆・中村家日記〕。
2-13 福山領本郷・今津村庄屋，広島藩の御調郡小原村銅山試掘に反対する〔本郷・佐藤家文書〕。
2-21 広島藩，郡方諸入役・夫遣い等につき取り締まりを申し渡す〔吉長公御代記 30〕。
2- 広島藩，一昨年の凶作により死亡した無縁仏の追善を命じる〔吉長公御代記 28〕。
6- 広島町・新開時疫流行〔事蹟緒鑑 40〕。
12- 広島藩，田島稽古屋敷講学所を講学館と改称〔芸藩志拾遺 16〕。
この年, 広島問屋株仲間公認され，諸色口銭一統の定をする〔堀川町御触帳〕。
この年, 山県郡加計村寺尾銀坑払い下げられ，伊予銅山から掘子来る〔加計万乗〕。
この年, 福山藩，買入酒屋のほか他国酒買入を禁止する〔鞆・中村家日記〕。
この年, 備後国天領地域に洪水おこる〔近世 1〕。

1735 享保 20 乙卯③
2- 6 広島藩，前年大飢饉の際広島町・新開へ支給の救米の残余を社倉銀に加える〔事蹟緒鑑 31〕。
2-23 神道家・儒学者，植田艮背没（85）〔芸備先哲伝〕。
2- 広島藩領高宮郡中野村品窮寺，西本願寺派から東本願寺派へ転派を企てる〔吉長公御代記 33〕。
閏 3-13 安芸郡海田市の藩儒加藤友益・父缶楽，「社倉攷意」を執政岡本貞喬に呈す〔芸藩志拾遺 10〕。
4-10 広島藩，博奕および婚礼の水祝いを禁止〔吉長公御代記 31〕。
4- 安芸郡村々の夫割につき，牛田村，矢賀村・海田市・仁保島の他は米銀立てを停止する〔三之瀬万覚書〕。
5- 広島藩，草津牡蠣株仲間の定法を改める〔草津・小川家文書〕。
8-10 広島藩，勘定所支配足軽の制始める〔芸藩志拾遺 13〕。
11- 1 広島藩，家中知行・切米とも永代禄とする〔吉長公御代記 31〕。
11- 広島藩，明知・給知村総地概を申し付ける〔吉長公御代記 31〕。
12-26 広島藩，地概に出郡中の歩行組等に概方条目を申し渡す〔吉長公御代記 31〕。
この年, 広島藩，再び広島の豪商 13 名に才覚銀御用を命じ，大坂で藩債を募らせる〔知新集 2〕。
この年, 広島藩，塩浜定運上銀 43 貫目を元文 4 年までの 5 か年間 10 貫ずつ減額し，塩浜の

救済にあてる〔竹原塩田誌〕。

この年, 甲奴郡亀谷村，貢租増徴に反対して江戸へ越訴し，主謀者全て逮捕され，翌年正月25日処刑される〔近世1〕。

この年, 浅野吉長，世子宗恒のために林信充に「自彊」を編集させる〔近世2〕。

この年, 広島藩，富籤興行を禁止〔尾道市史2〕。

1736 元文1(4.28) 丙辰

1-16 広島藩，明知・給知方総地概を開始する〔吉長公御代記31〕。

2- 6 広島藩，借知5歩戻し，知行免3つ5歩〔吉長公御代記32〕。

2-23 広島藩，家中船模相をやめる〔吉長公御代記32〕。

2-24 広島藩，新開付近で雲雀の雛を捕獲し，売買することを禁止する〔広島市史2〕。

4- 3 広島藩，地概終了〔吉長公御代記31〕。

5- 広島藩，幕府の金銀貨改鋳に伴い銀札を新札に切り換え，旧札1に対し新札1.5の割で交換する〔事蹟緒鑑42〕。

この年, 山県郡加計村寺尾銀坑廃止〔加計万乗〕。

この年, 寺田臨川，「二孝伝」を著わす〔近世2〕。

この年, 洪水あり五穀不熟，備後中津領に百姓一揆起こる〔中津藩史〕。

この年, 渡辺英子，佐伯郡廿日市に私塾を開く〔近世2〕。

1737 元文2 丁巳⑪

2- 福山藩，座頭・瞽女の廻在につき心得条々を下達する〔下御領・横山家文書〕。

3-11 広島藩，みだりに比治山に入ることを禁止する〔堀川町覚書〕。

4- 5 広島藩，作事方の職人札を所持しない者の営業を取り締まる〔堀川町覚書〕。

4-29 広島藩，印地打禁止を触れる〔堀川町覚書〕。

5- 1 安芸郡海田市出火により広島藩炭蔵焼失〔吉長公御代記33〕。

6- 6 広島藩，裁判・刑罰に関する条目を下す〔吉長公御代記33〕。

6- 6 広島藩，直参の軽輩は町奉行の支配下におく〔吉長公御代記33〕。

6-24 大坂蔵屋敷で先納切手をおびただしく発行し，浜手を中心に騒動が起こる〔吉長公御代記33〕。

6- 広島藩，勘定所下役人が用聞商人らから饗応を受けることを戒める〔堀川町覚書〕。

9- 2 高潮，広島竹屋町堤を越え竹屋町・堀川町・胡町浸水〔吉長公御代記33〕。

9- 佐伯・山県・豊田・三谿・奴可郡の明知・給知の百姓，新検地詰に反対して新規の地詰帳を破棄する〔上野屋年代記〕。

10- 1 広島藩，郡村の反対により新地詰帳を廃し古帳に復す〔吉長公御代記31〕。

10- 1 広島藩，郡廻りの支配郡分けをやめ，打込み勤務とする〔事蹟緒鑑13〕。

10-20 広島藩，胡祭りの参詣時刻を制限する〔堀川町覚書〕。

12-10 広島藩，勝手向難渋の家中に貸銀する〔事蹟緒鑑 58〕。
この冬, 甲奴郡亀谷村の農民，貢租減免を要求し江戸に越訴する〔近世 1〕。
この年, 広島藩，知行免 3 歩戻し〔事蹟緒鑑 51〕。
この年, 広島藩，質米切手をおびただしく発行する〔吉長公御代記 33〕。

1738 元文 3 戊午
1-19 広島藩，年貢米蔵払いの条目を改める〔吉長公御代記 34〕。
5- 9～ 6- 1 長雨・洪水のため広島領の田畑損毛 5 万 3870 石余，流失全壊家屋 1020 軒，死者 21 人〔吉長公御代記 34〕。
6- 福山藩，鞆の酒屋に，看板を掲げての酒の販売を許す〔鞆・中村家日記〕。
7- 幕府品窮寺の改派は許さず，西本願寺に帰参すべきことを命じる〔吉長公御代記 33〕。
9- 加藤缶楽没(66)〔芸備先哲伝〕。
10- 5 広島藩，加藤十千を藩儒とする〔事蹟緒鑑 20〕。
10-21 広島藩，藩士の邸内および多門に他藩遊芸人を留め置くことを禁止する〔吉長御代記 34〕。
10-26 広島藩，厘米御貸銀制を停止する〔事蹟緒鑑 51〕。
12-24 広島藩，歩行以下および家中又者のうち，町宅居住の妻子を町奉行支配とする〔吉長公御代記 34〕。
この年, 倉橋島本浦，船市立の開催を広島藩へ願い出許可される〔近世 1〕。
この年, 御手洗町年寄，御手洗繋留の他国船を竹原に引航しないよう，竹原問屋商人に通告〔竹原下市覚書〕。
この年, 広島藩勘定所物書役中尾源内，「算学便蒙」を著わす〔近世 1〕。
この年, 広島の吉益東洞，家族とともに京都に移る〔近世 1〕。
この年から, 中山南沖ノ桑田家長州藩用の畳表を引き請ける〔中山南・桑田家文書〕。
この頃, 福山の志太野坡風羅堂を創設する〔近世 1〕。

1739 元文 4 己未
1-12 広島藩，作事所職人の作料を引き上げる〔事蹟緒鑑 32〕。
2- 3 広島藩，芸備奥郡の特産山繭紬につき幕府に報告する〔吉長公御代記 35〕。
4- 9 夜 9 つ時出火し，庄原町全焼〔庄原雑録〕。
5- 賀茂郡竹原下市村で火事，田中町・栄町・享保町焼失，その家数 140 軒余〔竹原下市覚書〕。
7- 5 高宮郡可部町出火，家数 129 軒，土蔵 2 か所焼失〔吉長公御代記 35〕。
10- 広島藩，御用表の買い上げ値段を増額する〔橋本年誌〕。
12-17 山県郡加計市町全焼〔加計・室屋万覚帳〕。
12- 三原西町出火し，小屋 200 軒ほど焼失〔万旧記〕。

この年, 福山藩，諸職人の公定賃金を定める〔諸事書留帳〕。
この年, 『厳島八景』3 冊本が刊行される〔近世 1〕。

1740 元文 5 庚申⑦
2- 尾道町役場は問屋頭人に問屋掟を，問屋会所は問屋中に問屋口銭定めを通告する〔尾道市史〕。
3- 7 広島藩，富鬮興行を一切厳禁する〔事蹟緒鑑 32〕。
6- 9 備後北部，雷雨のため田畝舎屋の損害多く，死人 36，死牛馬 14〔吉長公御代記 36〕。
6- 9 洪水のため，戸郷川筋より下原山根まで一面川成り。死者 34 人〔庄原雑録〕。
この年, 福山藩，改銀札を発行する〔藤江・古志家「家譜永代録」。
この年, 広島藩，尾道町問屋株を 65 軒とする〔十四日町年誌〕。
この年, 三次御鉄方，西城町の御鉄会所を併合する〔近世 1〕。
この年, 渡部素浅，俳諧集『桜苗』を刊行〔近世 2〕。

1741 寛保 1(2.27) 辛酉
2- 6 広島藩，直参家中が市立・開帳に赴くことを禁止する〔吉長公御代記 37〕。
3- 6 広島藩，尾道の住吉浜築造に着工し，5 月 10 日頃完成する〔吉長公御代記 37〕。
4- 5 広島藩，村方経理の厳正をはかるため，郡割・免割・夫割の欠算用帳等の整備を命じる〔吉長公御代記 37〕。
4- 広島藩，家中の 10 か年賦借銀を差控えるよう命じる〔吉長公御代記 37〕。
5- 1 広島藩，城下諸川の管轄区画を改める〔吉長公御代記 37〕。
5- 5 安芸郡矢賀村出火，全焼〔事蹟緒鑑 32〕。
5-12 広島藩茶道家三谷宗鎮（三谷派初代）京都で没（74）〔芸備先哲伝〕。
7-28 広島藩，家中貸銀のため大坂岩井屋仁兵衛より融資をはかる〔事蹟緒鑑 32〕。
8-28 広島藩，宮島での松枌の製造を禁止〔広島市史 2〕。
10- 石州戸田伝兵衛，沼隈郡本郷村銅山，御調郡小原村銅山の経営を願い出るが，下流域の本郷・今津・松永 3 村強硬に反対する〔本郷・佐藤家文書〕。
この年, 竹原の塩浜所有者米屋，先祖が差し出した御用銀の一部返却を嘆願する〔竹原下市覚書〕。
この年, 服部大池の水懸り面積，322 町歩となる〔福山藩旧記〕。
この年, 広島藩，歩行組以下譜代の者実子なき場合，養子に跡目を許す〔鶴亭日記 20〕。
この年, 寺田臨川，自選の詩文集『臨川全集』巻 6 を厳島神社に奉納する〔近世 1〕。

1742 寛保 2 壬戌
1- 山県郡吉木・阿坂・都志見・長笹等の村々百姓，凶作・物価騰貴により人心動揺，割庄屋らが各村へ説諭に赴く〔加計・室屋万覚帳〕。

2-26 広島藩，町方郡中に疫病流行のため，厳島神社で祈祷・舞楽を行わせる〔吉長公御代記 38〕。

4-23 広島藩，銀札通用に疑念を懐き，正貨との兌換を求める者の多いことを戒める〔吉長公御代記 38〕。

4- 福山藩，札座銀札勘定につき，一時銀札の引替えを中止する〔鞆・中村家日記〕。

4- 福山藩，銀札引替中止の間，商事向にかぎり銀札・正銀の混用を認める〔鞆・中村家日記〕。

5- 安芸郡江田島に疫病流行し，田植労働力の不足につき，郡中に加勢夫 3525 人，牛 846 疋を課す〔江田島・久枝家「万覚書帳」〕。

5- 福山藩，銀札引替え再開につき正金銀の通用を禁止する〔鞆・中村家日記〕。

9- 8 高田郡杉原村百姓，徒党して出訴のため城南御門へ押しかける〔事蹟緒鑑 33〕。

9- 広島藩，郡中法度を布達する〔吉長公御代記 38〕。

11- 福山藩，城下木綿橋に目安箱を設置〔鞆・中村家日記〕。

この年, 阿部正福，利根川の普請手伝いの公役を命ぜられる〔近世 1〕。

この年以降, 広島藩，家中・町人の相対貸借を禁止する〔吉長公御代記 4〕。

1743 寛保 3 癸亥④

4- 福山藩，村役人給や宿米・筆墨代など定める〔金丸・天野家「御書出定法」〕。

4- 広島藩，郡中目安箱を 17 か所から 5 か所に整理し，年 1 度から 3 度の取替えに改める〔吉長公御代記 39〕。

5- 9 長雨・洪水，広島領の田畑損毛 1 万 9040 石余，流失全壊家屋 560 軒，死者 9 人〔吉長公御代記 39〕。

5- 広島の豪商，厳島神社社前に新堤 50 余丈を築き出し，108 の石燈籠・大石燈籠 1 基を寄進する〔知新集 2〕。

10-18 広島藩，知行免 5 歩借り〔吉長公御代記 39〕。

10-30 広島藩，城下 3 か所の火見櫓を廃止する〔吉長公御代記 39〕。

10-30 広島藩，白島の講学館を廃し，月次講釈をしばらく中止する〔事蹟緒鑑 46〕。

12- 広島藩，佐伯郡草津村と安芸郡仁保島の牡蠣船の競合に対し，仁保島の牡蠣株舟数を 3 人乗 14 艘と定める〔草津・小川家文書〕。

この年, 福山藩，50 石以上の家禄を受ける者を給人と称すことにする〔福山市史〕。

この年, 広島藩，大坂での借金 40 万両にのぼる〔事蹟緒鑑〕。

1744 延享 1(2.21) 甲子

3- 広島藩，安芸郡大屋村の前年 5 月の洪水復旧のため，加勢夫 3000 人を郡割で課す〔江田島・久枝家「万覚書帳」〕。

4- 3 広島稲荷町出火，土手町全焼〔事蹟緒鑑 32〕。

7-12 広島藩，郡奉行・勘定奉行・郡廻りの勤務心得を示す〔吉長公御代記 40〕。
7- 広島藩，伝馬・旅籠料の値上げを認める〔青枯集 5〕。
8-10 暴風雨・洪水，広島領の田畑損毛 4 万 8000 石余，流失全壊 996 軒，死者 9 人〔吉長公御代記 40〕。
11- 4 寺田臨川没(67)〔芸備先哲伝〕。
この年, 広島藩，庄屋給を村高 100 石につき給米 1 石と改訂する〔近世 1〕。

1745 延享 2 乙丑⑫
1- 晦日，備後府中上市出火，町を全焼し出口村に延焼，焼失家屋 1000 軒余〔近世 2〕。
2- 4 賀茂郡吉和村百姓，貢租収納につき疑念あり，江戸老中へ出訴すべしと年寄岡本靱負屋敷門柱に張紙をする〔事蹟緒鑑 48〕。
6-26 広島藩，家中の経済困窮による士風の衰えを戒め，その粛正をはかる〔吉長公御代記 41〕。
7-10 広島藩，知行免 3 歩借米〔吉長公御代記 41〕。
8- 数度暴風雨・洪水，6 月 8 日の被害と合わせ，広島領の田畑損毛 3610 石 2 斗余，流失全壊家屋 23 軒，死者 2 人〔吉長公御代記 41〕。
9-29 福山城下で綿の帳合商い始まる〔藤江・古志家「家譜永代録」〕。
10- 1 広島藩，財政窮乏のため御用銀の利足下げを申し渡す〔事蹟緒鑑 32〕。
10-28 伊藤梅宇没(36)〔芸備先哲伝〕。
11-13 阿部正福，大坂城代に任ぜられる〔徳川実紀 9〕。
11- 広島藩，御山方取り締まりを令す〔青枯集 4〕。
この年, 福山藩，府中市・松永の綿運上所を廃止するも，商人・農民の反対で翌年，元に復す〔福山市史〕。
この年, 中津藩の備後飛領，3100 石余の年々定引き廃止される〔三和・木津和家文書〕。
この年, 広島藩，中町の相撲長屋に抱え力士を置くことを廃止する〔知新集 5〕。

1746 延享 3 丙寅
1- 福山藩，正銀不足のため札座をしばらく休み，銀札引替を休止し通用を命じる〔鞆・中村家日記〕。
3-20 広島段原村的場出火，大火となる〔事蹟緒鑑 32〕。
3- 広島藩,寛保 3 年以前の金銀出入の相対済しを命じる〔事蹟緒鑑 48〕。
6-15 幕府巡見使，広島に止宿する〔吉長公御代記 42〕。
9- 福山藩，福山のほか，府中市・松永にも綿改方を定める〔藤江・古志家文書〕。
11- 広島藩，安芸郡仁保島・船越・海田・矢野・坂村無株者の大坂近傍への牡蠣積み登せを禁止する〔草津・小川家文書〕。
12- 6 広島茅屋町出火，家 41 軒焼失〔事蹟緒鑑 32〕。

この年, 大旱魃，竹原塩豊作のため値段が暴落する〔竹原塩田誌〕。
この年, 広島藩，広島町組・新開馬方の定法を申し渡す〔堀川町御触帳〕。

1747 延享 4 丁卯
1- 安芸郡尾崎八幡宮祠官香川将監，矢野村庄屋五左衛門に社倉法を説き，広島藩で始めて社倉法を施行する〔香川正直事蹟〕。
2- 上方人形廻し，春夏の間御手洗港へ繋船の際 20 日間の興行を許される〔御手洗町諸事附控〕。
4- 賀茂郡各浦々庄屋，藩主帰国御用水主の賃銀に差しつかえ，拝借銀下付を藩に願い出る〔竹原下市覚書〕。
5- 安芸郡海田市の焼家小屋掛入用を，安芸・高田・沼田・賀茂の 4 郡割とする〔江田島・中村家文書〕。
7-6 広島藩，知行免 5 歩借米〔事蹟緒鑑 51〕。
12-20 阿部正福，病いのため大坂城代を辞任する〔徳川実紀 9〕。
この年, 広島藩，諸商人献銀に対し扶持米を与える〔知新集〕。
この年, 広島城下 5 町組の酒屋仲間，連判し籠酒・揚売りの取り締まりとその禁止を嘆願する〔京橋・松井家文書〕。
この年, 広島藩儒天津源之進，「備後孝女伝」を著わす〔芸備先哲伝〕。

1748 寛延 1(7.12) 戊辰⑩
2- 佐伯郡割庄屋等，郡中村々普請所仕向方につき，一村限りの普請には越夫を遣わさないよう郡役所へ願い出る〔小方・和田家文書〕。
4-10 広島藩，朝鮮信使を蒲刈島に接待する〔吉長公御代記 44〕。
9-3 暴風雨・洪水，広島領内の提防決壊 1776 か所，田畑損毛 5 万 5352 石 3 斗余，流失全壊家屋 6421 軒，死者 132 人〔吉長公御代記 44〕。
9- 福山藩，寛延銀札を発行，城下に為替役所を設置し，正金銀の通用を停止させる〔鞆・中村家日記〕。
11-19 阿部正福致仕，子正右襲封〔阿部家系〕。
11-25 広島藩，質屋商事に関する取締法規を出す〔賀茂郡覚書〕。
12-15 佐伯郡和田村水内に霊泉湧き出す〔吉長公御代記 44〕。
この頃, 福山藩士吉田利国・日野此介為臣，「鞆浦志」2 巻を著わす〔近世 2〕。
この年, 福山領内の綿役所関係の商人 15 名，他領商人の在中入込み禁止の願書を提出〔福山市史〕。

1749 寛延 2 己巳
2-1 広島段原村平右衛門・平野屋茂左衛門，金輪島に請山を願い出て唐櫨を植付ける〔事

蹟緒鑑 33〕。

2- 似雲の和歌和文集「年並草」・「藻塩草」完成〔知新集 6〕。

4-10 広島に地震〔広島市史 2〕。

5- 広島藩，綿改所を改組，綿改めのほか働銀の制をはじめる〔広島市史 2〕。

8-13 書道家服部古硯大坂で没（68）〔芸備先哲伝〕。

10-17 鞆原町出火，焼失家屋 244 軒〔近世 2〕。

11-16 広島藩，家中・諸職人等の系図・旧記等を差し出させる〔吉長公御代記 45〕。

この年, 綿改所を広島銀山町に移す〔知新集 3〕。

この年, 安芸郡押込・苗代・栃原各村に社倉法施行される〔香川正直事蹟〕。

1750 寛延 3 庚午

4- 安芸郡海田市, 伝馬々主の困窮・伝馬数維持の困難を訴え, 伝馬飼料の郡割を願う〔矢野・宇都宮家文書〕。

8- 1 広島藩，蝗害のため厳島神社で五穀成就の祈祷を行わせる〔吉長公御代記 46〕。

11- 広島城下町・新開の真宗西本願寺派 17 か寺が東派に転ず〔知新集 3〕。

1751 宝暦 1(10.27) 辛未⑥

6- 三次・恵蘇両郡村々より藩営鉄山の下げ戻しを願い出る〔三次方鉄山業旧記〕。

閏 6- 宮島の延市の芝居興行を町年寄・組頭で引請ける〔大願寺文書〕。

7-23 広島藩，知行免 5 歩戻し〔吉長公御代記 47〕。

12- 広島藩，木綿不作により，安芸郡 15 か村に米 200 石を貸付ける〔江田島・久枝家文書〕。

この年, 安芸郡役所，飯米麦貸借の高利を戒め以後 2 割と定める〔江田島・久枝家文書〕。

この年, 宮島へ上方役者が来演する〔大願寺文書〕。

1752 宝暦 2 壬申

1-13 浅野吉長没〔吉長公御代記 47〕。

3- 7 浅野宗恒，襲封〔鶴皐公済美録 13〕。

この夏, 福山藩，藩札を公定相場より下値で売買した者を牢舎・閉門に処す〔近世 2〕。

この夏, 広島町・新開の木綿不作〔鶴皐公済美録 13〕。

この夏, 福山領旱魃，秋長雨のため作物ことごとく枯死〔備後史談〕。

8- 福山藩，藩札引替えを停止〔近世 2〕。

9- 江戸一大坂一福山の町飛脚の定期便開通〔駅逓志稿〕。

12- 広島藩，比叡山中堂・講堂等修復の公役を命ぜられる〔事蹟緒鑑 1〕。

12- 福山藩，新藩札を発行して正金銀の通用を停止する〔近世 2〕。

この年, 広島藩，広島新開の荒地に櫨・漆等を植栽させる〔広島市史 2〕。

この年, 佐伯郡玖波・小方村漁師，小方沖に入り込んだ周防国脇村の鰯網を差止める〔小方・和田家文書〕。

1753 宝暦 3 癸酉

2- 5 広島水主町出火，船頭・水主屋敷等家数 102 軒焼失〔鶴皐公済美録 14〕。

2- 福山藩，郡中へ高割で 250 貫，城下町と鞆に 100 貫の御用銀を賦課する〔藤江・古志家「家譜永代録」〕。

2-28 深津・安那・品治・芦田・御調・沼隈郡の百姓 2 万余人，29 日から 3 月 1 日にかけてつぎつぎと庄屋宅等を打ちこわす〔菅波家日記〕。

3- 3 福山藩，一揆側の要求をのみ，改銀札の通用を止め，正金銀遣いを認める〔鞆・中村家日記〕。

3-14 福山藩，従党強訴を禁じ，百姓どもの不法を戒める〔蘆品郡志〕。

4- 8 広島町方・郡中，山門修復の公役のため 5 万 4000 両余の御用銀を差し出す〔鶴皐公済美録 14〕。

7- 8 僧似雲，和泉国蹲尾の豪家に客死(81)〔知新集 6〕。

7-11 広島藩儒堀南湖京都で没(70)〔芸備先哲伝〕。

この夏, 福山領内麻疹・痢病流行，死者多くまた虫害甚し〔備後史談〕。

8- 1 広島藩，気候不順・虫付きを憂える郡村の願いにより，厳島に五穀成就の祈祷をさせる〔鶴皐公済美録 14〕。

8-10 全国の現在城郭絵図 154 枚，古城絵図 121 枚，三河国古城絵図 56 枚完成し，武具奉行から藩主に献呈〔鶴皐公済美録 14〕。

8- 広島藩，広島近郊の去年以来木綿不作による困窮者救済のため，旧年の取替米 403 石余を貸し捨て，当免 1 つ成下げとする〔鶴皐公済美録 14〕。

10- 7 広島藩儒天津源之進没〔芸備先哲伝〕。

10- 広島藩，広島町・新開の年貢上納に関し，家中の者の不納多きを戒める〔鶴皐公済美録 14〕。

11-28 広島藩，来年から 7 か年間家中半知を申し付ける〔事蹟緒鑑 51〕。

11- 広島藩，諸役所に休日制を定める〔事蹟緒鑑 56〕。

11- 広島藩，郡中目安箱を三次町のみにし，他は廃止する〔事蹟緒鑑 33〕。

11- 広島藩，諸職人工賃の増額分を元に復す〔事蹟緒鑑 32〕。

12-13 広島稲荷町出火,東柳町全焼，家 196 軒(503 竈)焼失〔鶴皐公済美録 14〕。

12-26 広島藩，左義長・宮島市立・幟甲・辻躍・寒気火之用心等に関する臨時町触を改めて例触とし，いっそうの励行を達す〔鶴皐公済美録 14〕。

この冬, 広島藩，広島町中から献ずる年頭・歳暮・五節句の祝儀鳥目を 100 疋に減少する〔広島市史 2〕。

この年, 幕府，全国に高 1 万石につき籾 1000 俵を貯える囲籾の制を施行する〔近世 1〕。

この年, 福山藩，畳表の運上所を在方へも設置し城下町以外からの積出しを許可する〔神島町畳表旧記〕。
この年, 福山藩，在方で畳表の運上銀取立てを行う〔神島町畳表旧記〕。
この年, 広島藩，建山・留山を中心とした村絵図の提出を命じる〔江田島・久枝家文書〕。

1754 宝暦 4 甲戌②
2-28 広島藩，財政緊縮のため諸役所定請銀の減額を申し渡す〔事蹟緒鑑 51〕。
2-28 広島藩，士卒の改名を容易に許さないこととする〔鶴皐公済美録 15〕。
3- 4 広島藩，家中永代禄を廃止する〔鶴皐公待美録 15〕。
3- 5 広島藩，郡方役人を戒飭し村方経理の粛正をはからせる〔事蹟緒鑑 33〕。
3-24 広島藩，歩行組の者が真宗寺僧ならびに町医の女子，陪臣の女子と婚姻することを許可する〔鶴皐公済美録 15〕。
4- 広島藩，鰯網漁の節，浦島の者が網方へ囉い鰯を強要するのを戒める〔廿日市町役場文書〕。
6- 広島藩，佐伯郡村々に，藩よりの借銀を棄捐し，借米銀の返上年限を 7 年宥免とする〔廿日市・相良家文書〕。
7- 6 庄原新庄町残らず焼失〔万旧記〕。
7- 草津浦・江波浦の潟境を定める〔草津・小泉家文書〕。
9- 山県郡農民，秋作不熟のため広島城下へ出訴せんとするが，割庄屋の密告により首謀者 12 人捕えられる〔坪野・竹内家「旧記帳」〕。
10- 安芸郡中村々囲籾を郡中 1 か所で集中保管したい由願い出る〔江田島・久枝家文書〕。
12- 5 これ以前，恵蘇郡村々の百姓騒ぎ庄屋の家を打ちこわす〔事蹟緒鑑〕。
この年, 御調郡小原村庄屋，本郷・今津両庄屋に小原銅山採掘を申し入れ，拒否される〔本郷・佐藤家文書〕。
この年, 広島藩，鉄山格式を布令する〔近世 1〕。

1755 宝暦 5 乙亥
4- 広島藩，竹原塩浜の定年貢銀を減じ，3 回分納とする〔竹原塩田誌〕。
この夏, 沼田郡大塚村百姓，郡方役人の裁判の不正を訴え騒ぐ〔鶴皐公済美録 17〕。
8-25 暴風雨・洪水，広島領の流失損壊家屋 2304 軒，死者 11 人，虫付の害もあり，広島領の田畑損毛 12 万 290 石余に及ぶ〔鶴皐公済美録 17〕。
12- 5 恵蘇郡百姓 6000 余人，秋作不熟難渋により蜂起，郡目付・大庄屋宅等 8 軒を打ちこわす〔事蹟緒鑑 27〕。
12-21 高田郡百姓 5～6000 人，割庄屋・村庄屋宅を打ちこわす。更に山県郡へも波及，広島藩，鎮圧のため足軽等を派遣〔坪野・竹内家「旧記帳」〕。
12- 広島藩，凶作につき囲籾 1 か年分放出〔鶴皐公済美録 17〕。

この年, 広島藩，米会所と綿会所から成る相場会所を設ける〔知新集 5〕。

この年, 広島藩，山繭紬の仕込みを勘定所の支配下におく〔事蹟緒鑑〕。

この年より, 賀茂郡下市村年寄・庄屋・組頭，毎年 10 月～12 月までの間に町中の飢渇者・不審者を調査〔下市・国郡志書出帳〕。

1756 宝暦 6 丙子⑪

1-13 広島藩，家中知行免 1 つ 5 歩戻し，4 つ物成申し付ける〔事蹟緒鑑 51〕。

1-22 広島小屋新町出火，家 109 軒(148 竈）焼失〔広島市史 2〕。

1-26 三次・高田・高宮郡百姓，一揆を起こす。鎮圧のため広島藩，足軽を派遣する〔鶴皐公済美録 18〕。

2- 広島藩，米価高値のため囲籾 1 か年分放出〔事蹟緒鑑 27〕。

3- 広島藩，一揆に参加しなかった村々に定物成 1 名につき 5 文ずつを褒美銀として与える〔坪野・竹内家「旧記帳」〕。

この春, 福山領飢饉〔藤江・古志家「家譜永代録」〕。

11-22 広島藩，座頭・盲女の郡村廻在をやめ，居扶持米制とする〔事蹟緒鑑 27〕。

12-16 広島藩，砂糖黍の植栽を試みる〔事蹟緒鑑 27〕。

12- 豊田郡御手洗町，寸志米の赦免を願い出る〔御手洗町諸書附控〕。

12- 福山藩，銀札通用を再開する〔鞆・中村家日記〕。

この年, 広島藩，勘定所を移転し，事務整理や人員削減を行う〔近世 2〕。

この年, 加美永蔵，地方支配の改革を唱える『農制随筆』を出版する〔近世 2〕。

1757 宝暦 7 丁丑

4- 広島藩，伝馬貸銀・焼家貸銀を貸捨とし，相対借は永年賦に取扱うよう触れ出す〔隅屋文書〕。

4- 安芸郡海田市・奥海田村で火災，町家 57 軒（竈数 63 軒）焼失〔鶴皐公済美録巻 18〕。

6- 3 広島藩，新開奉行および新開方木綿改所を設ける〔事蹟緒鑑 32〕。

7-17 広島藩，大坂登せ米の船肝煎を廃し，藩直雇の制をとる〔事蹟緒鑑 33〕。

7-26 暴風雨・洪水・高潮，広島領の田畑損毛 5 万 2770 石余，流失損壊家屋 27,118 軒，死者 91 人〔鶴皐公済美録 18〕。

8- 広島藩，村廻りを歩行目付と改称する〔鶴皐公済美録 18〕。

9-14 広島藩，諸郡山目付・山番制を廃止する（明和 2 年まで）〔事蹟緒鑑 33〕。

9-17 広島藩儒堀景山京都に没（70）〔芸備先哲伝〕。

10-14 広島藩，船手方の管掌事務を海上のことのみに制限する〔事蹟緒鑑 27〕。

11-20 広島平塚下の渡船始まる〔鶴皐公済美録 18〕。

12- 広島藩，広島町役人の勤務と町出役銀の経理に関する条目を下す〔安芸風土記 8〕。

この年, 大坂松屋又右衛門ら，沼隈郡本郷村の鉱山と御調郡小原村の鉱山の経営を願い出る

〔福山市史〕。

この年, 広島藩，竹原浦の支配を船奉行から町奉行・郡代官の支配に改める〔広島藩御覚書帖〕。

1758 宝暦 8 戊寅

2-16 広島藩，山奉行の職制を廃し，建山の支配は代官引受とし，材木場は勘定所引受とする〔事蹟緒鑑 13〕。

2- 広島藩,御貸物米銀のうち,種米など定格物を除き大半を破棄する〔加計･隅屋文庫〕。

4-3～4 広島白神五丁目出火，元安川以東ほとんど焼失。城中櫓 4 か所，普請屋敷，泉水屋敷，米蔵 2 か所，紙蔵 2 か所，銀札場，侍屋敷 127 軒，寺社 22 か所，町家 3050 竈，百姓家 100 竈，土蔵 70 などが焼失〔鶴皐公済美録 19〕。

4-7 広島藩，町方吟味屋敷の設置を決める〔事蹟緒鑑 32〕。

4-8 広島藩，銀札場を中島三国屋次郎右衛門店におく〔事蹟緒鑑 56〕。

4-22 儒学者唐崎彦明没（45）〔芸備先哲伝〕。

5-4 広島藩，管絃祭御供船の華美を戒める〔鶴皐公済美録 30〕。

7-12 広島新開組西愛宕町出火，東の町両側全焼〔事蹟緒鑑 32〕。

11-19 旧三次支藩を代官支配とし，三次在住の諸士広島へ引越す〔事蹟緒鑑 34〕。

この年, 広島藩，広島町水主銀・大割銀・小間▪銀の制を定小間の制に改める〔芸藩志拾遺〕。

この年, 広島藩，船手御用諸品代浦島割賦銀の役家割を高割に改める〔青枯集 5〕。

この年, 広島藩，新開組竹屋町に藩の米蔵を建てる〔知新集 7〕。

この年, 広島藩，船手方所管の広島町・新開の河海船を町奉行の支配下におき，はじめて船年寄 4 人をおく〔広島市史 2〕。

この年, 広島藩，郡中村々の楮値段を定める〔江田島・久枝家文書〕。

この年, 成井川筋瀬替のための横島山貫通工事完成〔竹原塩田誌〕。

この年, 高宮郡綾ヶ谷・勝本・大毛寺・今井田・上四日市・下四日市の 6 か村は従来の入会山について分け山を行う〔下町屋・野平家文書〕。

この年, 広島新開組西地方町の神崎渡船始まる〔知新集 8〕。

1759 宝暦 9 己卯⑦

2- 広島藩，公借米銀及び前年 2 月以前の町村役人加印の貸借米銀など，銀主・借人相対の貸借すべてにわたって 30 年賦返還にする旨を触れ出す〔加計・隅屋文庫〕。

4-4 広島藩，椀座を廃止する〔事蹟緒鑑 32〕。

6-27 広島藩，藩士の邸に芸妓を招いての酒宴・乱舞を禁止する〔鶴皐公済美録 20〕。

6-28 広島藩，郡奉行を郡代に改める〔鶴皐公済美録 20〕。

6-29 佐伯郡草津村出火，家 238 軒(310 竈)焼失〔鶴皐公済美録 20〕。

閏 7-19 広島藩，郡中の公事出入は城下郡方吟味屋敷で代官直吟味とする〔鶴皐公済美録

20〕。
8- 4 浅野宗恒，諸流派の別なき武芸奨励の趣旨を執政に伝える〔鶴皐公済美録 20〕。
8-26 広島藩，銀札の通用を停止し，10 月 29 日までに引換を完了する〔鶴皐公済美録 20〕。
10- 3 浅野宗恒，町民の中から狂言師を擢用すべき親書を出す〔鶴皐公済美録 20〕。
10-10 広島各街衢の町門を整理する〔事蹟緒鑑 32〕。
10-26 広島藩，歩行組以下譜代の者で実子なき場合は跡目を申し付けないこととする〔鶴皐公済美録 20〕。
11- 豊田郡御手洗町出火，焼失家竈 126 竈，難渋者多数〔御手洗町諸書附控〕。
12-15 賀茂郡竹原塩田の浜子，賃銀値上げ闘争を起こす〔竹原市史〕。
この年, 佐伯郡草津村の浜田藩主松平周防守の船入が廃止される〔草津・国郡志書出帳〕。
この年, 芥河貞佐の狂歌集『千代の梯』刊行される。この頃から広島での出版盛んとなる〔近世 2〕。

1760 宝暦 10 庚辰
3- 7 広島東新開大薮の下に渡船始まる〔事蹟緒鑑 32〕。
5- 4 広島藩，広島新開方新墾地の地詰を実施〔事蹟緒鑑 32〕。
6- 佐伯郡下浦の村役人，上浦漁民下浦漁場への入込み網漁を禁止するよう，郡役所へ願い出る〔廿日市町役場文書〕。
8-13 暴風雨・洪水，広島領の田畑損毛 9500 石余〔鶴皐公済美録 21〕。
8-18 安芸郡宮原呉町にて大火，焼失家数，町家 237 軒(293 竈)・村分家 9 軒（18 竈）など〔鶴皐公済美録 21〕。
9- 1 広島藩，広島新開組での刑事事件の裁判は町奉行所で行うこととする〔鶴皐公済美録 21〕。
9- 2 浅野宗恒，国泰寺本堂の再建を命じる〔鶴皐公済美録 21〕。
10- 広島藩，鰯網入会場での一番網を居浦の者ときめる〔廿日市町役場文書〕。
この年, 阿部正右，京都所司代となる〔阿部家伝〕。
この年, 広島城下で御花講組織される〔近世 2〕。

1761 宝暦 11 辛巳
4-24 石見浜田城主本多中務大輔，佐伯郡草村繋船所を借用〔鶴皐公済美録 22〕。
6-17 広島藩,歩行以下譜代筋の者の実子なき場合,同列の者からの養子相続を許可する〔鶴皐公済美録 22〕。
7-13 幕府巡見使，広島領分に入る〔鶴皐公済美録 22〕。
10-16 広島藩,町民の児童を城中での能曲に参加させることのある旨を触れる〔広島市史 2〕。
10-18 広島藩，城下における無株者の酒商事を厳しく取り締まる〔事蹟緒鑑 33〕。
12-19 広島白神六丁目植木屋次郎右衛門，甘藷栽培のため荒地貸し下げを願い出る〔事蹟

緒鑑 32〕。

12-25 広島藩，山番制を復活〔事蹟緒鑑 22〕。

12- 賀茂郡黒瀬川の流路変更工事竣工〔呉市史〕。

この年, 広島藩，川口入津米差し留め期間中は領内での他国米売買を停止する〔堀川町御触帳〕。

この年, 高宮郡綾ヶ谷村の福王寺と山県郡古保利村薬師堂福光寺との間に本末論争おこる〔山県郡史の研究〕。

1762 宝暦 12 壬午④

1- 広島藩，大坂商人尾道屋与三兵衛を大坂積み登せの綿実引請問屋に指定する〔事蹟緒鑑〕。

3- 3 広島藩，きたる 3 月・9 月・明年 3 月宮島市立の際，厳島神社で宝物を陳列し庶民に拝観させることを許可する〔鶴皐公済美録 23〕。

3-21 広島藩，厳しい倹約令を出す〔鶴皐公済美録 23〕。

3- 草津牡蠣仲間定法を改める〔養蠣由来書〕。

4-27 広島藩，広島寺院での無尽・頼母子講を禁止する〔鶴皐公済美録 23〕。

4- 豊田郡御手洗町の町組頭・月行司五人組等,御用の節の提燈合羽の宥免を願い出る〔御手洗町役場文書〕。

5- 1 広島藩，城下の株酒屋に各 1 か所ずつ出店として揚酒屋を許す〔京橋・松井家文書〕。

5-12 広島藩，厳島神社に命じて「雨乞五穀成就」の祈祷を執行させる〔鶴皐公済美録 23〕。

5- 旱天，田植不能の所多し〔鶴皐公済美録 23〕。

6-10 広島藩，明星院で「雨乞五穀成就の祈祷を執行させる〔鶴皐公済美録 23〕。

7- 福山地方大旱魃〔沼隈郡誌〕。

8- 3 国泰寺本堂庫裡の造営竣功〔知新集 12〕。

8-10 広島藩，大坂登せ米につき船肝煎制を復活〔事蹟緒鑑 33〕。

8-19 白神社本殿造営竣功〔知新集 12〕。

9- 福山藩，公事訴訟の吟味手続き・変死者の取扱い等を大目付へ下達する〔浜本文庫〕。

12- 広島新開に試作の砂糖黍の出来立ち良好〔事蹟緒鑑 32〕。

1763 宝暦 13 癸未

2-21 浅野宗恒致仕，家督を世子重晟に譲る〔鶴皐公済美録 24〕。

7- 1 広島藩，観音村沖士手秋免所ならびに見取畠の堤を普請方受に，新開分諸村の溝にかかる橋を新開方受とする〔事蹟緒鑑 31〕。

8-11 広島新開の水道を掘り広め，石橋等を整備する〔事蹟緒鑑 31〕。

9-15 広島東愛宕町の新開方木綿改所を西地方町に移す〔事蹟緒鑑 32〕。

9-18 広島愛宕町出火，荒神町延焼，家数 385 軒（600 竈）焼失〔鶴皐公済美録 24〕。

10-28 賀茂郡竹原下市にて大火，焼失家数 237 軒(462 竈)〔恭昭公済美録 6〕。
10- 豊田郡瀬戸田浜の三原屋貞右衛門,芸備両国の塩田経営者を説いて翌年 1 月までの休浜協定を成立させる〔近世 2〕。
12-24 広島藩，新開方からの川田新開沖堤築造の申し出を許可せず〔事蹟緒鑑 31〕。
この年, 多賀庵風律，俳諧集『ささのは』を刊行〔近世 2〕。
宝暦年中, 家老上田氏広島城内の私邸に講学所を設立する〔近世 2〕。

1764 明和 1(6.2) 甲申⑫
1- 9･10 朝鮮信使蒲刈島に停泊，接待〔恭昭公済美録 7〕。
2- 福山藩，鞆町にも札座の設置を認める〔鞆・中村家日記〕。
3-21 広島藩，釘座を廃止する〔事蹟緒鑑 32〕。
5- 1 京都所司代阿部正右，西丸老中となる〔阿部家伝〕。
6-20 安芸郡仁保島丹那出火，家数 98 軒(114 竈)焼失〔事蹟緒鑑 32〕。
9- 福山藩，綿運上所を 12 か所増設し流通統制の徹底を期す〔藤江・古志家文書〕。
11- 福山藩，改銀札発行し，旧札の引替えを命じる〔中村家日記〕。
閏 12-17 広島藩，再び銀札を発行し，明年 7 月以降の正貨通用を禁止する〔事蹟緒鑑 32〕。
閏 12- 広島藩，相場会所を銀山町に移す〔知新集 5〕。
この年, 広島藩，大坂町人岩井屋仁兵衛を鉄蔵元とする〔事蹟緒鑑 37〕。
この年, 広島藩鉄山格式を布令する〔近世 1〕。
この年, 沼隈郡神村の僧那須氏によって寺子屋松凌亭開設される〔近世 2〕。
この年, 福山城下聡敏神社，聡敏明神と号され，毎年 3 月に祭祀することを勅許される〔野上八幡宮由来書写〕。

1765 明和 2 乙酉
2- 福山藩，鞆津札座で干鰯等の貸付銀を取扱うことを命じる〔鞆・中村家日記〕。
3- 浅野重晟，刀工 11 代目輝広を城中に召し，太刀を作らせる〔知新集 2〕。
この春, 沼田郡江波村と佐伯郡草津村の者，潟中餌手掘のことで争論〔草津・小川家文書〕。
9-16～17 尾長東照宮 150 年忌大祭礼挙行〔知新集 2〕。
12-10 広島江波島出火，家 91 軒焼失〔事蹟緒鑑 32〕。
12- 広島藩，累年の倹約令のゆるみを戒め，特に家中，町組に厳しく倹約の履行を命じる〔鶴亭日記 26〕。
12- 阿部正右，老中となる〔阿部家系〕。

1766 明和 3 丙戌
1-28 広島藩，代替りにより家中へ知行所付の判物を下す〔恭昭公済美録 9〕。
1- 広島藩，尾道問屋株を 48 軒と決める〔問屋年誌〕。

4- 4 広島藩,郡中村方経理の粛正を強化するため郡方歩行目付を増員する〔事蹟緒鑑 21〕。
4- 呉の漁師・町人，27 人連名で干鰯の市立を願い出る〔江田島・久枝家文書〕。
7-10 広島茅屋町出火，家数 197 軒(388 竈)，寺 1 焼失〔恭昭公済美録 9〕。
11- 安芸郡仁保島本浦百姓一同連署し，村方経理の疑念につき藩の検査を願い出る〔江田島・久枝家文書〕。
12- 佐伯郡地御前村の干鰯頼母子，停止される〔事蹟緒鑑 42〕。
12- 広島藩，神棚・大麻・位牌等の除去を法談した真宗報専坊・専立寺・西光寺等を処罰する〔加計万乗〕。
この年, 福山藩，城下での大坂酒販売を許可する〔鞆・中村家日記〕。
この年, 福山藩，国元大目付の帰国に際し藩内の綱紀の粛正を命じる〔加藤氏諸控〕。
この年, 福山藩，各村から戸口調査を含む差出帳を提出させる〔国頭家文書〕。
この年, 沼隈郡藤江・金見塩田 7 軒，10 町 3 反 4 畝 21 歩の開発はじまり，安永 3 年完成する〔広島県塩業史〕。
この年, 広島藩，尾道問屋役場を設置する〔尾道勧業会の奉答書〕。
この年, 安芸郡より抜参りの者 145 人〔江田島・久枝家文書〕。

1767 明和 4 丁亥⑨
1-28 広島藩，関東筋川々普請手伝の公役を受ける〔恭昭公済美録 10〕。
2-12 広島藩,関東筋川々普請手伝の公役のため広島町に御用銀を課す〔恭昭公済美録 10〕。
2-26 広島藩，江波島北潟に新開築調を許す〔事蹟緒鑑 27〕。
4- 9 広島小町出火，国泰寺白神あたり全焼，袋町・草屋町類焼，社 1，寺 5，侍屋敷 6 軒，町家 134 軒（304 竈）焼失〔恭昭公済美録 10〕。
8- 8 広島藩，船手御用諸品代浦島割賦銀，高割を再び役家割に改める〔青枯集 5〕。
この年, 安芸郡海田市・矢野村などの牡蠣屋ら，京都・堺などに牡蠣を売り込み，広島牡蠣仲間に制止される〔近世 2〕。
この年, 山県郡壬生村の神官井上氏寺子屋を開く〔近世 2〕。

1768 明和 5 戊子
2- 広島藩，広島町組大割銀の管理を綿座役所に移す〔広島市史 2〕。
3- 仁保島・金輪島に唐櫨の植栽を試みる〔事蹟緒鑑 33〕。
4-28 沼田郡祇園の大工桑原卯之助，独力で八木用水を完成〔近世 2〕。
7-14 三上郡板橋村米穀商石丸保左衛門，米価高騰の折，打ちこわされる〔庄原市史〕。
7- 広島領内島嶼部に流行病〔事蹟緒鑑 33〕。
7- 安芸郡海田市火災で町家 105 軒(竈数 125 軒)，蔵 5 ヶ所焼失〔恭昭公済美録巻 11〕。
8- 広島藩，家中渡り奉公人の取り締まりを厳しくする〔堀川町御触帳〕。
9-26 広島藩，家中知行免 5 歩戻し〔事蹟緒鑑 51〕。

11-16 高田郡吉田町火事，焼失町家 104 軒　(竈数 125)〔恭昭公済美録 12〕。

12- 2 賀茂郡下市村栄町出火，享保町・田中町・鳥羽町・下市町・田之浦類焼〔竹原下市覚書〕。

この年, 広島藩，豊田郡御手洗町に地床米の納入を町出来銀から人別（家別）にかえさせる〔大長村文書〕。

この年, 福山藩，大坂酒販売を停止する〔鞆・中村家日記〕。

この年, 広島領諸郡建山・留山・畠境に桐苗を植えつける〔事蹟緒鑑 33〕。

1769 明和 6 己丑

4- 広島藩，他国酒商売禁止の徹底を申し渡す〔向島・吉原家「御用年誌帖」〕。

7-12 阿部正右没〔阿部家系〕。

7-19 阿部正倫，襲封〔阿部家系〕。

8- 広島藩，豊田郡御手洗町出来銀締り方を改め，その増額を図る〔御手洗町諸書附控〕。

10- 広島藩，明和 4 年 4 月類焼した国泰寺諸堂の再建を命じる〔知新集 12〕。

11- 豊田郡御手洗町，藩に対し，藩士の虚病逗留・金銀無心・喧嘩口論等不法な振舞いの取り締まりを要望する〔大長村諸書附控〕。

12-25 広島近郊広瀬村出火，小屋町類焼，町家 111 軒(183 竈)，百姓家 15 軒（45 竈）焼失〔恭昭広済美録 12〕。

この年, 広島藩，養蚕・機織の指導機関として絹座を白神一丁目に設ける〔知新集 4〕。

この年, 大凶作，山県郡中で貢租 1000 石を翌年 6 月まで延納許可される〔加計万乗〕。

この年, 安芸・備後ともに旱魃。備後の旱魃は 100 年来の大旱魃といわれる〔近世 2〕。

1770 明和 7 庚寅 ⑥

4-27 浜田藩主本多中務大輔，国替につき草津繋船場を返す〔事蹟緒鑑 7〕。

4- 福山藩,領内に徒党･強訴･逃散についての訴人を奨励する高札を掲げる〔福山文学〕。

4- 福山藩，詳細な郡方倹約令を発する〔高木・小森家御倹約条目〕。

4- 福山藩，銀札通用を禁止する〔鞆・中村家日記〕。

閏 6- 7 広島藩，植木屋に申し付け諸郡建山に植林をはかる〔事蹟緒鑑 33〕。

閏 6- 福山藩，大坂五軒屋を札元として新藩札を発行する〔中村家日記〕。

7- 福山領旱魃，疱瘡流行〔備後史談 33〕。

8-24 安那郡の農民,小作地の加地子免除･借銀の年賦払等を福山藩に願い,一揆発生する。たちまち全藩に波及し，芦田郡村々の庄屋宅等打ちこわされる〔菅波家日記〕。8 月 27 日 1000 余人が鞆の御用達商人宅を破却する〔鞆・中村家日記〕。

8-27 福山藩，一揆側に借銀等の 15 年賦返済と綿運上銀の引き下げを布告，28 日一揆の鎮圧に乗り出し，多くの農民を捕えて入牢させる〔福山市史〕。

9-16 福山藩，一揆農民の要求 19 か条に対し，回答する〔近世 2〕。

9-　広島藩，沼田郡産の縄苧に対して縄苧座を設ける〔近世 2〕。
この秋, 旱魃，広島領の田畑損毛 5 万石余〔事蹟緒鑑 1〕。
10-　福山藩，備後一宮市の祭礼に夜芝居の禁止，切手なき旅人の退去，および 11 月 5 日限り遊女を引払わせることを命じる〔備後史談〕。
10-　浅野重賢，安芸郡矢野村香川将監・小池五左衛門，押込村孫六らの社倉法発起の功を賞して扶持を給し，社倉法示教書「法意頭書」を郡中へ頒布してその普及をはかる〔芸藩志拾遺 11〕。
11-28 三上郡一木・板橋・新庄村百姓三谿郡の百姓と応じ，騒動を起こす〔双三郡誌〕。
この年,天領神石郡東有木村庄屋,年貢米の江戸買納,石代納に反対する〔古事類苑法律部 3〕。
この年, 福山藩，芦田郡府中市村・品治郡宮内村・同郡新市村に対し，他所からの米買入れを許し運上銀を徴収する〔府中・延藤家「御用状留」〕。
この年, 幕府，福山領の御用表の取扱いを，幕府直支配から江戸町人の請負いに改める〔中山南・桑田家文書〕。
この年, 福山藩の大坂御用達商人に油屋彦三郎ら 5 人が新たに加わる〔木之庄・岡本家文書〕。
この年, 広島城下で仏飯講組織される〔近世 2〕。
この年, 霖雨のため福山藩領の損毛 6 万石におよぶ〔阿部正倫書簡〕。

1771 明和 8 辛卯
1-21 広島藩，諸紙類の大坂抜け売りを取り締まる〔事蹟緒鑑 31〕。
2-24 世羅郡稲田村百姓ら一揆して騒ぎ立ち，長百姓ら取鎮める〔事蹟緒鑑 33〕。
2-　豊田郡大長村，藩に対し，干鰯入札の赦免を願う〔大長村諸書附控〕。
3-15 広島藩，廿日市蔵屋敷に新たに楮掛調べ所を設置する〔事蹟緒鑑 33〕。
3-　広島領郡中村々旱損のため困窮，救済のため囲籾半分を放出〔事蹟緒鑑 33〕。
6-10 品治郡新市村出火，家数 269 軒焼失〔加藤氏諸控〕。
6-　沼田郡の縄苧生産農民，縄苧座の廃止を広島藩に嘆願する〔近世 2〕。
7-　広島藩，抜紙・楮の取り締まりを厳しくする〔芸藩志拾遺 7〕。
10-28 広島藩主から厳島神社に奉納の大扁額 2 面落成,絵師は竹村随翁〔恭昭公済美録 14〕。
11-　広島藩，駅所・往還の風儀の粛正をはかる〔大利家・深井家「御用方覚」〕。
この年, 鞆町に擁護銀の制度始まる(沼名前神社文書〕。
この年, 佐伯郡草津村長屋新開築成〔草津・国郡志書出帳〕。
明和年中, 広島城下広瀬村の別邸を多賀庵と称す〔知新集 4〕。

1772 安永 1(11.16) 壬辰
2-　広島藩，御法度の悪米品種の植付けを禁じる〔廿日市町役場文書〕。
3-　広島藩，江戸上屋敷類焼につき，御用銀・寸志銀を申し付ける〔隅屋文庫「御触状写帳」〕。

3-　安芸郡庄山田村，和庄村に疫病流行〔呉市史〕。

5-23 広島藩，他国商人の広島における商事の統制を厳しくする〔広島市史 2〕。

5-　広島藩，廿日市周辺に抜板取扱いの取り締まりを申し渡す〔地御前村御触書帳〕。

5-　豊田郡御手洗町，御用銀・寸志銀 8 貫 95 匁をそれぞれ差し出す〔大長村諸書附控〕。

5-　広島藩，厳島神社 6 月祭礼に広島各町から出す供船の華美遊蕩に流れるのを戒める〔鶴皐公済美録 30〕。

7-4 吉川禎蔵，京都青蓮院宮から筆道の伝授を許されて帰広〔事蹟緒鑑 46〕。

11-　阿部正倫，家中風儀たてなおしのため書付を出す〔正倫公御意書〕。

この年, 広島藩，安芸郡瀬戸町・呉町・宮原村に資金を貸与して木綿網座を許す〔江田島・久枝家「万覚書」〕。

この年, 沼隈郡沖ノ桑田家，福山領の御用表の下請買集めを請負う〔中山南・桑田家文書〕。

この年, 広島藩，鉄山格式を布令する〔近世 1〕。

この年, 山県郡奥山筋農民の濁り酒密造を禁じる〔近世 2〕。

この年, 佐伯郡小方村と谷和村の山論起こる〔小方・和田家文書〕。

この年, 山県郡加計村の隅屋正封編『松落葉集』刊行〔近世 2〕。

1773 安永 2 癸巳③

1-17 広島藩，相場会所株仲買の商事取り締まりを令す〔広島市史 2〕。

閏 3-1 疫病流行のため広島藩主重晟，厳島神社の祈祷を行わせる。また前藩主宗恒，城中三の丸稲荷神社で除疫の祈祷を行わせる〔広島市史 2〕。

閏 3-　福山藩，鍬下年季明けの高付は，土地に応じて高引すべきことを郡奉行へ命じる〔郷中覚帳〕。

この春・夏, 広島近郊疫病流行，死者多数〔事蹟緒鑑 40〕。

8-　福山城下で為替役所銀貸付けを委任された商人 12 人のうち 9 人，毎年米 24 俵から 7 俵を与えられ，かわりに藩から預っていた銀札などを勘定所に納めるよう命令される〔阿部家文書〕。

9-25 医師吉益東洞京都に没（72）〔芸備先哲伝〕。

9-　福山領甲奴・神石・安那 3 郡の百姓，定石代につき越訴〔備後史談 15〕。

11-16 山県郡加計村百姓，南御門へ来り直訴する者あり〔事蹟緒鑑 24〕。

この年, 御調郡中庄村通谷揺上新開築造〔因島市史〕。

この年, 福山藩，郡中から門松用の若松を伐り出して町々で売ることを禁止する〔本郷村御用留帳〕。

1774 安永 3 甲午

2-　広島藩，家中救済のため大坂鴻池家から融資を受け貸銀の便宜をはかる〔事蹟緒鑑 58〕。

5-　広島藩，地絹の販路を開くため，呉服商人にその請売りを命じ，また絹座で他国から移入の綿帛類の改めを行い，密移入・抜売りを厳禁する〔堀川町御触帳〕。

6-　広島藩，地絹織立を振興するため絹座で製糸・機織業の講習を行い，織機を貸し出して賃繰・賃機を行うことを触れ出す〔堀川町御触帳〕。

7-11 広島藩，船持どもの抜紙登せを取り締まる〔堀川町御触諸事控帳〕。

9-　備後国中津領の大庄屋の組名として，小畠組・永野組・油木組の名が見られる〔水永・丹下家文書〕。

9-　福山藩，福山城下へ出す繰綿の運上銀を，これまでの府中市村から城下の問屋に庭口銭を差し出すことに改める〔藤江・古志家文書〕。

10-1 広島水主町出火，水主屋敷 84 軒，町家 27 軒(94 竈)焼失〔恭昭公済美録 17〕。

この年, 福山藩，鞆の札座を廃止する〔鞆・中村家日記〕。

この年, 恵蘇郡百姓，凶年・重課のため暴動。三次・三谿・高田 3 郡の百姓も動揺する〔双三郡誌〕。

この年, 広島領郡中旱損少なからず〔江田島・久技家「万覚書」〕。

この年, 東城浅野氏の家臣金子楽山，広島藩の儒医となる〔近世 2〕。

1775 安永 4 乙未⑫

1-13 安芸郡海田村百姓，南門外で堀勘解由に直許状を差し出す〔事蹟緒鑑 24〕。

4-16 広島藩，水鳥・雲雀などの雛の捕獲を禁止する〔堀川町御触帳〕。

6-9 広島藩，作事奉行を廃止し勘定奉行引請とする〔事蹟緒鑑 24〕。

6-10 広島藩，宮島市立の節，芸人その他不審者を入り込ませぬよう広島町民の注意を促す〔堀川町御触帳〕。

6-　広島藩，賭的禁止を触れ出す〔堀川町御触帳〕。

8-　仁保島青崎新開築成計画決まり，翌年築成〔江田島・久枝家「万覚書」〕。

9-11 広島藩，家中知行物成 5 歩戻し〔恭昭公済美録 18〕。

閏 12-　広島白神一丁目に脇本陣を設ける〔知新集 4〕。

閏 12-　広島藩，京都御納戸構を廃止する〔事蹟緒鑑 37〕。

この年, 福山藩，沼隈郡柳津おん坂沖の塩浜築調願いを許可，安永 6 年に汐留め完了〔柳津村誌〕。

1776 安永 5 丙申

1-18 広島藩，真宗一派の寺院・門徒の改宗改派の禁を解く〔堀川町御触帳〕。

1-27 広島藩，宗門の件により真宗門徒の騒動の起こることを戒める触を出す〔堀川町御触帳〕。

1-　阿部正倫，日光社参奉行を命ぜられ在町等へ御用銀を賦課し，郡中に中間の差し出しを命じる〔下御領・横山家「御用状控帳」〕。

1- 福山藩，宗門請放手形を速やかに交付すべきことを寺院中に命じる〔下御領・横山家「御用状控帳」〕。

3- ツンベルグ御手洗に寄港〔ツンベルグ日本紀行〕。

3- 福山藩，麻疹・疱瘡流行につき領内に明王院祈祷札を下付する〔下御領・横山家「御用状控帳」〕。

4- 7 阿部正倫，留守中法度を出す〔下御領・横山家「御用状控帳」〕。

4- 福山藩，当春の銀納値段を 1 石につき銀 79 匁 3 分と定める〔下御領・横山家「御用状控帳」〕。

4- 福山藩，日傘の使用を禁ずる〔下御領・横山家「御用状控帳」〕。

5- 4 広島江波島出火，町家 105 軒，番所・長屋とも焼失〔恭昭公済美録 19〕。

5- 福山藩，日光御用のため，先納銀の上納を督励する〔下御領・横山家「御用状控帳」〕。

5- 福山藩，畳表類の商売期限を 6 月 10 日までと定める〔下御領・横山家「御用状控帳」〕。

7- 7 厳島大鳥居，雷火により焼ける〔海田市旧記〕。

7-26 広島藩，江波御番を止め書翰方列の定番を置く〔恭昭公済美録 19〕。

7- 福山藩，日傘の使用を 40 歳以上にゆるす〔下御領・横山家「御用状控帳」〕。

9- 福山藩，畳表類商事口明けを 9 月 19 日からと定める〔下御領・横山家「御用状控帳」〕。

10- 6「備陽六郡志」の著者宮原直倁没(75)〔近世 2〕。

10-19 広島藩，胡祭における町民の夜間参詣を停止する〔堀川町御触帳〕。

10-21 広島藩，相場会所発行の印紙を使用した差紙質札の売買を許す〔堀川町御触帳〕。

11- 福山藩，吉津町神崎屋利八を綿商売吟味方として廻村させる〔下御領・横山家「御用状控帳」〕。

この年, 仁保島青崎新開完成〔江田島・久枝家「万覚書」〕。

1777 安永 6 丁酉

1-14 安芸郡仁保島丹那出火，家 138 軒焼失〔恭昭公済美録 20〕。

2-20 広島藩，衣裳・雛人形類など結構な品の売買を禁ずる町触を出す〔堀川町覚書〕。

3-19 広島藩，油屋株を定め，油絞りに関する取り締まりを厳しくする〔堀川町御触帳〕。

3- 福山藩，三奉行・大目付へ公事訴訟の吟味の延引を戒める〔町奉行郡奉行大目付掌故〕。

5- 1 広島藩，相場会所仲買どもの商事に不正あるを戒める〔堀川町御触帳〕。

6- 仁保島と船越村，潟境で争論〔江田島・久枝家「万覚書」〕。

6- 広島藩，辻躍・辻相撲の禁令を出す〔堀川町御触帳〕。

7-25 広島藩，御戻米，知行免 4 つ物成〔恭昭公済美録 20〕。

7-25 広島領内，大風にて城下町新開郡中に破損転木破船溺死等あり〔恭昭公済美録 20〕。

8- 東西本願寺の間に争議あり，広島藩，末寺が許可なく上京することを禁止する〔江田島・久枝家「万覚書」〕。

10- 福山藩，家中の乱舞を戒める〔阿部家文書〕。

11-16 広島藩，町方支配銀の借用返済方につき条目を改める〔広島市史 2〕。

12-19 広島藩，他領の富札を購入することを厳しく取り締まる〔堀川町御触帳〕。

この年, 備後中津領にて，年々定引きの復活のため 3 人の大庄屋・村々年寄・庄屋が愁訴するが翌年却下される〔三和・木津和家文書〕。

この年, 豊田郡田万里村小寺山をめぐり，田万里村と賀茂郡高屋組 7 か村との間に争論起こる〔竹原市史 1〕。

1778 安永 7 戊戌⑦

1- 8 儒学者・神道家斎必簡京都に没〔芸備先哲伝〕。

1-17 町医恵美三白国恩報謝のため銀 100 貫目を広島藩主に献上することを申し出る〔広島市史 2〕。

1-18 安芸から備前にかけて大地震起こる〔近世 2〕。

2- 4 上田家家臣で書家の林為龍没〔芸備先哲伝〕。

2- 7 仁保島大河浦出火，165 軒焼失〔恭昭公済美録 21〕。

2-12 広島藩家中知行物成 1 つ借上げ〔恭昭公済美録 21〕。

2- 広島藩，日光廟修復手伝の公役につき広島町組へ御用銀を課す〔事蹟緒鑑 1〕。

2- 広島藩，幕府の燈油専売制を乱し，手広く製油商を行うことを厳しく戒める〔堀川町御触帳〕。

2- 安芸郡府中村千代山，広島藩作業方の土砂採取所となる〔事蹟緒鑑〕。

2- 安芸郡海田市，波戸 200 余間築調を計画して同郡舟越村と争論する〔海田市旧記〕。

3- 広島藩，酒造株の他郡との自由貸借を令すが，山県郡のみ郡内酒屋の反対により撤回する〔加計万乗〕。

4- 福山藩，刎首を死罪と改称する〔岡山・下宮家文書〕。

閏 7- 福山藩，盗賊の領内での余罪を厳しく追求すべきことを達す〔町奉行郡奉行大目付掌故〕。

閏 7- 広島藩儒加藤十千没（80）〔芸備先哲伝〕。

10-11 暴風雨・洪水，広島領内の堤防決壊，5 万 2070 間余，田畑損毛 21 万 3578 石余，流失全壊家屋 1871 軒，死者 12 人〔恭昭公済美録 21〕。

10- 安芸郡府中・仁保島辺で地取と唱える相撲興行あり〔事蹟緒鑑〕。

11- 広島藩，他国酒の売買を禁じ，特に郡々浦辺島方での他国酒売りを厳しく取り締まる〔管・内海家「御用年誌帖」〕。

1779 安永 8 己亥

1-31 狂歌師芥河屋貞佐没(81)〔知新集 6〕。

3- 1 広島七軒多門跡を百間馬場と改称〔恭昭公済美録 22〕。

4- 浅野重晟，領内に社倉法を実施させるよう郡奉行を督励する〔恭昭公済美録 13〕。

5- 4 広島藩，厳島明神祭における広島の御供船の船飾りを華美にならないよう制限する〔鶴皐公済美録 30〕。

8- 広島藩，重ねて社倉法の実施を領内に命ず〔芸藩志拾遺 11〕。

10- 広島藩, 広島川口入津米差止めの期間中は, 領内での他国米売買を禁止する〔江田島・久枝家文書〕。

11- 広島藩，広島近郊の村々での相撲興行を禁止する〔江田島・久枝家文書〕。

この年, 福山藩，繰綿の封印賃を廃止し，運上所 6 か所を停止する〔加藤氏諸控〕。

この年, 広島藩，中国大陸産の棉種を試作し，品種改良をはかる〔事蹟緒鑑 32〕。

1780 安永 9 庚子

1-10 広島藩，知行物成 5 歩戻し〔事蹟緒鑑 58〕。

5- 広島藩，尾道町の問屋座定法を制定し，他国商事振興のため銀座仕切銀の借付けを始める〔尾道問屋年誌〕。

9-12･15 広島藩郡中諸村の社倉設立がほぼととのい，矢野村尾崎八幡宮で社倉成就の祈祷を行う〔近世 2〕。

10- 福山吉津町惣門辺出火，焼失家屋 214 軒〔近世 2〕。

11- 1 広島藩，尾道町の煙草運上銀を改訂する〔泉屋文書〕。

この年, 恵蘇郡大津村百姓，庄屋と出入に及ぶ〔双三郡三次市史料総覧〕。

この年, 福山鳳州「翠江山園記」を著わす〔近世 2〕。

この年, 山県郡内で稲虫駆除に鯨油・燈油を使用する〔加計万乗〕。

この年, 頼春水，門弟達と筆写した「大日本史」243 巻を広島藩に献上〔竹原市史〕。